

盛土規制法に基づく許可基準

令和 7 年 4 月

近江八幡市

本許可基準の位置づけ

近江八幡市では、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）に基づき申請された盛土等の許可等に関して、法令の定めに従って判断するための審査基準を定めています。

本許可基準は、次のとおり三部構成としています。

第Ⅰ部 手引き編

第Ⅱ部 技術的基準編

第Ⅲ部 様式編

この許可基準は、行政手続法に基づく審査基準としており、盛土規制法の規定に基づく盛土等の工事及び関連する事業に適用します。ただし、当該行為に係る関係法令に別途、定めがある場合には、各法令等にも適合することが必要です。

第Ⅰ部の手引き編は、主に盛土規制法に基づく申請手続き全般に関することを記載したものです。具体的には、盛土等の許可及び届出にかかる手続きを記載しています。

第Ⅱ部のこの技術的基準編は、主に盛土規制法第 13 条及び第 31 条の宅地造成等に関する工事の技術的基準に関する内容を具体的に記載したものです。

なお、この技術的基準において特に定めのないものについては、次の図書等を参考としてください。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
（令和 5 年 5 月 26 日 国土交通省都市局長、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官発都道府県宅地盛土規制担当部局長あて文書）
- ② 盛土等防災マニュアルの解説
（編集：盛土等防災研究会、発行：株式会社ぎょうせい）

（参考）行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抜粋

- 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下、「審査基準」という。）を定めるものとする。審査基準は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。（行政手続法第 2 条、第 5 条第 2 項）
- 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。（行政手続法第 5 条第 3 項）

目 次

第Ⅰ部 手引き編

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要	- 1 -
1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨	- 1 -
1-2 盛土規制法に関する根拠法令等	- 1 -
1-3 用語の定義	- 1 -
1-4 区域指定図（案）	- 2 -
1-5 許可を要する工事	- 3 -
1-6 届出を要する工事	- 3 -
1-7 許可及び届出を要しない工事	- 4 -
2 許可権者	- 6 -
3 工事の技術的基準及び設計者資格	- 6 -
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	- 7 -
3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	- 7 -
3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	- 8 -
4 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	- 9 -
4-1 事前審査	- 9 -
4-2 周辺住民への周知	- 9 -
4-3 許可申請書作成要領	- 11 -
4-4 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領	- 13 -
4-5 標準処理期間	- 14 -
4-6 許可等申請手数料	- 14 -
5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項	- 17 -
5-1 許可の条件	- 17 -
5-2 標識の掲出	- 17 -
5-3 着手届の提出	- 18 -
5-4 工事の変更許可申請書	- 18 -
5-5 軽微な変更に関する届出	- 18 -
5-6 工事の休止・再開・廃止に関する届出	- 18 -
6 検査・定期報告	- 19 -
6-1 中間検査	- 19 -
6-2 定期報告	- 19 -
6-3 完了検査・確認申請	- 20 -
6-4 検査・確認時の留意事項	- 21 -

7 申請手続の流れ	- 22 -
8 手続の一覧	- 23 -

第Ⅱ部 技術的基準編

第1章 地盤に関する技術的基準

1 崖面の排水	第1章 - 1 -
2 地滑り防止杭等	第1章 - 1 -
3 段切り	第1章 - 3 -
4 小段	第1章 - 3 -
5 切土の安定	第1章 - 4 -
6 切土の勾配	第1章 - 6 -
7 溪流等の範囲	第1章 - 7 -
8 溪流等における盛土	第1章 - 7 -
9 盛土の高さ	第1章 - 10 -
10 盛土材料に対する標準法勾配の目安	第1章 - 10 -
11 盛土ののり面の検討	第1章 - 11 -
12 建設発生土の利用基準	第1章 - 11 -

第2章 擁壁に関する技術的基準

1 擁壁の設置義務	第2章 - 1 -
2 擁壁の構造	第2章 - 3 -
3 擁壁の基礎地盤	第2章 - 5 -
4 地耐力	第2章 - 8 -
5 地盤の状況	第2章 - 9 -
6 擁壁の根入れ	第2章 - 11 -
7 擁壁の設計（共通）	第2章 - 13 -
8 練積み擁壁	第2章 - 13 -
9 プレキャスト擁壁	第2章 - 15 -
10 重力式擁壁	第2章 - 16 -
11 認定擁壁	第2章 - 19 -
12 任意設置擁壁	第2章 - 20 -
13 構造細目	第2章 - 21 -
14 水抜穴及び透水層	第2章 - 22 -
15 コンクリート	第2章 - 24 -
16 鉄筋	第2章 - 25 -

第3章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

- 1 要求性能……………第3章 - 1 -
- 2 設計定数……………第3章 - 3 -
- 3 土圧の算定……………第3章 - 5 -
- 4 部材の応力……………第3章 - 13 -

第4章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

- 1 崖面崩壊防止施設の設置……………第4章 - 1 -
- 2 崖面崩壊防止施設の要求性能……………第4章 - 2 -

第5章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

- 1 法面の保護……………第5章 - 1 -

第6章 排水工に関する技術的基準

- 1 排水工……………第6章 - 1 -
- 2 盛土内排水層（水平排水層）……………第6章 - 8 -
- 3 排水施設の断面……………第6章 - 9 -

第7章 土石の堆積に関する技術的基準

- 1 土石の堆積の設計……………第7章 - 1 -
- 2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置……………第7章 - 3 -

第8章 開発事業等に伴う防災対策に関する技術的基準

- 1 防災対策の考え方……………第8章 - 1 -
- 2 流量増対策……………第8章 - 1 -

第Ⅲ部 様式編

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則で定める様式
- 2 近江八幡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則で定める様式
- 3 その他市が定める書類

盛土規制法に基づく許可基準

令和 7 年 4 月	制 定	「盛土規制法に基づく許可基準」
------------	-----	-----------------

【 手 引 き 編 】

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

1-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法許可制度に関する根拠法令等は、宅地造成及び特定盛土等規制法、施行令、規則、近江八幡市細則です。

本書で引用する法令等の略語は、次のとおりとします。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

市細則：近江八幡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

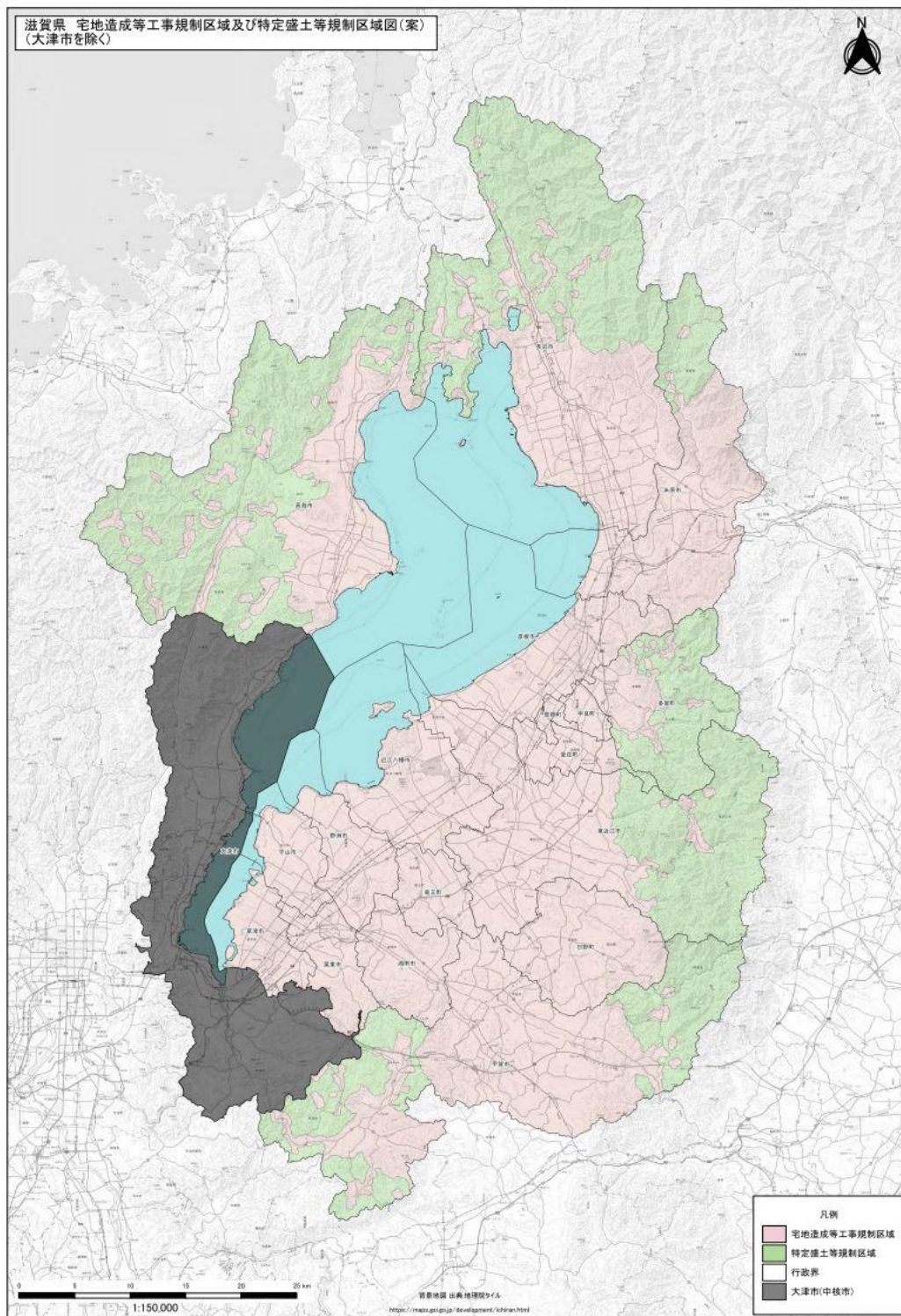
1-3 用語の定義

本手引きで使用する用語の定義は下表のとおりです。

表 1-3 用語の定義

用 語	定 義
宅地(法第 2 条)	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。
農地等(法第 2 条)	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
公共施設用地 (法第 2 条)	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。 詳細については、「1-7 許可及び届出を要しない工事」を確認してください。
宅地造成(法第 2 条)	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第 3 条で定めるものをいいます。
特定盛土等(法第 2 条)	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第 3 条で定めるものをいいます。
土石の堆積(法第 2 条)	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。)
宅地造成等(法第 10 条)	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
崖(政令第 1 条)	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。
宅地造成等工事規制区域(法第 10 条)	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域 (法第 26 条)	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等(法第 13 条)	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1 - 4 区域指定図 (案)



1－5 許可を要する工事

許可を要する工事は、規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で一定規模を超えるものとなります。許可を要しない規模であっても届出を要する規模の規定があります。（次項に記載）

表 1－5 許可を要する工事

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第 2 条、政令第 3 条、政令第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 盛土で、高さが 1m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが 2m 超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ 2m 超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ 2m 超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積 500 m ² 超のもの（①～④を除く）※
土石の堆積（注 1） (法第 2 条、政令第 4 条、政令第 28 条、省令第 8 条(10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ⑥ 堆積の高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超のもの ⑦ 堆積の面積 500 m ² 超のもの※

注 1：土石の堆積の許可期間は 5 年以内となります。

※盛土又は切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合

1－6 届出を要する工事

届出を要する工事は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う擁壁等に関する工事、及び宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において一定規模を超えるもので区域指定の際、現に工事着手（注 1）している工事となります。

注 1：「工事着手」とは工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

表 1 - 6 - 1 届出が必要な行為

行為	対象規模	提出期日
擁壁等に関する工事 (法第 21 条第 3 項、令第 26 条第 1 項)	擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事	工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の宅地化及び農地転用 (法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項)		転用した日から 14 日以内
宅地造成 特定盛土等 (区域指定の際、現に工事 着手しているもの(注 2))	《宅地造成等工事規制区域》 ① 盛土で、高さが 1m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが 2m 超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ 2m 超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ 2m 超のもの(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 500 m ² 超のもの(①～④を除く) ※	規制開始後 21 日以内
土石の堆積 (区域指定の際、現に工事 着手しているもの)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 堆積の高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超のもの ② 堆積の面積 500 m ² 超のもの※	

注 1：土石の堆積の届出の有効期間は 5 年以内となります。

※盛土又は切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合

1 - 7 許可及び届出を要しない工事

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表 1 - 7 許可を要しない工事

区 分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、 政令第 2 条、省令第 1 条各 項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

区 分	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事 （法第 12 条第 1 項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項各号）	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土又は切土（政令第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1）を行う工事 ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1） ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 2）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 3）又はその付近（注 4）に堆積するもの（注 5）
みなし許可となる工事 （法第 15 条各項に基づき許可があったもの（受けたもの）とみなす工事）	・国又は都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 6）（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去並びに表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの

注 1： 規定の勾配で整形される盛土裾部（1：1.8、高さ 30 cm 以下で幅約 0.5m×外周分の面積）については高低差 30 cm を超えないものであっても許可対象の面積に含まれます。

注 2： 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注 3： 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注 4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注 5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注 6：通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局（農業委員会事務局）に対して事前審査前に相談を行ってください。

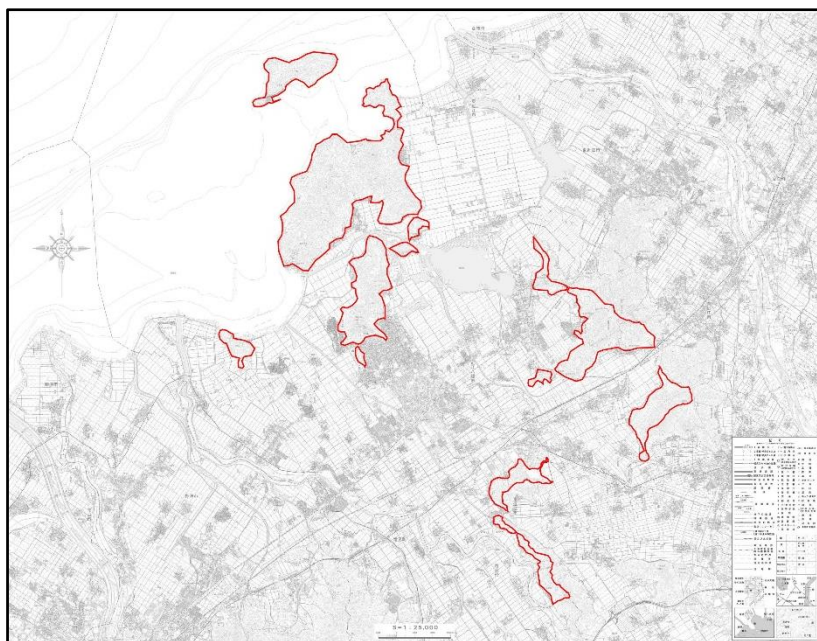
2 許可権者

滋賀県知事のほか中核市、地方自治法に基づく事務移譲市町の長に許可等の権限があります。

本市で取り扱う事務は以下のとおり	許可	中間 検査	定期 報告	完了 検査	届出	対象
近江八幡市（平地部）	○	○	○	○	○	
近江八幡市（山間部）		○	○			盛土規制法のみなし許可扱いとなる開発許可に関するものに限る

なお、近江八幡市（山間部）は、上記を除き滋賀県知事が許可権者となります。

別図 本市における山間部（赤枠内）



3 工事の技術的基準及び設計者資格

滋賀県は、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、滋賀県のホームページで公表しています。

（ダウンロード：国ＨＰ 盛土等防災マニュアル）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準は下表のとおりです。

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（法第13条第1項、政令第7条～第18条）

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準は下表のとおりです。

表 3 - 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（法第 13 条第 1 項、政令第 19 条）

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

3 - 3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

下記の工事の設計は設計者の資格を有する者が実施する必要があります。

資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

設計者の資格を有する者とは下記のいずれかに該当するものを指します。

設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院もしくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院もしくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業

農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4 宅地造成等に関する工事の許可・届出の申請等

各種申請等の方法は、書面による申請により受け付けます。

4－1 事前審査

事前審査は、宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、それぞれ所管する関係法令等により事前に審査し、許可の要否や許可の見通しがあるのか確認する手続きになります。

事前審査書に必要書類を添えて、許可権者に提出してください。

事前審査の結果を受けた申請者は、当該要件を整理反映して必要な手続きを終える必要があります。

様式や添付書類については、近江八幡市のホームページで公表しています。

4－2 周辺住民への周知

事前審査の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下記のいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。（注 1）

○周辺住民への周知の方法

- 1 説明会の開催
- 2 工事内容を記載した書面の配布
- 3 工事の内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

注 1：以下の場合には説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

・以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は下表のとおりです。

表 4 - 2 - 1 住民への周知を行う範囲の考え方

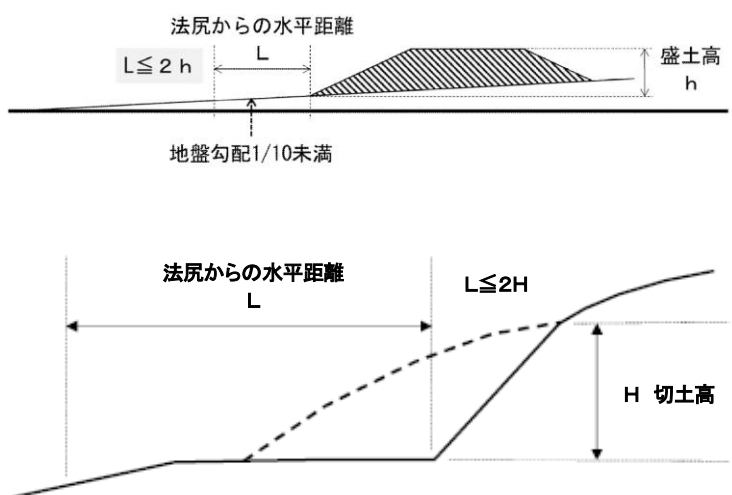
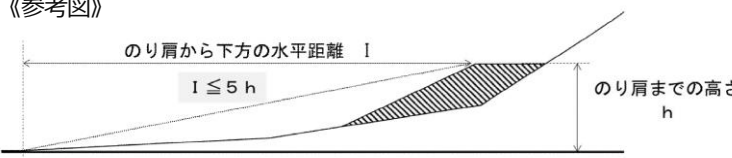
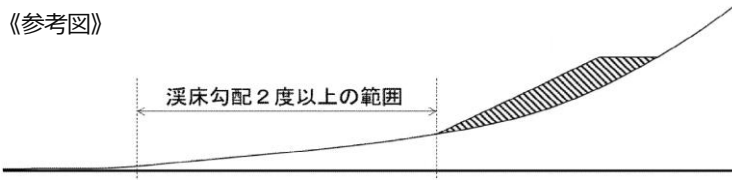
盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》  法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ 盛土高 h 地盤勾配 1/10 未満 法尻からの水平距離 L $L \leq 2H$ H 切土高
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》  のり肩から下方の水平距離 I $I \leq 5h$ のり肩までの高さ h
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 《参考図》  溪床勾配 2 度以上の範囲

表 4 - 2 - 2 周知する工事の具体的内容

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	
⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量	⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

4 - 3 許可申請書作成要領

宅地造成等に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、許可権者の申請窓口へ提出してください。なお、許可の申請（変更の許可を含む）には、申請手数料が必要となります。詳細については、「4 - 6 許可等申請手数料」を確認してください。

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書作成要領

①「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

②「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

③「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

④「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

⑤「工事着手前の土地利用状況」「工事完了後の土地利用」

- ・工事前後の土地利用については、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものについて記載してください。
- ・工事完了後の土地利用について、建築の有無等の具体的な内容を記載してください。

⑥「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
 - （１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - （２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

(3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地

(3) (1)、(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

⑧「工事の概要」

(ア) 盛土又は切土の高さ

・「1－2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

(ウ) 工程の概要

・工程表を添付してください。

⑨「その他必要な事項」

・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

○土石の堆積に関する工事の許可申請書作成要領

省令様式第4号（法第12条第1項）

①「工事主住所氏名」

・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

②「工事施行者住所氏名」

・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

③「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。

・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

④「工事の目的」

- ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載してください。なお、特定の工事に付随する場合は、その工事の期間についても併せて記載してください。

⑤「工程の概要」

- ・年間の土石の搬入、搬出量等を記載してください。

○宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成要領

- ・申請書等は変更前後が分かるように記入（変更前は赤書き、変更後及び変更のない箇所は青又は黒書き）してください。
- ・変更のあった図面は変更前後が分かるように記入（変更前は黄書き、変更後は赤書き、変更のない箇所は青又は黒書き）してください。なお、抹消する図書については黄色で「×」印、新規は赤色で「新規」と明示してください。
- ・その他記載内容については当初申請の要領の内容を参考してください。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者又は工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

申請書の必要部数は下表のとおりです。

表 4－3－1 申請書提出部数

区 分		提出部数	備 考
許可申請書一式	正本	1 部	申請書等作成要領兼チェックリストを参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類・図面は、チェックリスト（許可申請）を参照ください。

なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

4－4 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領

擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書は、次の要領で作成し、許可権者の申請窓口へ提出してください。

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、変更届出書を提出しなければなりません。（法第 21 条第 3 項の届出の場合に限る。）

表 4-4-1 届出書提出部数

区 分		届出部数	備 考
届 出 書 提出部数	正本	1 部	申請書等作成要領兼チェックリストを参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

届出に必要な書類・図面は、チェックリスト（届出工事）を参照ください。

4-5 標準処理期間

行政手続法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、次のとおり審査基準及び標準処理期間を定めています。

申請の種類	標準処理期間
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可(協議の成立)	30日
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日
土石の堆積に関する工事の変更の許可	14日

- 1.標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。また、事前協議、土日祝祭日、市の休日の期間等を含みません。
- 2.標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4-6 許可等申請手数料

近江八幡市手数料条例にて、以下の申請時には手数料が必要となります。

- 1.法第 12 条第 1 項の許可申請時
- 2.法第 16 条第 1 項の変更許可申請時
- 3.法第 18 条第 1 項の中間検査申請時
- 4.規則第 88 条の証明申請時

・届出を必要とする工事等（継続工事、擁壁等の除却工事、公共施設用地の転用）について、手数料は不要です。

1.許可申請等手数料

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。

号	申 請 内 容			手 数 料	
ア	法第 12 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の許可申請の審査	宅地造成、特定盛土等及び土砂の堆積に関する工事の許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	宅地造成、特定盛土等に関する工事 (円)	土砂の堆積に関する工事 (円)
			0. 0 5 以内	12,000	11,000
			0. 0 5 超 0. 1 "	23,000	13,000
			0. 1 " 0. 2 "	34,000	16,000
			0. 2 " 0. 3 "	52,000	19,000
			0. 3 " 0. 5 "	64,000	27,000
			0. 5 " 1. 0 "	88,000	31,000
			1. 0 " 2. 0 "	140,000	37,000
			2. 0 " 4. 0 "	216,000	51,000
			4. 0 " 7. 0 "	340,000	70,000
			7. 0 " 10. 0 "	480,000	105,000
			10. 0 "	620,000	129,000
イ	法第 16 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の変更許可申請の審査	宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料 (変更許可申請 1 件につき、右に掲げる額を合算した額。但し、その額が62万円を超えときは、その手数料の額は62万円)	(ア) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の設計の変更 (イ) のみに該当する場合を除く。) については、盛土又は切土をする土地の面積 (イ) に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じて前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (イ) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じて前号に規定する額	既に許可を受けた区域に変更が無く設計変更を行うとき (ア) に該当)	前号規定額 ×1/10
				区域の縮小に伴い設計変更を行うとき (ア) に該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 ×1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき (イ) に該当)	増面積に応ずる前号規定額
				区域の増加を伴い、かつ、設計の変更を行うとき (ア) 及び (イ) に該当)	(変更前の区域面積 B に応じる前号規定額 ×1/10) + (増面積に応ずる前号規定額)
			(ウ) その他の変更	(ア) 及び (イ) 以外の変更を行うとき	13,600 円

号	申 請 内 容			手 数 料	
イ	法第 16 条第 1 項の宅地造成等に関する工事の変更許可申請の審査	土砂の堆積に関する工事の変更許可申請手数料（変更許可申請 1 件につき、右に掲げる額を合算した額。 但し、その額が 12 万 9 千円を超えるときは、その手数料の額は 12 万 9 千円）	（ア） 土砂の堆積に関する工事の設計の変更（（イ）のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（（イ）に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じて前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額	既に許可を受けた区域に変更が無く設計変更を行うとき （（ア）に該当）	前号規定額 ×1/10
			（イ） 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じて前号に規定する額	区域の縮小に伴い設計変更を行うとき （（ア）に該当）	縮小後の面積に応ずる前号規定額 ×1/10
				設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき （（イ）に該当）	増面積に応ずる前号規定額
				区域の増加を伴い、かつ、設計の変更を行うとき （（ア）及び（イ）に該当）	（変更前の区域面積 B に応じる前号規定額 ×1/10） +（増面積に応ずる前号規定額）
			（ウ） その他の変更	（ア）及び（イ）以外の変更を行うとき	13,600 円
ウ	法第 18 条の宅地造成等に関する工事の検査の申請に対する検査	宅地造成等に関する工事の検査の申請に対する検査手数料	造成面積（ha）		
			0.3 以内	3,900 円	
			0.3 超 2.0 "	5,800 円	
			2.0 " 4.0 "	12,000 円	
			4.0 " 7.0 "	23,000 円	
			7.0 " 10.0 "	41,000 円	
			10.0 "	58,000 円	
ク	盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の交付	施行規則第 88 条の規定に基づく証明書交付手数料	1 件	5,800 円	

5 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

5-1 許可の条件

近江八幡市では、宅地造成等に関する工事の許可時に、次のような条件を付しています。（法第 12 条第 3 項）

- （１）工事施行中の防災措置、公共施設の機能保全、災害復旧
- （２）工事施行状況の記録
- （３）各種報告事項
- （４）工事を中止又は廃止する場合の措置
- （５）その他

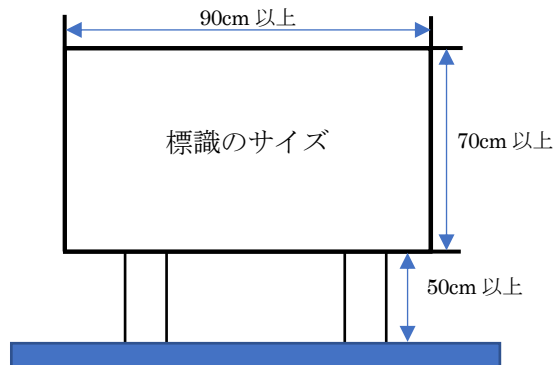
5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第 49 条）

標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の住所氏名 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③工事施行者の氏名又は名称 ④現場管理者の氏名又は名称 ⑤工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式 様式第二十三 （宅地造成、特定盛土等 の場合） ・省令様式 様式第二十四 （土石の堆積の場合）

【標識のサイズ】



5-3 工事着手届出書の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要があります。

表 5-3-1 着手届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
着手届	市細則様式 別記様式第 4 号	正 1 部	(市細則第 7 条)
写真	工事着手日が確認できるもの	副 1 部	

5-4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、許可権者の許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、手数料の納付が必要となります。必要書類については「4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」を確認してください。

5-5 軽微な変更に関する届出

変更許可を要さない変更をする場合は許可権者へ届け出る必要があります。詳細については「4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」並びに申請書等作成要領チェックリストを確認してください。

表 5-5-1 軽微な変更に関する届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
軽微な変更に関する届出	市細則様式 別記様式第 7 号	正 1 部	(市細則第 10 条)
変更内容確認できる書類	当初申請に添付していた書類、図書のうち変更するもの	副 1 部	

5-6 工事の休止・再開・廃止に関する届出

工事主は、許可を受けた工事、届出をした工事を休止し、もしくは休止した工事を再開しようとするとき、又は廃止しようとするときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要があります。

表 5-6 工事の休止・再開・廃止届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
工事休止・再開・廃止届	・廃止した事由など ・廃止に伴う今後の措置 (市細則様式 別記様式第 14 号)	正 1 部 副 1 部	(市細則第 17 条)

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
現況図	・廃止した現況が分かるもの ・縮尺 1/500 ・写真の撮影方向		
写真	・現況が分かるもの		
災害防止計画			廃止届に添付

6 検査・定期報告

6－1 中間検査申請

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。工事主は、中間検査を要する規模の工事の特定工程が完了できしだい、許可権者へ検査申請を提出しなければなりません。なお、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施します。この場合も中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

中間検査対象となる規模及び対象工程は下表のとおりです。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となります。詳細については、「4－7 許可等申請手数料」にてご確認ください

表 6－1－1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	提出部数	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行 って、高さ 5 m 超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ 5 m 超 (①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①～④ を除く)	盛土前又は切土 後の地盤面に暗渠 排水管を配置する 場合	・省令様式 様式 第十三 ・検査対象を明示 した平面図 ・検査対象の写真	正 1 部 副 1 部	対象工程完了 から 4 日以内

6－2 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。工事主は、工事期間が 3 か月を経過する度に、許可権者へ届け出る必要があります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

定期報告が必要な工事の規模、報告すべき事項等は下表のとおりです。

表 6 - 2 - 1 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	提出部数	報告の期間
宅地造成 特定盛土 等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行っ て、高さ 5 m 超の崖 （①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超 （①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 （①～④を除く）	報告時点における盛土、 切土、擁壁、崖面崩壊 防止施設、排水施設、 地滑り抑止ぐい、グランド アンカー、その他の土留の 施行状況	・市細則様式 別記様式第 2 号 ・盛土、切土を している土地の 写真 ・報告対象を 明示した平面 図	正 1 部 副 1 部	許可日から 3 ヶ月ごと
土石の堆 積	①堆積の高さ 5m 超かつ面 積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超	報告時点における土石 の堆積の施行状況（空 地、柵、雨水その他の地 表水を有効に排除する 措置及び擁壁等の状 況。なお、前回報告時 点からの新たな堆積及び 除却された土石の土量 を含む）	・市細則様式 別記様式第 3 号 ・土石の堆積を 行っている土地 及びその周辺 の写真		

6 - 3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。工事主は、工事が完了できしだい、許可権者へ検査（確認）申請を提出しなければなりません。

詳細については、申請書等作成要領兼チェックリストにてご確認ください。

表 6 - 3 - 1 完了検査等

行為	区分	申請書類	提出部数	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	完了検査	省令様式 様式第九	正 1 部 副 1 部	工事完了から 4 日以内
土石の堆積	確認申請	省令様式 様式第十一		

6－4 検査・確認時の留意事項

工事の検査・確認の実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 着工前後及び施工状況を確認できる全景写真を申請書に添付すること。なお、全景写真の撮影時には下記の内容に留意すること。
 - ア 着工前、工事施工中及び完了の写真を必ず添付すること。写真は対比が出来るよう同じ位置から、同じ方向へ撮影すること。
 - イ 撮影地点及び方向を平面図(造成平面図)に記入し、写真と対照が可能であるよう記号を示すこと。
 - ウ 撮影については黒板、スタッフ等により、写真にて寸法等を確認できるようにすること。
 - エ 構造物においては、延長 30m毎に撮影のこと。
 - オ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように 30m毎に撮影のこと。
 - カ コンクリート厚の写真は、型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
 - キ 鉄筋組み立ての写真は、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等寸法が確認できるものを使用し撮影のこと。
 - ク 石積み、ブロック積、擁壁等の根入れの写真は、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できる撮影とすること。
 - ケ 全景写真は、撮影方向の確認ができる既設物を背景等に入れて撮影のこと。
- ③ 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ④ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ⑤ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑥ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑦ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

7 申請手続の流れ

表7-1 盛土規制法に基づく申請（許可工事）の流れ

	申請者	許可権者	備考
事前協議	(事業計画作成) 事前協議書提出 意見書(要件)受領	事前協議書受付 審査 意見とりまとめ 意見書(要件)通知 ※副本返却	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。
本申請前	要件(処理)協議 要件協議確認書提出 協議済書受領 周辺住民への周知 地権者等全員からの同意	要件協議対応 要件協議確認書受付 協議了の確認	・説明会必須:溪流等で高さ15m超の盛土等の工事
本申請	許可申請書提出 補正依頼受領 書類等補正 許可証受領	許可申請書受付 審査 補正依頼 補正書類等受付 許可 許可証交付	・変更許可申請等も同様に取扱う。
許可後・工事施工	標識の設置 工事着手届出書提出 ※定期報告書提出 ※中間検査申請書提出 ※検査済証受領 完了検査申請書提出 検査済証受領 (盛土等を常に安全な状態に維持)	工事着手届出書受理 ※定期報告受理 ※中間検査申請書受付 ※中間検査 ※検査済証交付 完了検査申請書受付 完了検査 検査済証交付	※対象工事のみ ・土石の堆積は中間検査の対象外となる。 ・土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。

8 手続の一覧

盛土規制法に基づく手続きは以下のとおりです。

表 8 - 1 手続の一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前協議		宅地造成等に関する工事の許可申請にあたり行う事前の審査	—	許可基準「第Ⅲ部 様式編」参照
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	省令様式 様式第二（省令第 7 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	省令様式 様式第四（省令第 7 条第 2 項）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	省令様式 様式第七（省令第 37 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	省令様式 様式第八（省令第 37 条第 2 項）
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項	市細則様式 別記様式第 7 号（市細則第 10 条）
標識の掲示		標識の掲示	法第 49 条	省令様式 様式第二十三又は第二十四（省令第 87 条第 1 項又は第 2 項）
工事等の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 （宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項	省令様式 様式第十五（省令第 52 条第 1 項）
工事等の届出	当初	土石の堆積に関する工事の届出 （宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項	省令様式 様式第十六（省令第 52 条第 3 項）
		擁壁等に関する工事の届出 （高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 21 条第 3 項	省令様式 様式第十七（省令第 55 条）

		手続の種類	根拠法令等	様式
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項	省令様式 様式第十八 (省令第 56 条)
	変更等	届出工事（法第 21 条第 3 項）の変更届出	細則第 15 条	市細則様式 別記様式第 12 号（市細則第 15 条)
		工事中止等の届（中止・再開・廃止）	細則第 17 条	市細則様式 別記様式第 14 号（市細則第 17 条)
着手届		工事着手届	細則第 7 条	市細則様式 別記様式第 4 号（市細則第 7 条)
中間検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間 検査	法第 18 条第 1 項	省令様式 様式第十三 (省令第 46 条)
定期報告		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期 報告	法第 19 条第 1 項	市細則様式 別記様式第 2 号（市細則第 3 条)
		土石の堆積に関する工事の定期報告		市細則様式 別記様式第 3 号（市細則第 3 条)
完了検査		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了 検査	法第 17 条第 1 項	省令様式 様式第九（省 令第 40 条)
		土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項	省令様式 様式第十一 (省令第 43 条)
		宅地造成等に関する工事の一部完了検査	細則第 12 条	市細則様式 別記様式第 10 号（市細則第 12 条)
完了届		届出工事の完了届	細則第 16 条	市細則様式 別記様式第 13 号（市細則第 16 条)

各種申請に必要な様式について、近江八幡市のホームページで公表しています。

9 申請書等作成要領兼チェックリスト

盛土規制法に基づく申請書等の作成要領兼チェックリストは以下（巻末資料）のとおりです。

- ・巻末資料 1：事前協議
- ・巻末資料 2：許可申請
- ・巻末資料 3：届出工事
- ・巻末資料 4：施行規則第 8 8 条証明

【 技 術 基 準 編 】

第1章 地盤に関する技術的基準

1 崖面の排水

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

審査基準

- ・ 盛土又は切土をした崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に2%以上の下り勾配を付すること。

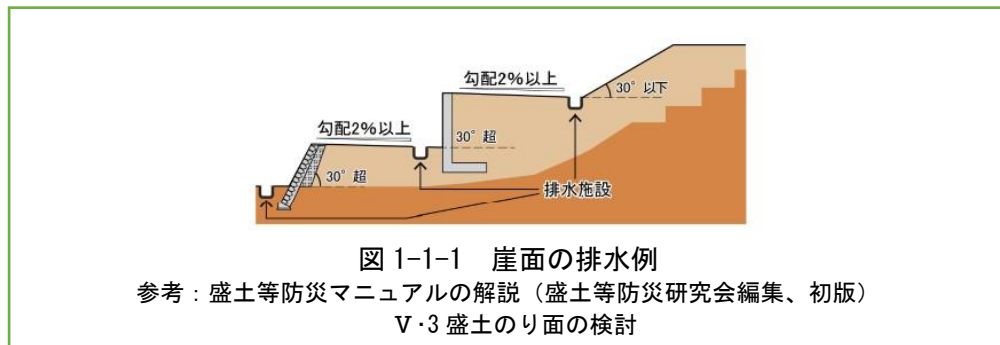


図 1-1-1 崖面の排水例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
V・3 盛土のり面の検討

2 地滑り防止杭等

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

審査基準

- ・ 杭の構造は、地滑りの規模及び周辺の状況に応じて選定するものとする。また、外力に対し杭の全断面が有効に働くように設計するものとする。
- ・ 杭の基礎部への根入れ長さは、杭に加わる土圧による基礎部破壊を起こさないよう決定するものとする。
- ・ 対象となる地滑り地域の地形及び地質等を考慮し、所定の計画安全率が得られるよう設計するものとする。

[地滑り防止杭工]

$$\bullet \text{ 安全率 } F_s = \frac{\Sigma \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\} + Pr}{\Sigma W \cdot \sin \alpha}$$

$$\bullet \text{ 抑止力 } Pr = F_{sp} \Sigma W \cdot \sin \alpha - \Sigma \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}$$

F_s : 安全率

F_{sp} : 計画安全率

c : 粘着力 [kN/m²]

ϕ : セン断抵抗角 [°]

l : 各分割片で切られた滑り面の弧長 [m]

u : 間げき水圧 [kN/m²]

b : 分割片の幅 [m]

W : 分割片の重量 [kN/m]

α : 分割片で切られた滑り面の中点と滑り円の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 [°]

[グラウンドアンカー工]

- ・地滑り地が急勾配で、杭工、シャフト工では十分な地盤反力が得られない場合や、緊急性が高く早期に効果の発揮が望まれる場合等に、適切な位置に計画すること。
- ・定着長は3.0～10.0m を原則とする。
- ・地滑りでは永久アンカーが用いられ、二重防食で耐久性のあるものとする。
- ・受圧版は、アンカーの引張力に十分に耐えられるように設計すること。
- ・計画安全率を得るための計算式は、以下を参考にすること。

$$\bullet \text{ 安全率 } F_s = \frac{\Sigma c \cdot l + \Sigma (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi + \Sigma T \{ \cos(\alpha + \theta) + \sin(\alpha + \theta) \tan \phi \}}{\Sigma W \cdot \sin \alpha}$$

- ・必要アンカー力（単位奥行あたり [kN/m] ）

$$Tr = \frac{F_{sp} \cdot \Sigma W \cdot \sin \alpha - \{ \Sigma c \cdot l + \Sigma (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi \}}{\Sigma \{ \cos(\alpha + \theta) + \sin(\alpha + \theta) \tan \phi \}}$$

F_s : 安全率

F_{sp} : 計画安全率

c : 粘着力 [kN/m²]

l : 各分割片で切られた滑り面の弧長 [m]

b : 分割片の幅 [m]

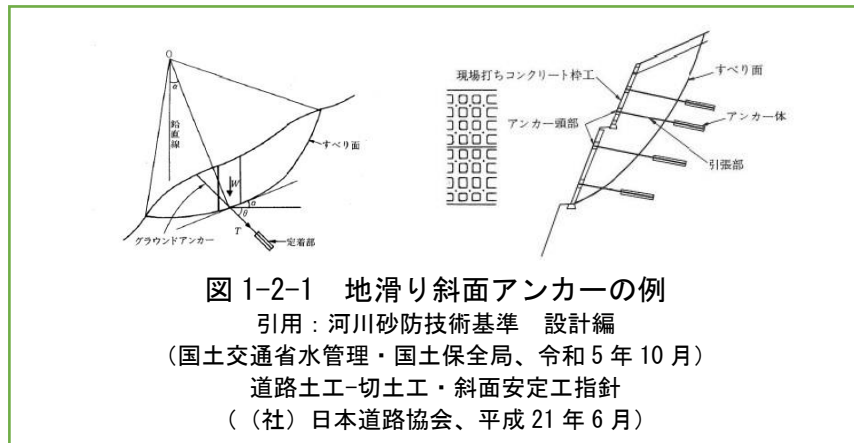
W : 分割片の重量 [kN/m]

u : 間隙水圧 [kN/m²]

α : 分割片で切られた滑り 面の中点と 滑り 円の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角 [°]

ϕ : セン断抵抗角 [°]

T : アンカー力 [kN/m]



3 段切り

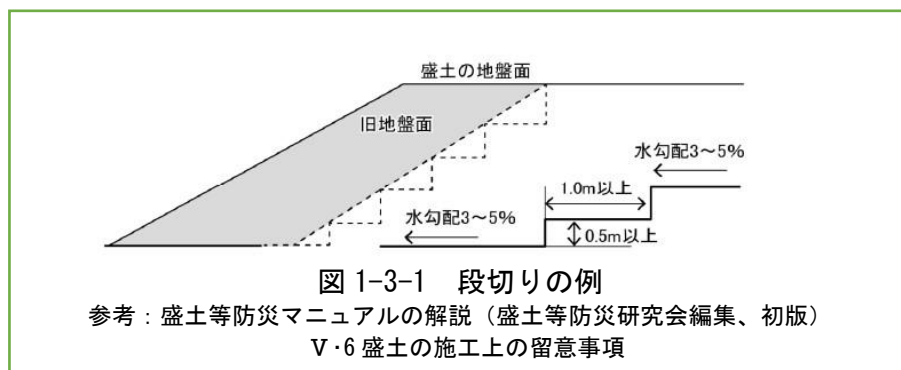
【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

審査基準

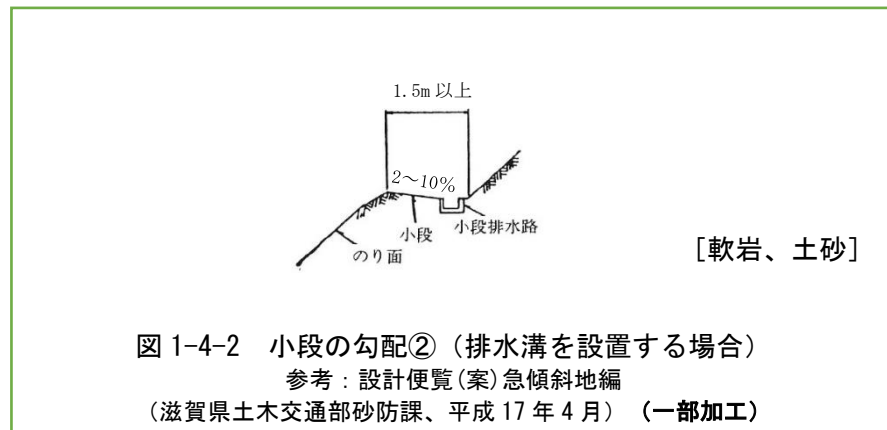
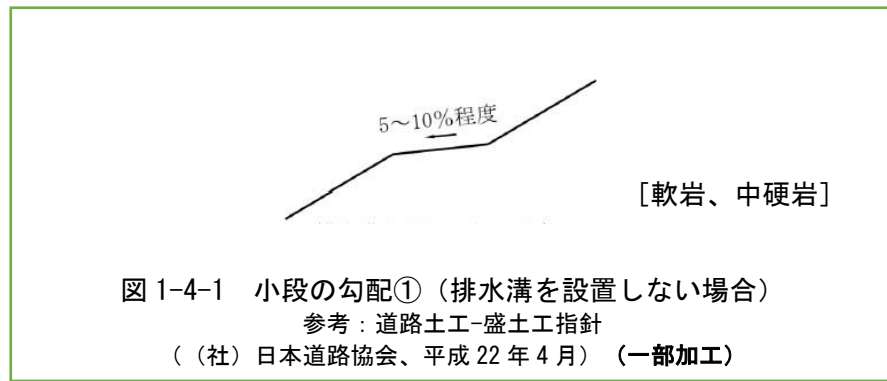
- ・ 盛土をする前の地盤面(旧地盤面)の勾配が 15° (約 1:4) 程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合、段切りを行うこと。
- ・ 段切り寸法は、原則、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上とすること。
- ・ 段切り面には、法尻方向に向かって 3～5 % 程度の排水勾配を設けること。



4 小段

審査基準

- ・ 盛土及び切土高 5m ごとに、幅 1.5m 以上の小段を設けること。
- ・ 小段の勾配は、下方の法面に向かって下り勾配 5～10% を付すること。
ただし、小段排水工を設置する場合は、上方の法面に向かって下り勾配で 2～10% を付すること。（「第 6 章 排水工に関する技術的基準」を参照してください。）
- ・ 盛土施工中の造成面の法肩には、造成面から法面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置すること。



【留意事項】

長大法となる盛土（高さが 15m を超える盛土や大規模造成地）等は、盛土全体の安定性の検討（土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の安定が保たれていることを確認）も必要です。

さらに、全体の盛土高さが 15m を超える場合は、高さ 15m ごとに 3～5m 以上の幅広の小段を設けるのが一般的です。

5 切土の安定

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること

審査基準

- ・ 滑りやすい層に地滑り抑止ぐい等を設置するなど滑り面の抵抗力を増大させること。
- ・ 粘土質等の滑りの原因となる層を砂等の良質土と置き換えること。
- ・ 地盤面からの雨 水その他の地表水の浸透を防ぐため地盤面を不透水性の材料で覆うこと。

《解説》

自然地盤は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いことから、切土をするときにはその断面に現れる土をよく観察し、粘土層のように水を通しにくく、かつ、軟弱な土質があれば、その層の厚さ及び層の方向を確かめなければなりません。

政令第七条で規定している地盤の滑りには、2つの場合が考えられます。

[層と層が滑りやすい地盤]

斜面と同じ方向に傾斜した層（流れ盤）に粘土層がはさまれていると、地盤面から浸透した水は、粘土層の不透水によりこの層の上面に沿って流下します。このとき粘土層の上面は軟弱化され、この面に沿って滑りが生ずるおそれがあります。

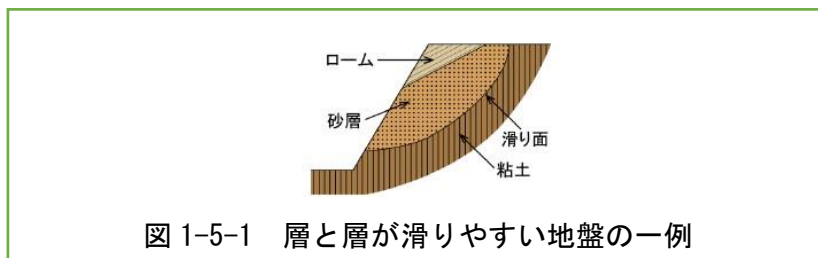


図 1-5-1 層と層が滑りやすい地盤の一例

[円弧滑りが生じやすい地盤]

単一の土質の地盤においても、崖地盤の下部に粘土層等があれば、その粘土層の上面に前述と同様な軟弱層ができて、この部分が滑り面となり円弧滑りを生ずるおそれがあります。

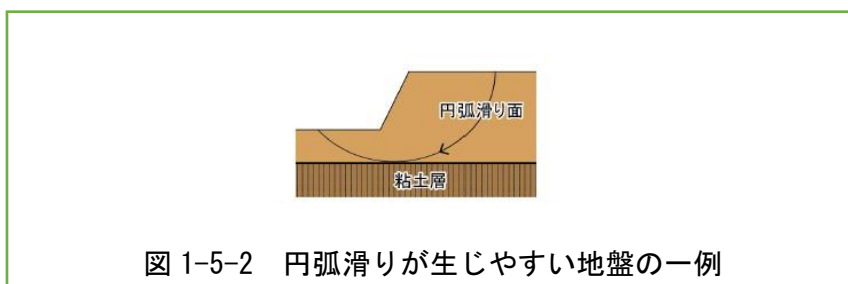


図 1-5-2 円弧滑りが生じやすい地盤の一例

[円弧滑り]

崖面の高さ、勾配、土質などによって異なりますが、通常崩壊の起こる位置によって次の3つに分けられます。

①底部崩壊

土質が比較的軟らかい粘着性の土で、崖面の勾配が緩やかな場合に起こりやすい。

②斜面先崩壊

斜面先崩壊は、粘着性の土又は見掛けの粘着力のある土からなる急な崖面に起こる。

③斜面内崩壊

斜面先崩壊の一種と考えられ、崖面の下部が堅硬な地盤のため、滑り面が下方に及ばないような場合に発生する。

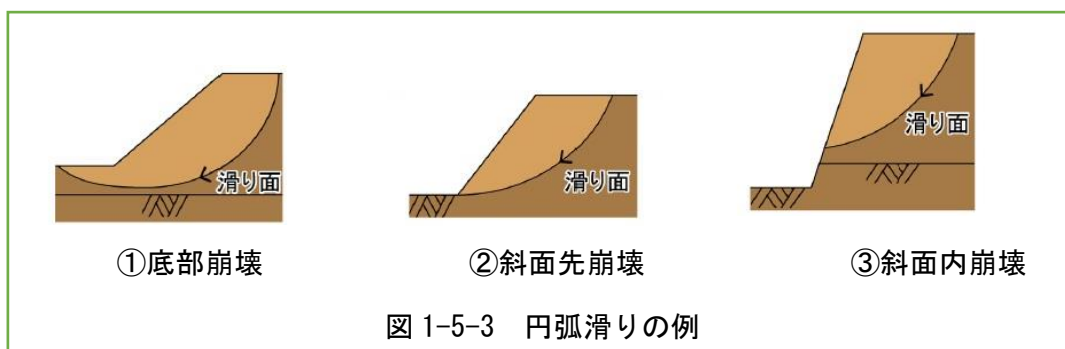


図 1-5-3 円弧滑りの例

6 切土の勾配

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること

審査基準

- ・ 政令に示す勾配どおりとすること。

表 1-6-1 政令別表第一

土質(上覧)	軟岩(風化の著しいものを除く。)	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限(中欄) $H > 5m$	60度 (約 1 : 0.6)	40度 (約 1 : 1.2)	35度 (約 1 : 1.5)
擁壁を要する勾配の下限(下欄) $H \leq 5m$	80度 (約 1 : 0.2)	50度 (約 1 : 0.9)	45度 (1 : 1.0)

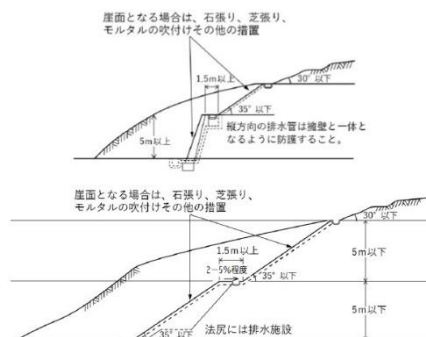


図 1-6-1 切土工（砂利、真砂土等）

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VI・4 切土の施工上の留意事項

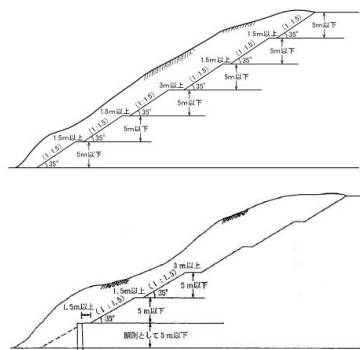


図 1-6-2 長大法(切土)の参考断面図等

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VI・4 切土の施工上の留意事項

7 溪流等の範囲

審査基準

- ・ 溪床勾配 10° 以上の勾配を呈し、ゼロ次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線(上端は谷地形の最上部まで含む)からの距離が 25m 以内の範囲。

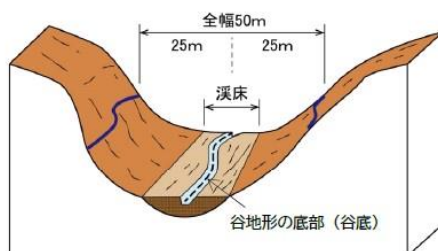


図 1-7-1 溪流等の概念図

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）
V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方（一部加工）

8 溪流等における盛土

【政令】（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

【省令】（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

審査基準

- ・ 溪流等における盛土の高さは、原則、15m 以下とすること。
- ・ 溪流等を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず、在来の溪床に必ず暗渠排水工を設ける

こと。（「第6章 排水工に関する技術的基準」を参照してください。）

- ・ 法面の末端が流水に接触する場合には、法面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し、安全性を十分確保できる高さまで構造物で処理すること。
- ・ 盛土高が15mを超える場合は、以下に示す追加措置を講じること。

[追加措置]

- ・ 盛土高が15mを超える場合は、以下の事項を考慮して、表1-8-2により安定性の検討を行うこと。
- ・ 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした地質調査、盛土材料調査、土質試験などを行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保すること。
- ・ 表1-8-3により、間げき水圧を考慮した安定計算を実施すること。ただし、地震時の安定性の検討において、液状化や繰り返し載荷による盛土の強度低下を考慮した安定計算を実施する場合は、この限りでない。
- ・ 地震時における盛土内の間げき水圧の上昇や繰り返し載荷による盛土強度低下の有無を判定するために必要な土質試験を表1-8-1により実施すること。
- ・ 土質試験の結果により、盛土の強度低下が生じると判定された場合、強度低下が生じない盛土となるよう設計条件(盛土形状・盛土材料等)の変更を行うこと。なお、設計条件の変更が行えないやむを得ない事情がある場合に限り、表1-8-2により盛土材料に応じて、液状化や繰り返し載荷による盛土の強度低下を考慮した安定計算を実施すること。
- ・ なお、隣接地(人家等)に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、より低い盛土高さであっても安定性の検討を求める場合がある。

表 1-8-1 地震時の液状化等による盛土の強度低下の判定にかかわる土質試験

試験	盛土材料	試験方法・特徴等	試験結果の適用
試験①	粗粒土	・ 繰り返し非排水三軸試験 ・ 地盤工学会で規格化されている一般的な試験方法である。 ・ 盛土材料の液状化強度比を求める。	・ 液状化強度比と地震時せん断応力比より、液状化判定（安全率F_Lの算出）を行う。 ・ F_Lより、地震時に発生する過剰間げき水圧を推定する。
試験②	細粒土 (粗粒土)	・ 繰り返し載荷後の単調載荷試験(※繰り返し非排水三軸試験に圧密非排水三軸試験を実施する試験) ・ 土地改良事業整備指針「ため池整備」に示されている試験方法であるが、規格化されていない特殊な試験である。 ・ 繰り返し載荷の影響を受けた盛土材料の強度定数を求める。	・ 繰り返し載荷の影響を受けた強度定数と、圧密非排水三軸試験の強度定数を比較する。 ・ 強度低下する場合は、繰り返し載荷過程で生じたひずみと、低下した強度定数(C_r、ϕ_r)の関係を整理。 ・ 地震応答解析等により、発生ひずみを算定し、ひずみレベル等に応じた強度定数を設定。

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版) V・3 盛土のり面の検討

表 1-8-2 地震時における盛土の強度低下を考慮した安定計算に用いる
盛土の強度定数・間げき水圧・水平震度

安定計算	盛土材料	全応力法		
		強度定数	間げき水圧	水平震度
安定計算①	粗粒土	C_{cu} 、 ϕ_{cu}	U_s 、 U_e	次の両ケースで計算する。 ・ 考慮しない(U_e を考慮する場合)

				・考慮する（標準 $k_h=0.25$ 、 U_e は考慮しない）
安定計算②	細粒土	C_r 、 ϕ_r	U_s	・考慮する（標準 $k_h=0.25$ ）

C_{cu} 、 ϕ_{cu} : 圧密非排水試験 CU より求められる強度定数

C_r 、 ϕ_r : 繰り返し載荷（繰り返し非排水三軸試験）後の単調載荷試験（圧密非排水試験）より求められる、低下後の強度定数

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間げき水圧 [kN/m^2]

U_e : 地震時に発生する過剰間げき水圧 [kN/m^2]

K_h : 地震時の水平震度

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） V・3 盛土のり面の検討

表 1-8-3 間げき水圧を考慮する盛土及び間げき水圧の考え方

盛土	間げき水圧		設定水位	設定水位等に関する補足
常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の 3 分の 1 を基本	・現場条件等※により、設定水位を盛土高の 2 分の 1 にすることも考えられる。
渓流等における高さ 15m 超の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の 3 分の 1 を基本	・現場条件等※により、設定水位を盛土高の 2 分の 1 にすることも考えられる。 ・盛土が 5 万立方メートルを超えるような場合は、三次元浸透流解析等もあわせて設定水位を検討する。
	U_e	地震時に盛土内に発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・盛土条件の更新が行えない等、やむを得ない場合に限り、過剰間げき水圧を考慮した安定計算を行う。
基礎地盤の液状化が懸念される平地部等の盛土	U_s	基礎地盤内の静水圧	既存の地盤調査結果等により水位を設定	・盛土内の間げき水圧については、平地部の盛土等、地下水位の上昇が考えられない場合は見込まない。
	U_L	液状化（基礎地盤）により発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・基礎地盤が緩い飽和砂質土等の場合に液状化判定を行う。

※：現場条件等は、多量の湧水等があり集水性が高い地形である場合等を指す。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） V・3 盛土のり面の検討

【留意事項】

（盛土高が 15m を超え、盛土量が 5 万 m^3 以下となる場合）

盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水分調査や、崩壊跡地や土石流跡地、地滑り地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。

（盛土高が 15m を超え、盛土量が 5 万 m^3 超となる場合）

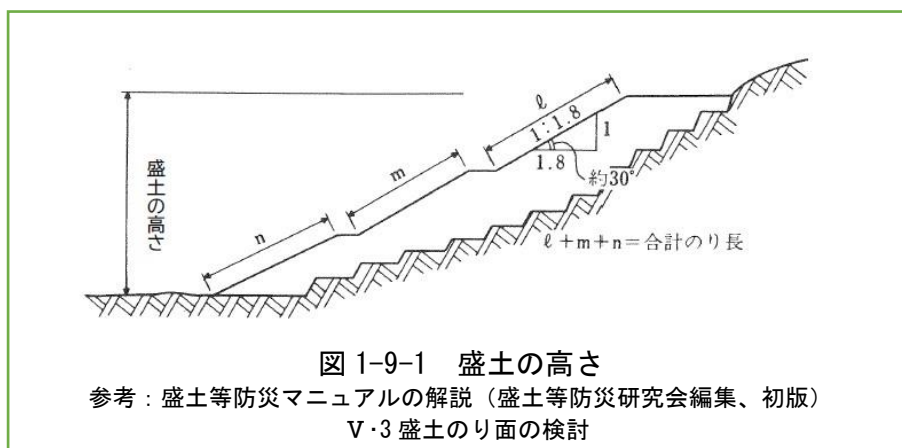
盛土高が 15m を超える場合に示す措置を基本とするが、盛土量が 5 万 m^3 超となる場合は、二次元の安定計算に加え、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果（滑り面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。なお、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、三次元解析を適用する。

さらに、三次元解析を行うために、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性の把握することが望ましい。

9 盛土の高さ

審査基準

- ・ 盛土の高さは、下図のとおり、法肩と法尻の高低差とする。
- ・ 盛土の施工において、盛土厚さは 30cm 以下とし、建設機械を用いて締固めを行うこと。
- ・ 盛土法面の勾配が、 30° を超える場合は「崖」とし、擁壁等の設置が必要となる。
- ・ 原則、盛土の高さは 15m までとし、15m 以上は高盛土(長大法)と位置付け、更に安全等への配慮を必要とする。(溪流等における盛土は、「8. 溪流等における盛土」を参照してください。)



10 盛土材料に対する標準法面勾配の目安

審査基準

- ・ 標準法面勾配は、下表のとおりとする。

表 1-10-1 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配の目安

盛土材料	盛土高 (m)	勾 配	摘 要
粒度の良い砂 (S)、礫及び細粒分混じり礫 (G)	5m 以下	1 : 1.8	・ 基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がなく、道路土工-盛土工指針に示す締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。 ・ () 内の統一分類は代表的なものを参考に示したものである。 ・ 標準法面勾配の範囲外の場合は安定計算を行うこと。
	5~15m	1 : 1.8~1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m 以下	1 : 1.8~1 : 2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m 以下	1 : 1.8	
	10~20m	1 : 1.8~1 : 2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m 以下	1 : 1.8	
	5~10m	1 : 1.8~1 : 2.0	
火山灰質粘性土 (V)	5m 以下	1 : 1.8~1 : 2.0	

参考：道路土工-盛土工指針(社)日本道路協会、平成 22 年 4 月)

1 1 盛土のり面の検討

審査基準

- ・ 次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上でのり面勾配を決定すること。
 - ①高盛土（高さ 15m以上の盛土）の場合
 - ②盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
 - ③盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地等の場合
 - ④盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合（盛土の高さが 10m以上となる場合に限る）
 - ⑤腹付け盛土となる場合
- ・ 盛土のり面の安定性は円弧すべり面法により検討することを標準とする。
- ・ 盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、常時にあつては 1.5 以上とし、地震時にあつては 1.0 以上とする。

1 2 建設発生土の利用基準

審査基準

- ・ 関係法規を遵守し、適正に利用すること。

国官技第 1 1 2 号
国官総第 3 0 9 号
国営計第 5 9 号
平成 1 8 年 8 月 1 0 日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学校総務部長
航空保安大学校校長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成 1 6 年 3 月 3 1 日付国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 号）は廃止する。

(別紙)

発生土利用基準について

1. 目 的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適 用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表－1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表－2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表－3 に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第 3 4 1 号、国官総第 6 6 9 号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分*2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (k N/m ²)	土質材料の工学的分類 *6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く))	第4a種	200 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4種改良土		有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
泥土*1), *9)	泥土 a	200 未満	人工材料	改良土 {I}	—	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	泥土 c		有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1 層ごとの突固め回数は、25 回とする。(参考表参照)

表-3 適用用途標準（1）

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
								評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

【評価】

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
 ○：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
 △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
 ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

【留意事項】

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

【備考】

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
 ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
 ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-3 適用用途標準（2）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

表-3 適用用途標準（3）

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
粘土	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
	粘土 c	×		×		△	

参考表 コーン指数（qc）の測定方法

※「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 $100 \pm 0.4 \text{ mm}$ 容量 $1,000 \pm 12 \text{ cm}^3$
	ランマー	質量 $2.5 \pm 0.01 \text{ kg}$
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに $30 \pm 0.15 \text{ cm}$ の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm^2 、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数（qc）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm^2 で除する。

注）ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

第2章 擁壁に関する技術的基準

1 擁壁の設置義務

【政令】（擁壁の設置に関する技術的基準）

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（２）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

2 前項第一号イ（１）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（２）の規定の適用については、同号イ（１）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35 度	45 度

審査基準

- ・ 盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うこと。
- ・ ただし、次の①～④に該当する場合は、擁壁を設置する必要はない。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

①政令第3条第4号又は同条第5号に該当する土地の形質変更により生じた崖面

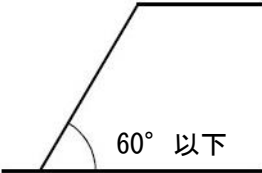
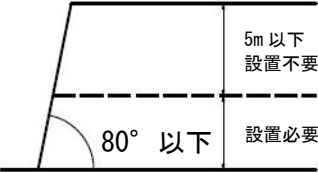
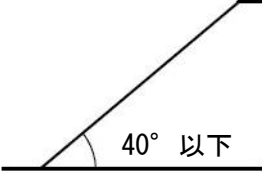
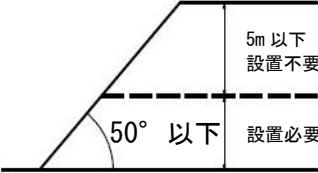
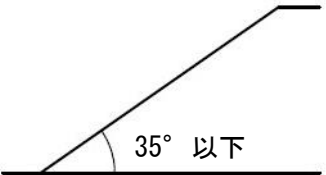
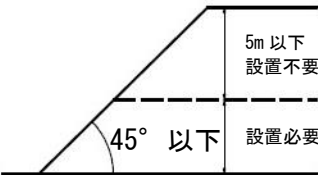
②切土により生じた崖面の一部

③安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

④崖面崩壊防止施設が設置された崖面（「第4章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準」を参照）

切土により生じた崖面であって、土質に応じ崖の勾配が表 2-1-1 に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となる。崖面の勾配が変化する場合の考え方を図 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 擁壁設置不要となる崖面(切土法面に限る)

土質	崖の上端からの垂直距離	
	5m 超 (1 号崖)	5m 超 (2 号崖)
軟岩 (風化の著しいものを除く)	 60° 以下	 80° 以下
風化の著しい岩	 40° 以下	 50° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	 35° 以下	 45° 以下

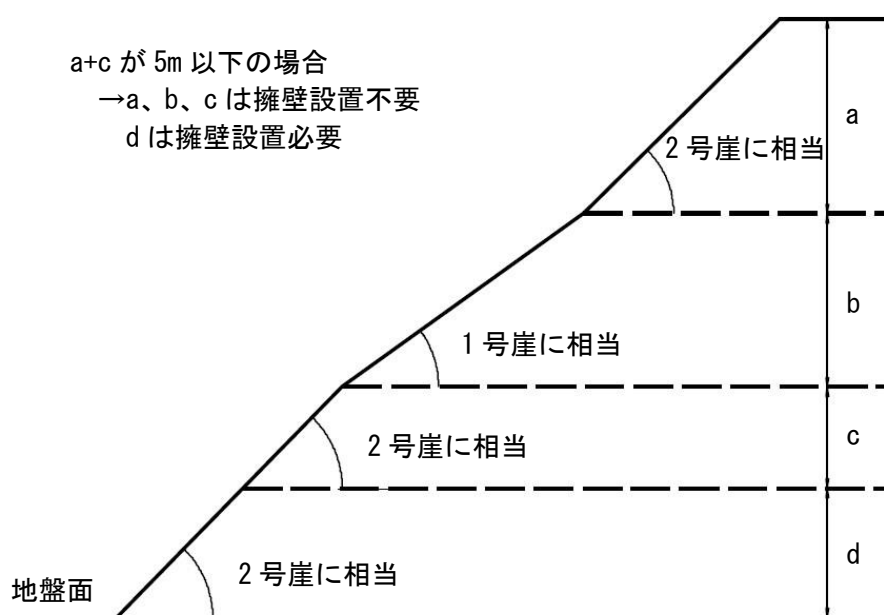


図 2-1-1 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

2 擁壁の構造

【政令】

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(定義等)

第一条 1～3 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

【細則】

(技術的基準)

第5条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法による措置とする。

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工法
- (2) 積み苗工
- (3) その他市長が適当と認めた工法

審査基準

- ・ 設置する擁壁の構造形式は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造又は認定擁壁のいずれかに該当すること。
- ・ ただし、市長が、災害の防止上支障がないと認めた場合に限り、これ以外の構造形式とすることが出来る。

《解説》

盛土又は切土に関する工事において、擁壁として使用できるものは、下表に示すとおりです。

また、盛土規制法において、擁壁の高さとは地上高(見え高)のことを指します。

表 2-2-1 擁壁の種類

擁壁	鉄筋コンクリート造擁壁	半重力式
		もたれ式
		片持ばり式
		控え壁式
	無筋コンクリート造擁壁	重力式
		もたれ式
	練積み造擁壁※1	コンクリートブロック造
		間知石練積み造
	認定擁壁※2	

引用：建築基礎構造設計指針((一社)日本建築学会、令和元年 11 月)を一部加工

※1：練積み造擁壁は、5m 以下のものに限り使用できます。

※2：本技術的基準において、政令第 17 条の規定に基づき国土交通大臣が認めた擁壁のことを、「認定擁壁」と呼称します。

参考：大臣認定擁壁の認定状況一覧(国土交通省 HP)

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001466302.pdf>

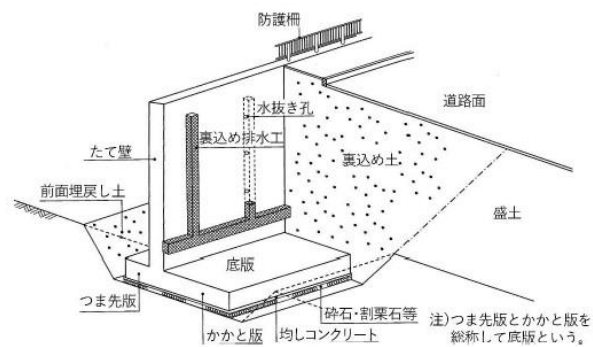


図 2-2-1 擁壁各部の名称

参考：道路土工-擁壁工指針

((社) 日本道路協会、平成 24 年 7 月)

【留意事項】

下記のとおり、擁壁の種類別に必要資料を添付すること。

表 2-2-2 擁壁の種類別添付資料

擁 壁 の 種 類		構造計 算書	構造図 (配筋図含む)	加工	宅造認定証	土質試験 結果等 (※2)
現場 打擁壁	本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る)		○			○
	上記以外の重力式擁壁	○	○			○
	もたれ擁壁	○	○			○
	片持梁式擁壁	○	○			○
擁 プレ 壁 キャ スト	大臣認定のプレキャスト擁壁 (注1)		○	○	○	○
	大臣認定のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	大臣認定以外のプレキャスト擁壁	○	○	○		○
練 積 積 み 造 擁 壁	盛土規制法施行令第10条に規定するブロック積擁壁		○			○
	大臣認定のブロック積擁壁 (注1)		○	○	○	○
	大臣認定のブロック積擁壁で認定以外の条件で使用	○	○	○		○
	大臣認定以外のブロック積擁壁	○	○			○

注1 大臣認定品とは、盛土規制法施行令第17条による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

注2 土質試験結果等とは、背面土及び基礎地盤の土質、擁壁の必要地耐力等を確認する資料を指す。現地の土質や地耐力が、構造計算書や構造図等において明示している土質等の設計条件と合致していることを確認するためである。

[災害防止上支障がないと認められる場合の特例]

- (1) 間知石空積み工その他の空積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他市長が適当と認めた工法

3 擁壁の基礎地盤

【政令】

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

【建築基準法施行令】（地盤及び基礎ぐい）

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロ ニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロ ニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度 のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な ^{れき} 礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

【国土交通省告示第 1113 号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件（平成 13 年 7 月 2 日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。次の表の数値によることができる。

1. ボーリング調査
2. 標準貫入試験
3. 静的貫入試験
4. ベーン試験
5. 土質試験
6. 物理探査
7. 平板载荷試験
8. 载荷試験
9. くい打ち試験
10. 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(1)項、(2)項又は(3)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(3)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 1kN 以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2m を超え 5m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 500N 以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して 建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(1) $q_a = 1/3(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = 2/3(i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N \gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(2) $q_a = q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$
(3) $q_a = 30 + 0.6 N_{sw}$	$q_a = 60 + 1.2 N_{sw}$

この表において q_a 、 i_c 、 i_γ 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 $N \gamma$ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び N_{sw} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 q_a : 地盤の許容応力度 (単位 kN/m^2)
 i_c 、 i_γ 及び i_q : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。
 $i_c = i_q = (1 - \theta / 90)^2$
 $i_\gamma = (1 - \theta / \phi)^2$
これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。) (単位°)
 ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (単位°)
 α 及び β : 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数: α	1.2	$1.0 + 0.2 B/L$
係数: β	0.3	$0.5 - 0.2 B/L$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ (単位 m) を表すものとする。

C: 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (単位 kN/m^2)
B: 基礎荷重面の短辺又は短径 (単位 m)
 N' 、 γ_1 及び γ_2 : 地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

内部摩擦角	0°	5°	10°	15°	20°	25°	28°	32°	36°	40°以上
支持力係数	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
支持力係数	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
支持力係数	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N' 、 γ_1 及び γ_2 は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

N_{sw} : 基礎底面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)
 γ_1 : 基礎荷重面より上にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 kN/m^3)
 γ_2 : 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 m)
 N' : 平板载荷試験による降伏荷重度の $1/2$ の数値又は極限応力度の $1/3$ (単位 kN/m^2)
 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 $N \gamma$ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び N_{sw} は、それぞれ次の表に掲げる係数

地盤の種類	砂質土地盤のうち密実なもの	砂質土地盤(密実なものを除く)	粘性土地盤
係数	12	6	3

N_{sw} : 基礎底面より下 2m までの地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1m あたりの半回転数の平均値 (個々の値が 150 を超える場合は 150 とする。) (単位 回)

審査基準

- ・擁壁の基礎は、沈下に対し安全な地盤上に設けること。

4 地耐力

審査基準

- ・擁壁基礎地盤の許容応力度が設計上の許容応力度を上回ること。

[地盤の許容応力度の求め方]

①支持力式による方法

長期の許容応力度 $qa=1/3 (ic\alpha C Nc + i\gamma\beta\gamma_1 B Nr + i_{q\gamma_2} D_f Nq)$

qa : 地盤の許容応力度 [kN/m²]

ic . $i\gamma$. i_q : 基礎に作用する荷重の傾斜に応じた補正係数、次式による。

$$ic=i_q=(1-\theta/90)^2 \quad i\gamma=(1-\theta/\phi)^2$$

θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 [°]

ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。

ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 [°]

α . β : 基礎荷重面の形状に応じた係数 表 2-4-1 に示す。

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 [m]

L : 基礎荷重面の長辺又は長径 [m]

C : 基礎荷重面下の地盤の粘着力 [kN/m²]

Nc . Nr . Nq : 表 2-4-2 に示す支持力係数

γ_1 : 基礎荷重面下の地盤の単位体積重量 [kN/m³]

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 [kN/m³]

(γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ [m]

表 2-4-1 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0+0.2 \cdot B/L$	1.2
β	$0.5-0.2 \cdot B/L$	0.3

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

表 2-4-2 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
ϕ	Nc	Nr	Nq
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40° 以上	75.3	93.7	64.2

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

②平板載荷試験による方法

長期の許容応力度 $qa=qt+1/3N' \gamma_2 D_f$

qa : 地盤の許容応力度 [kN/m²]

qt : 平板載荷試験による降伏荷重の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 のうちいずれか小さい数値 [kN/m²]

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 2-4-3 に掲げる係数

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 [kN/m³]

(γ_1 、 γ_2 とも地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ [m]

表 2-4-3 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	円形以外の形状		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版) VIII・3 擁壁の設計及び施工

③スクリーウェイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）による方法

長期の許容応力度 $qa=30+0.6\overline{N_{sw}}$

qa : 地盤の許容応力度 kN/m²

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤のスクリーウェイト貫入試験における 1m あたりの半回転数の平均値(回) (150 を超える場合は 150 とする。)

【留意事項】

なお、簡易支持力測定器(キャスポル)については、現場での施工管理用又は従来の原位置載荷試験の補完用測定機器であるので使用について下記の場合に限るものとする。

- ・地盤改良後の地盤支持力を確認する場合
- ・開発区域内地盤面の地盤支持力を上記②、③で把握した上で、擁壁、ボックスカルバート等の設置位置(ジャストポイント)で地盤支持力を確認する場合
- ・その他、原位置載荷試験の補完用測定機器として使用する場合

5 地盤の状況

審査基準

- ・斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁基礎部分は段切りにより水平に設置すること。

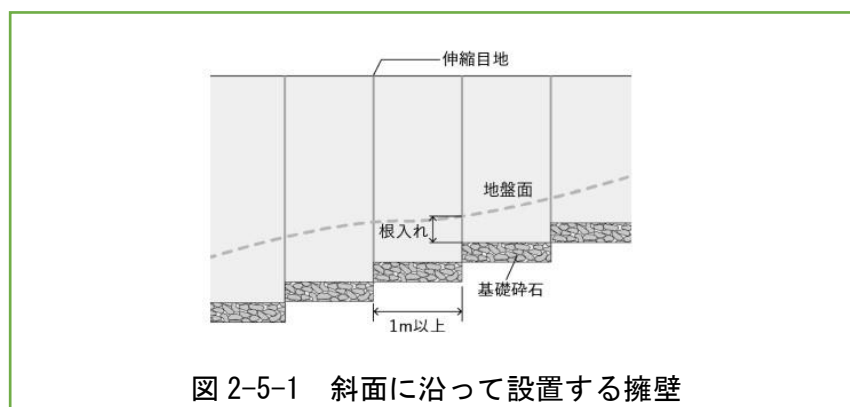


図 2-5-1 斜面に沿って設置する擁壁

【留意事項】

がけや擁壁に近接してその上部に新たな擁壁を設置する場合は、下部に有害な影響を与えないよう設置位置について十分配慮すること。

[斜面上に設置する擁壁]

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 2-5-2 のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H 以上で、かつ 1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線(θ =表 2-5-1)より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

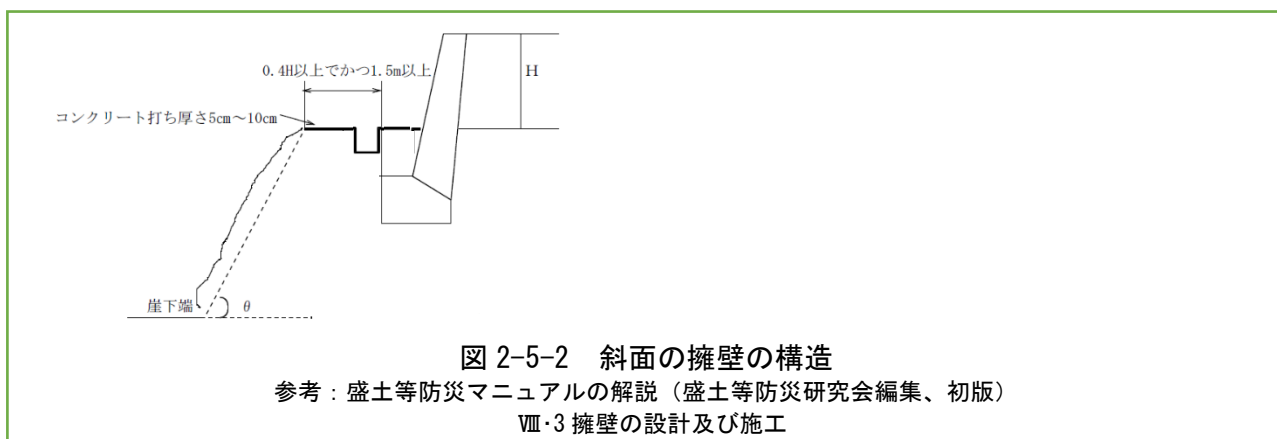


表 2-5-1 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

[二段擁壁]

図 2-5-3 に示す擁壁で①表 2-5-1 の θ 角度以内に入っていない、又は、②0.4H 以上かつ 1.5m 以上の離隔※がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

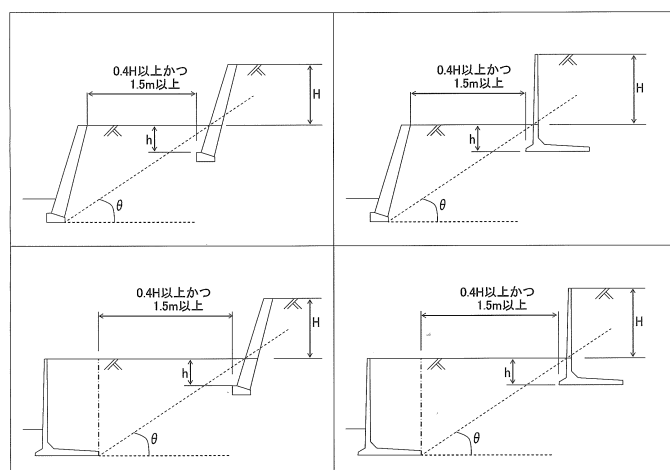


図 2-5-3 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

※：基礎地盤が軟弱の場合、 $h : 0.15H$ 以上でかつ 35 cm以上又は $0.2H$ 以上でかつ 45 cm以上の隔離がとれていないものは、二段擁壁とみなす。

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)

VIII・3 擁壁の設計及び施工

6 擁壁の根入れ

【政令】（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩層、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	八十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			三メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

審査基準

- ・ 練積み擁壁の根入れは、35cm 以上かつ地上高(見え高)の 15%以上を確保すること。
- ・ その他の擁壁の根入れは、擁壁底板が地表に露出しないよう十分な余裕をみて設定すること。

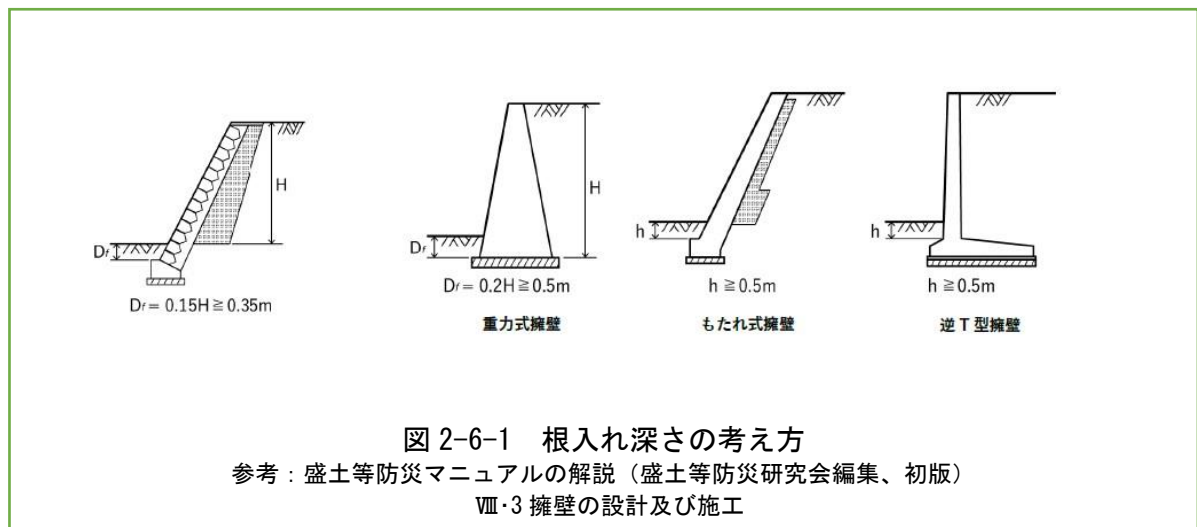
【留意事項】

その他の擁壁の根入れは、表 2-6-1 によること

表 2-6-1 擁壁の根入れ

土質	根入れ
岩、岩屑、砂利、砂	35cm 以上かつ 0.15H 以上
砂質土	
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	45cm 以上かつ 0.20H 以上

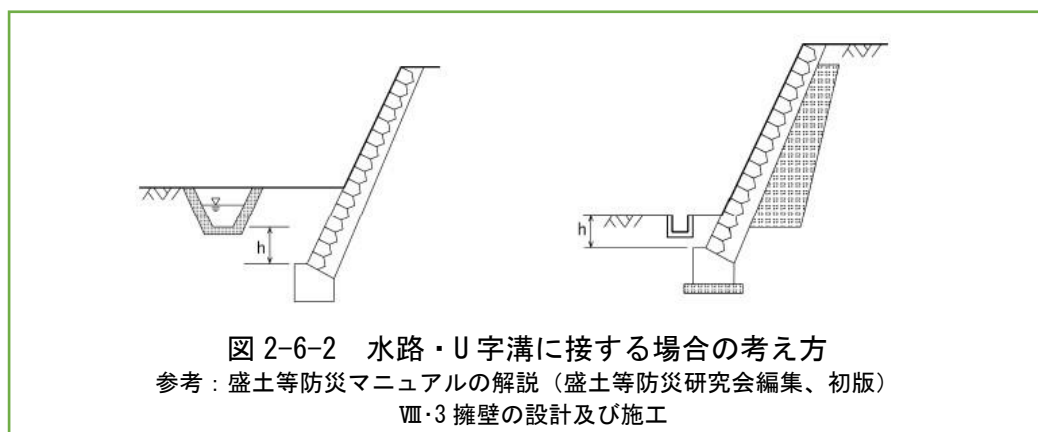
H：擁壁の見え高



[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に近接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床からとるものとする。河川から一定距離の離隔が確保できる場合には、これによらないことができる。

U字溝に接する場合のみ、地盤面からの深さを根入れと考えてよい。



7 擁壁の設計（共通）

【政令】（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

審査基準

- ・ 政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める一部の規定に適合すること。

【留意事項】

鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計については、「第3章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計」を参照してください。

8 練積み擁壁

【政令】（練積み造の擁壁の構造）

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

略

審査基準

- ・ 練積み擁壁の構造が政令で定める構造に適合していること。

《解説》

練積み擁壁は、その構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しいため、政令で

形状が定められています。

[政令で定める構造]

- ・ 擁壁の形状が図 2-8-1 に定める形状に合致すること。
- ・ 組積材の控え長さが 30cm 以上であること。
- ・ 組積材がコンクリートにより一体化されていること。
- ・ 擁壁背面に有効な裏込めがされていること。
- ・ 擁壁に作用する積載荷重が 5kN/m² 以下であること。

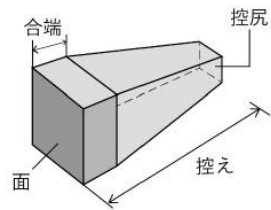


図 2-8-1 間知ブロックの各部名称

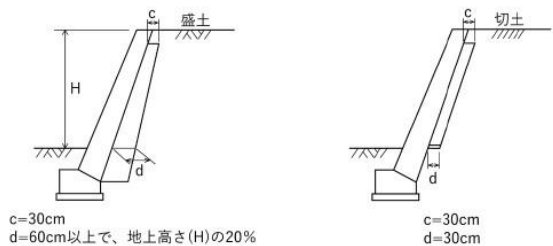


図 2-8-2 裏込め材の配置

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VIII・3 擁壁の設計及び施工

がけの土質 擁壁の勾配	第1種 岩、岩盤、砂利又は砂利混り砂	第2種 真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	第3種 その他の土質
70°を超え75°以下（約3分） h：擁壁の地上高さ			
65°を超え70°以下（約4分）			
65°以下（約5分）			

図 2-8-3 練積み擁壁の形状

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VIII・3 擁壁の設計及び施工

9 プレキャスト擁壁

【留意事項】

プレキャスト擁壁の設計・施工上の留意事項は以下のとおりとする。

ア 基礎について

(ア) 基礎材の標準寸法

表 2-9-1 基礎材の標準寸法

厚さ	10cm
幅	擁壁底版幅+20cm

- (イ) 基礎材は、栗石、碎石等とし、ランマー等により十分に突き固め、所定の高さに平坦に仕上げること。

イ 基礎コンクリート

(ア) 基礎コンクリートの標準寸法

表 2-9-2 基礎コンクリートの標準寸法

厚さ	10cm
幅	擁壁底版幅+20cm

- (イ) 基礎コンクリートの設計基準強度は $F_c=18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
 (ウ) 基礎コンクリートは、所定の厚さまで敷き均し、コテ等で表面仕上げを行うこと。なお、コンクリートは適切な養生を行うこと。

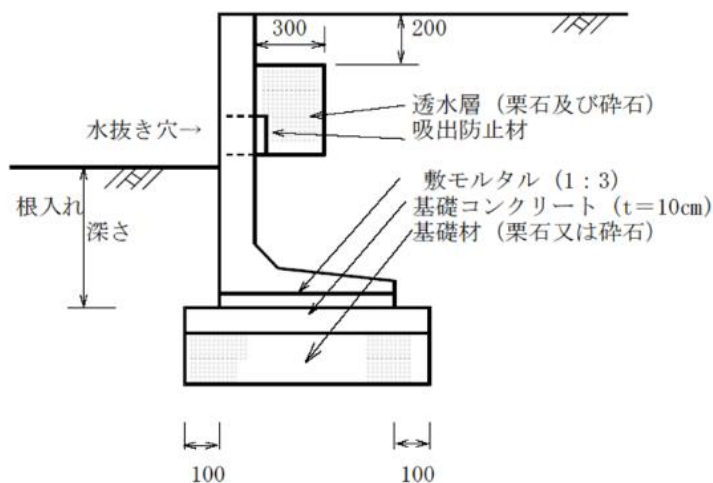


図 2-9-1 プレキャスト擁壁標準断面図

ウ 敷きモルタル

基礎コンクリートの上面と設置擁壁の底面との間には、間隙が生じないように厚さ2cm程度の半練りモルタル（配合比1:3）を施工すること。

エ 端数処理等

プレキャスト擁壁の単体の製品規格は、延長 $L=2.0\text{m}$ となっているものが多い。

このため、擁壁の設置延長により規格品を設置できない箇所が生じる。また屈曲箇所においても擁壁を設置できない場合がある。

このような場合、以下のいずれかの方法で端数の処理を行うこと。

- ① 製造メーカーに発注して、端数処理用のプレキャスト擁壁を製造させること。
- ② プレキャスト擁壁を切断する（断面構造が同一のものに限る）。但し、切断部の鉄筋の腐食防止対策はメーカーに問い合わせ適切に処理すること。
- ③ 本節による重力式擁壁を用いること。但し、延長は最低でも1 m以上かつ見え高以上とすること。

10 重力式擁壁

【留意事項】

重力式擁壁は下表を標準とするが、以下に示す設計条件に適合しない場合は、それぞれの条件で安定計算を行うこと。

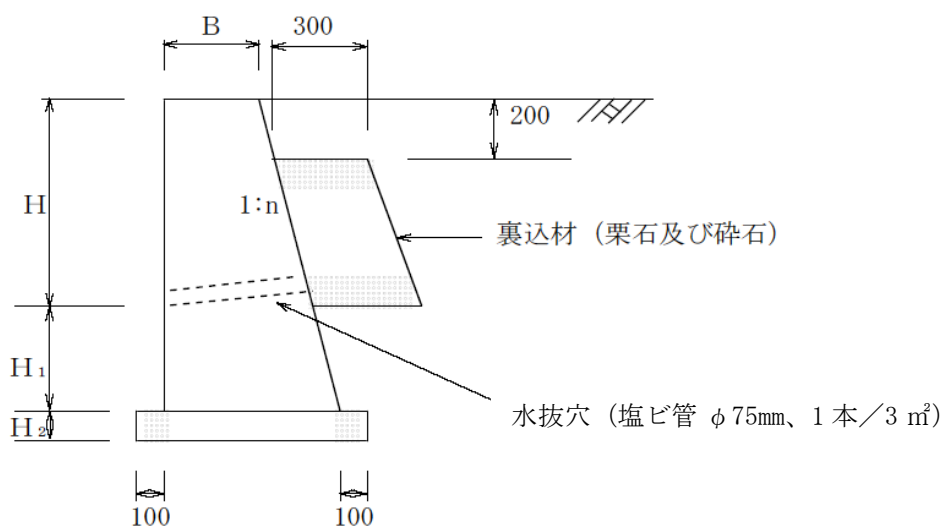


図 2-10-1 重力式擁壁標準図

・設計条件 建築物等の荷重が擁壁に作用する場合

上載荷重	$q = 5 \text{ kN/m}^2$
コンクリートの単位体積重量	$\gamma = 23.0 \text{ kN/m}^3$
土の単位体積重量	$\gamma = 18 \text{ kN/m}^3$
土の内部摩擦角	$\phi = 30^\circ$
摩擦係数	$\mu = 0.5$
擁壁背面の形状	水平

表 2-10-1 寸法表（建築物等の荷重が擁壁に作用する場合）

地上高 H (mm)	根入れ 長H1 (mm)	全 高 H' (mm)	基礎厚 H2 (mm)	勾 配 n	天端幅 B (mm)	裏込材	水抜穴	必 要 地耐力 (kN／㎡)	
< 500	250	< 750	150	0. 50	250	—	—	—	
500	350	850			300		—	要	33
600		950							38
700		1 050							43
800		1 150							48
900		1 250							53
1 000		1 350							58
1 100		1 450							63
1 200		1 550							68
1 300		1 650							70
1 400		1 750		75					
1 500	1 850	80							
1 600	1 950	80							
1 700	2 050	85							
1 800	2 150	90							
1 900	2 250	94							
2 000	400	2 350	350	要	要	98			
2 100		2 450				103			
2 200		2 550				102			
2 300		2 650				106			
2 400	450	2 800				0. 60	113		
2 500		2 900					117		
2 600		3 000					122		
2 700		3 150					128		
2 800		3 250					132		
2 900		3 350					137		
3 000		3 450				141			

※ 必要地耐力の値は試行くさび法により算出した参考値である。

・設計条件 自動車荷重が擁壁に作用する場合

上載荷重	$q = 10 \text{ kN/m}^2$
コンクリートの単位体積重量	$\gamma = 23.0 \text{ kN/m}^3$
土の単位体積重量	$\gamma = 18 \text{ kN/m}^3$
土の内部摩擦角	$\phi = 30^\circ$
摩擦係数	$\mu = 0.5$
擁壁背面の形状	水平

表 2-10-2 寸法表（自動車荷重が擁壁に作用する場合（道路擁壁を除く））

地上高 H (mm)	根入れ 長H1 (mm)	全 高 H' (mm)	基礎厚 H2 (mm)	勾 配 n	天端幅 B (mm)	裏込材	水抜穴	必 要 地耐力 (kN／㎡)	
< 500	250	< 750	150	0. 50	400	—	—	—	
500	350	850					要	要	32
600		950							37
700		1 050							42
800		1 150							47
900		1 250							52
1 000		1 350				58			
1 100		1 450		63					
1 200		1 550		68					
1 300		1 650		69					
1 400		1 750		74					
1 500		1 850		79					
1 600		1 950		83					
1 700		2 050		88					
1 800		2 150		93					
1 900		2 250		98					
2 000		2 350	103						
2 100		2 450	107						
2 200		2 550	112						
2 300		2 650	117						
2 400	400	2 800	124						
2 500		2 900	121						
2 600		3 000	126						
2 700	450	3 150	0. 60	132					
2 800		3 250		137					
2 900		3 350		141					
3 000		3 450		146					

※ 必要地耐力の値は試行くさび法により算出した参考値である。

1 1 認定擁壁

【政令】（特殊の材料又は構法による擁壁）

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【建設省告示第 1485 号】

宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和 40 年 6 月 14 日）

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十七号）第十五条の規定に基づき、胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによつて擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

審査基準

- ・ 認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はない。

【留意事項】

ただし、胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁に

については、認定擁壁として認める基準が告示により定められています。

1 2 任意設置擁壁

【政令】（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】（擁壁）

第四百四十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 - 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 - 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 - 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
 - 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- 2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

審査基準

- ・ 高さ 2m を超える任意設置擁壁は、原則として義務設置擁壁と同様に設計すること。

《解説》

任意設置擁壁のうち、高さ 2m を超えるものについては建築基準法施行令の規定の準用を受けます。

【留意事項】

高さ 2m 以下の任意設置擁壁についても、必要に応じて義務設置擁壁に関する基準を準用することが望ましい。

なお、任意設置擁壁であっても、補強コンクリート造のブロック塀については、「建築基準法施行令第 62 条の 8」、「コンクリートブロック塀設計基準（壁式構造関係設計基準同解説、日本建築学会編）」及び「組積造設計基準」の規定を厳守し施工することとし、原則として土留めに用いてはならない。ただし、土に接する部分の高さが 40 cm 以下でその部分の耐久性、安全性を考慮した場合は、この限りではない。

なお、上記取扱いにおいても基礎部分の根入れについては（表 2-6-1 擁壁の根入れ）によるものとする。

1 3 構造細目

【建築基準法施行令】（構造設計の原則）

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

※政令第十条及び第十三条において準用

審査基準

- ・ 適切に伸縮目地が設けられていること及び隅角部の補強がされていること。

[伸縮目地]

- ・ 伸縮継目は次の各箇所に設け、基礎部分まで切断すること。
- ・ 擁壁長さ 20m 以内ごと
（ブロック積・無筋コンクリート擁壁においては 10m 以内ごと）
- ・ 地盤の変化する箇所
- ・ 擁壁の高さが著しく異なる箇所
- ・ 擁壁の材料・構法が異なる箇所

なお、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から 2m かつ擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。（図 2-11-2 参照）

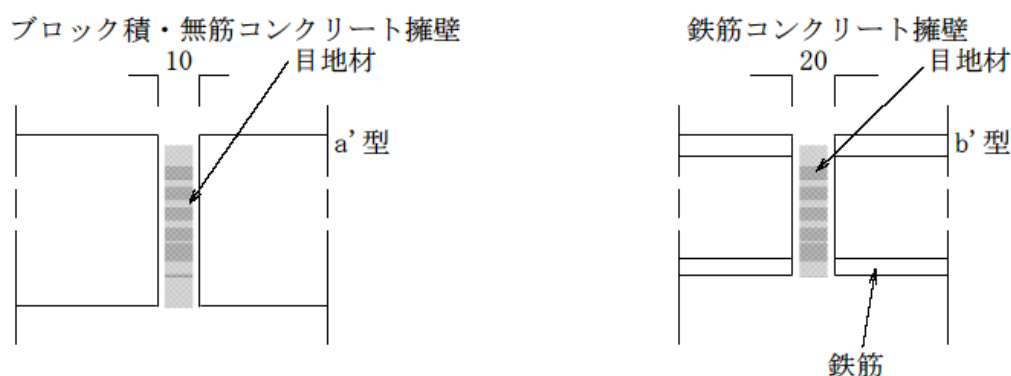


図 2-13-1 伸縮目地

[隅角部の補強]

- ・ 擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分コンクリートで補強すること。
- ・ 二等辺三角形の一辺の長さは、擁壁の地上高(見え高)3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとすること。
- ・ 伸縮目地の位置Lは2.0m以上でかつ擁壁の高さ程度とする

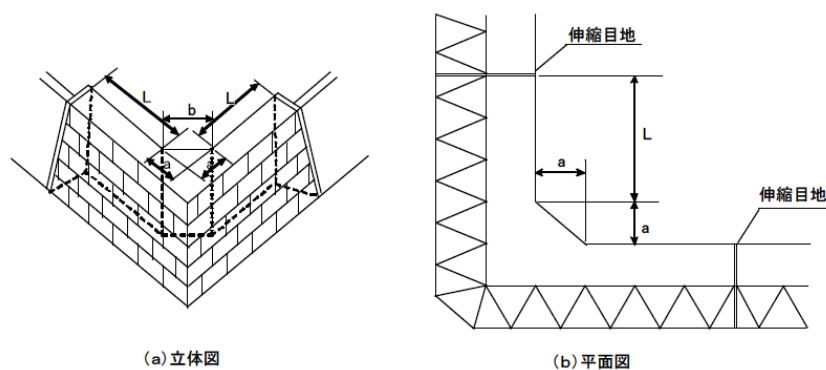


図 2-13-2 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置

1 4 水抜穴及び透水層

【政令】（擁壁の水抜穴）

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

審査基準

- ・ 適切に水抜穴及び透水層が設けられていること。

[水抜穴の配置]

- ・ 壁面の面積3㎡に1箇所、千鳥式に配置すること。（ただし、擁壁見え高0.5m以下の場合はなくともよいものとする。）
- ・ 擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設けること。
- ・ 地盤面付近で地下水の流路に当たっている場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出すること。

[水抜穴の構造]

- ・ 内径は、75mm以上とすること。
- ・ 排水方向に適当な勾配をとること。
- ・ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用すること。
- ・ 水抜き穴の背後には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等(吸出し防止材を含む)を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮すること。

[透水層]

- ・ 伸擁壁の背面の全面に透水層（碎石等）を設けること。（ただし、擁壁見え高 1 m 以下の場合にはなくてもよいものとする）碎石を用いる場合は、透水層の厚さ 30cm 以上とすること。（設置箇所が盛土部、切土部であるかの別に応じ適切な厚さを設定すること。）
- ・ 透水層の最下部には、不透水層となる止水コンクリートを設けること。
- ・ 擁壁裏面に透水マットを設ける場合は、擁壁用透水マット協会の認定品とし、擁壁用透水マット技術マニュアルにより適正に使用すること。
- ・ 練積み擁壁については、透水マットを使用する場合でも裏込めを省略することはできない。

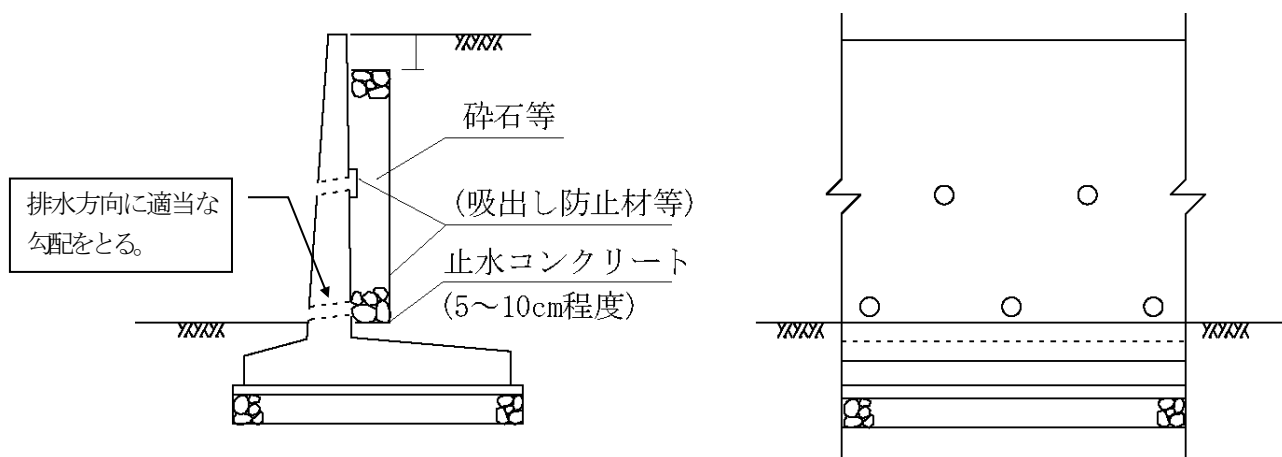


図 2-14-1 水抜き穴の設置

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VII・3 擁壁の設計及び施工

[透水マットの使用基準]

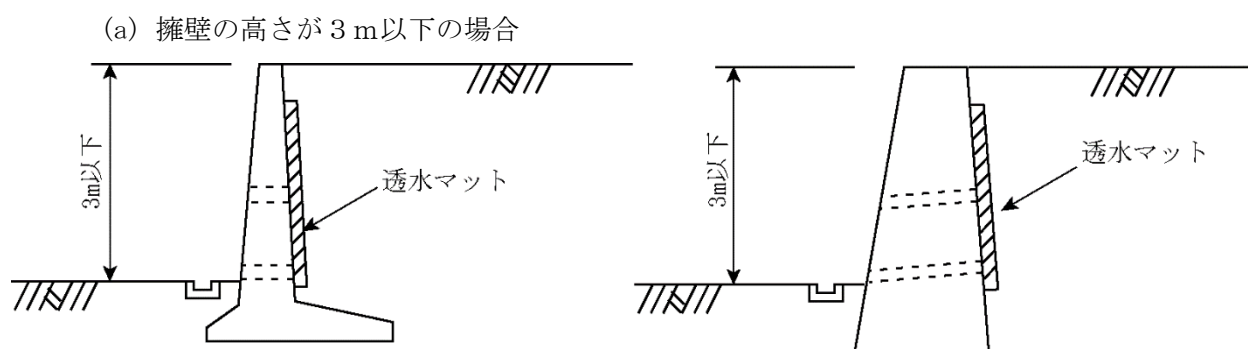
裏込材（栗石及び目潰材、碎石）の代りに擁壁用透水マットを使用する場合は、以下の基準を満足すること。

(1) 透水マットを使用できる擁壁

透水マットは、高さが 5 メートル以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用することができるものとする。ただし、高さが 3 メートルを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜き穴の位置に厚さ 30 センチメートル以上、高さ 50 センチメートル以上の砂利又は碎石の透水層を全長にわたって設置すること。

(2) 上記の他、擁壁用透水マット技術マニュアル（社団法人全国宅地擁壁技術協会）に準拠すること。

(3) 構造計算時の壁面摩擦角について注意すること。



(b) 擁壁の高さが3mを超える場合

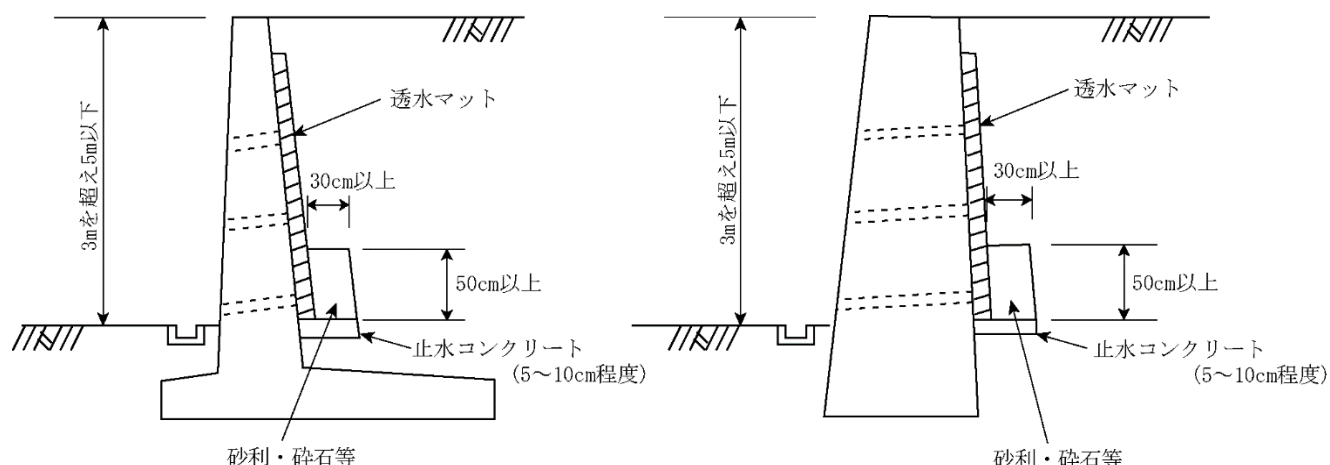


図 2-14-2 透水マットの使用基準

【留意事項】

任意に設置する擁壁についても、擁壁の高さ、設置場所の状況等を勘案し、排水のための水抜穴等を設置することが望ましい。

1 5 コンクリート

【建築基準法施行令】（コンクリートの強度）

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

※政令第十条及び第十三条において準用

【建設省告示第 1102 号】

建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験（昭和 56 年 6 月 1 日）

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基

準強度の数値以上であること。

- 二 コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格 A 一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一二〇一二
二 日本工業規格 A 一一〇七（コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法及び強度試験方法）一二〇一二のうちコアの強度試験方法

審査基準

- ・ 告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材中のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ること。

【留意事項】

- ・ 鉄筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度 24 N/mm^2 以上とすること。また、無筋コンクリート擁壁の躯体に用いるコンクリートの基準強度は、4 週強度 18 N/mm^2 以上とすること。
- ・ コンクリートは、均質で十分な強度を有するよう打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。
- ・ 擁壁の基礎コンクリートの基準強度は、4 週強度 18 N/mm^2 以上とすること。

1 6 鉄筋

【建築基準法施行令】

（鉄筋の継手及び定着）

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分
二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

（鉄筋のかぶり厚さ）

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二

センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

- 2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

※政令第十条及び第十三条（第七十三条第二項を除く）において準用

【国土交通省告示第 1372 号】

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法を定める件（平成 13 年 8 月 21 日）

- 1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ（2）（i）から（iii）までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

イ コンクリートの設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十ニュートン以上であること。

ロ コンクリートに使用するセメントの品質が日本工業規格（以下「JIS」という。）R 五二一〇（ポルトランドセメント）一二〇〇三に適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログラム以上であること。

ハ 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

- （1） 耐力壁以外の間仕切壁の鉄筋に対するかぶり厚さにあつては、一センチメートル以上であること。

- （2） 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあつては、令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値（鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さにあつては、令第七十九条の三第一項に定める数値）であること。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について

（i）から（iii）までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは耐力壁、柱又ははりにあつては二センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては三センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて四センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは四センチメートル以上とすることができる。

（i）から（iii）略

審査基準

〔鉄筋の継手及び定着〕

- ・ 引張鉄筋の定着される部分の長さは、主鉄筋に溶接する場合を除き、その径の 40 倍以上とすること。

〔配筋〕

- ・ 主鉄筋はコンクリートの引張縁に配置すること。
- ・ 用心鉄筋を組立鉄筋より擁壁の表面側に配置すること。
- ・ 幅止め筋は、千鳥配置とすること。
- ・ 鉄筋のかぶりは、堅壁で 4cm 以上、底版では 6cm 以上とすること。ただし、プレキャスト鉄筋コンクリートにおいては、告示で示されている緩和規定の値を採用できるものとする。
- ・ 告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材内のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ること。

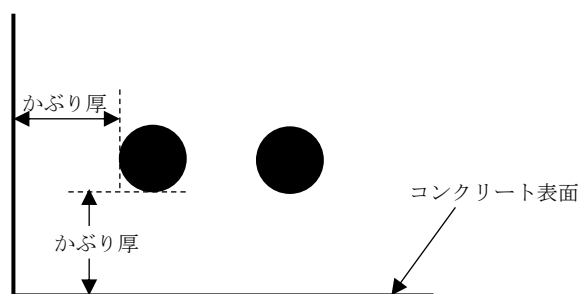


図 2-14-1 鉄筋のかぶり厚さ

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

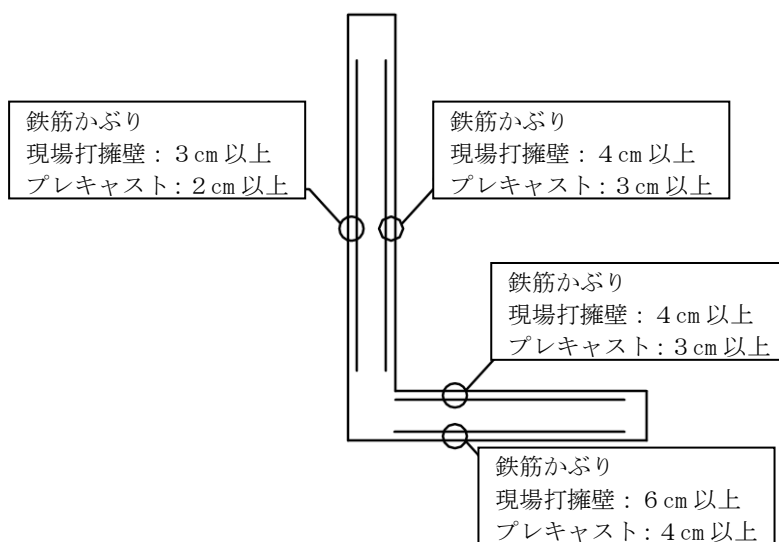


図 2-14-2 L 型鉄筋コンクリート擁壁縦壁基部のかぶり厚さ

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

第3章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

1 要求性能

【政令】（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

【建築基準法施行令】（構造設計の原則）

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような

剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。

審査基準

- ・擁壁が以下に示す性能を有していること。

[安定性]

- 常時
- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。
 - ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。
 - ・最大接地圧が、地盤の長期許容 支持力以下であること。
- 大地震時
- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。
 - ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。
 - ・最大接地圧が、地盤の極限支持力度以下であること。

[部材の応力度]

- 常時
- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。
- 中地震時
- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること。
- 大地震時
- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、終局耐力(設計基準強度及び基準強度)以内に収まっていること。

表 3-1-1 安全率 (Fs) 等のまとめ

区分	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力※ (設計基準強度及び基準強度)

※終局耐力とは、曲げ、せん断、付着割裂等の終局耐力をいう。

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

表 3-1-2 耐震設計の区分

条件 (擁壁の全高H)	常時	中地震時	大地震時
$H \leq 5\text{ m}$	○	—	—
$H > 5\text{ m}$	○	○	○

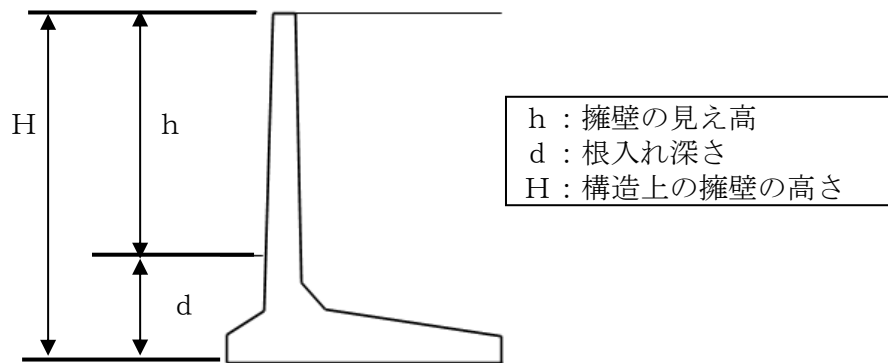


図 3-2-1 擁壁の見え高、根入れ深さ、構造上の擁壁の高さ

2 設計定数

【政令】（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一～四 略

2 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 略

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量(一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三

土質	摩擦係数
岩、岩 ^{せつ} 屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土(擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

審査基準

- ・ 政令に基づき設計すること。

《解説》

擁壁の構造計算に用いる設計定数が適切であること。
設計定数の設定方法については以下に示すとおりです。

[背面土]

単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めること。

土圧係数 K_A は以下の式（クーロンの主働土圧係数）により求めること。

$$\text{主働土圧係数 } K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2\alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left[1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right]^2}$$

ϕ : 土の内部摩擦角 [°]

α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 [°]

δ : 壁面摩擦角 [°]

β : 地表面と水平面のなす角 [°]

土質試験を行わない場合は、表 3-2-1 に示す単位体積重量 γ 及び土圧係数 K_A を使用すること。

表 3-2-1 単位堆積重量と土圧係数

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを 多量に含む土	16	0.50

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

[基礎地盤]

底版と基礎地盤の間の付着力 C_B は考慮せず、 $C_B=0$ と設定すること。

摩擦係数 μ については、土質試験結果から以下の式により求めること。

$$\text{摩擦係数 } \mu = \tan \phi_B$$

ϕ_B : 基礎地盤の内部摩擦角

基礎地盤が土の場合に、摩擦係数は 0.6 を超えないこと。

土質試験を行わない場合は表 3-2-2 に示す数値を使用すること。

表 3-2-2 基礎地盤と摩擦係数

基礎地盤の土質	摩擦係数 μ	備 考
岩、岩屑、砂利、砂	0.5	
砂 質 土	0.4	
シルト、粘土又はそれらを 多量に含む土	0.3	擁壁の基礎底面から少なくとも 15 cm までの深さの土を砂利又は 砂に置き換えた場合に限る。

[積載荷重(擁壁背後の法面状況)]

積載荷重については、実状に応じて適切に設定を行うこと。(表 3-2-1 の土圧係数には、 5kN/m^2 の積載荷重が含まれることに留意すること)

(参考値)

自動車活荷重又は建築物等 $q = 10\text{kN/m}^2$

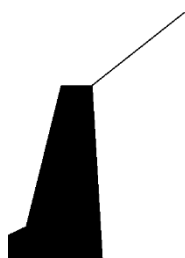
建築物等 $q = 5\text{kN/m}^2$ 以上 (実状に応じた適切な積載荷重とし安易に最小値としないこと)

[自重]

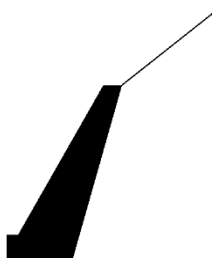
鉄筋コンクリートの単位体積重量は、 24.0kN/m^3 として計算すること。

片持ばり式擁壁の自重については、躯体重量のほか、かかと版上の載荷土を躯体の一部とみなし土の重量を含めること。

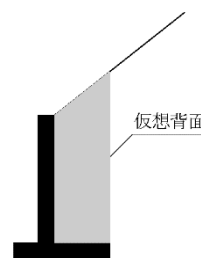
無筋コンクリートの単位体積重量は、実況に応じた値又は 23.0kN/m^3 として計算すること。



(a) 重力式



(b) もたれ式



(c) 片持梁式、控え壁式

注) 着色を施した部分を自重とする。

図 3-2-2 擁壁の自重

[地震時の荷重]

設計時に用いる地震時荷重は、①地震時土圧による荷重又は②擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち、いずれか大きい方とすること。

設計に用いる設計水平震度 K_h は、中地震時 0.2 以上、大地震時 0.25 以上とすること。

3 土圧の算定

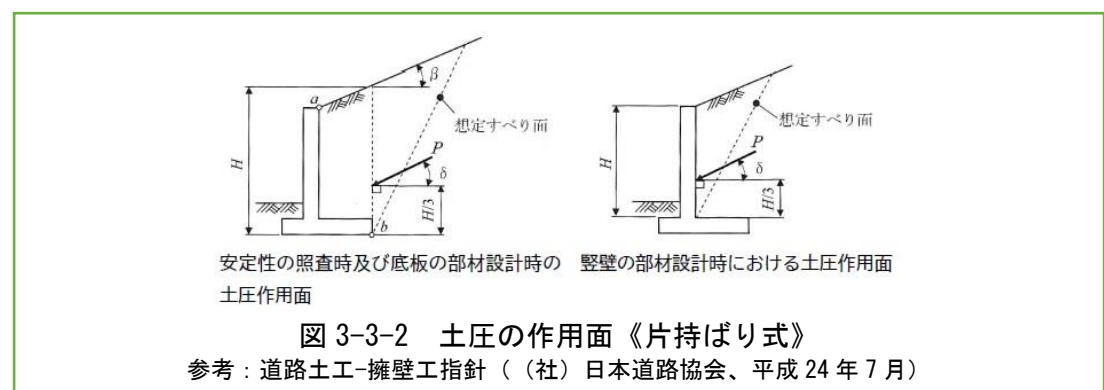
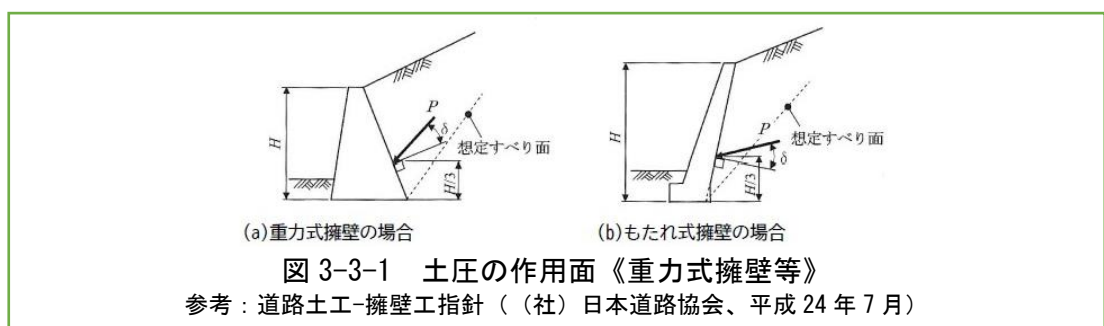
審査基準

- 以下に基づき設計すること。

[土圧の作用面と土質定数、壁面摩擦角等]

土圧の作用面は、重力式擁壁及びもたれ式擁壁については、躯体コンクリート背面とする。

また、片持ばり式擁壁及び控え壁式擁壁については、部材計算は、躯体コンクリート背面、安定計算においては、かかとを通る鉛直な仮想背面とする。



土質計算に用いる土の内部摩擦角等は、土質試験によって決定すること。

なお、土質試験を行わない場合は下表の数値を用いてもよい。この場合、土質を設定した根拠を明示すること。

表 3-3-1 土質定数

土 質	内部摩擦角 (°)
砂 利、砂	30
砂 質 土	25
シルト、粘土	20

土圧の作用位置は、土圧分布下端より分布高さHの 1/3 としてください。

壁面摩擦角 δ は、表 3-3-2 に示すところにより決定してください。

表 3-3-2 壁面摩擦角

擁壁の種類	計算の種類 (検討項目)	摩擦角の種類 (土圧作用面の状態)	壁面摩擦角	
			常時 δ	地震時 δ_E
重力式 もたれ式	安定計算 部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (ただし、擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合は、 $\phi/2$)	$\phi/2$
片持ばり式 控え壁式	安定計算	土と土	β (図3-3-2 aの場合) β' (図3-3-2 bの場合) - 斜面途中で地表面が水平 - ゼロ (図3-3-2 cの場合)	下式による
	部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$

注 1) ただし、 $\beta \geq \phi$ のときは $\delta = \phi$ とする。 ϕ : 土の内部摩擦角(せん断抵抗角)

注2) 地震時においては、透水マットの有無にかかわらず、 $\phi/2$ とする。

参考：盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)Ⅷ・3 擁壁の設計及び施工

参考：道路土工-擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）

表 3-3-3 仮想法面摩擦角 β' の設定方法

背後の法面勾配	β'
一様な場合	法面勾配
変化する場合	仮定した滑り線と上部平面の交点から法肩までの距離を二分した点と仮想背面と法面の交点を結んだ線と水平面の勾配

参考：道路土工-擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）

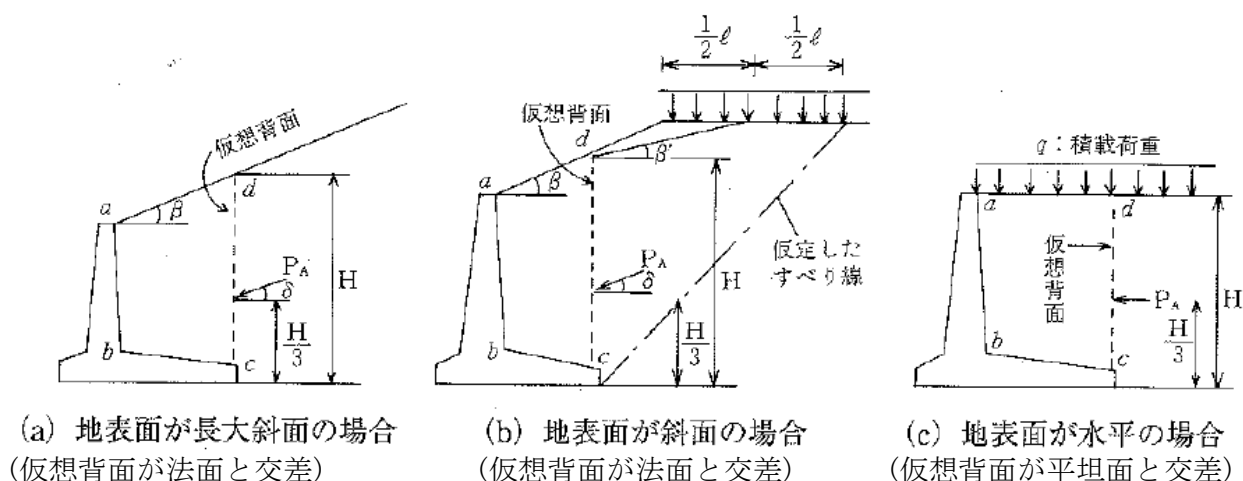


図 3-3-3 β' の設定方法

[地震時の壁面摩擦角]

地震時の壁面摩擦角 δ_E は次の式により求める。

$$\tan \delta = \frac{\sin \phi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta)}{1 - \sin \phi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta)}$$

$$\text{ここに、} \sin \Delta = \frac{\sin(\beta + \theta)}{\sin \phi}$$

ϕ : 土の内部摩擦角

θ : 地震時合成角 ($=\tan^{-1} Kh$)

Kh : 設計水平震度 (「Ⅳ.3」節の解説参照)

β : 地表面勾配

ただし、 $\beta + \theta \geq \phi$ の場合には、 $\delta = \phi$ とする。

[主働土圧]

主働土圧の算定は、クーロンの土圧公式もしくは、試行くさび法により求められた土圧を用

い安定計算を行うこととする。

地震時の土圧は、岡部・物部式の土圧公式もしくは、試行くさび法により求められた土圧を用いること。

① クーロンの土圧公式（常時）

クーロンの土圧は以下の式により求められる。

$$P_A = \frac{1}{2} \cdot K_A \cdot \gamma \cdot H^2$$

$$K_A = \frac{\cos^2 (\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos (\alpha + \delta) \cdot \left[1 + \sqrt{\frac{\sin (\phi + \delta) \cdot \sin (\phi - \beta)}{\cos (\alpha + \delta) \cdot \cos (\alpha - \beta)}} \right]^2}$$

ただし、 $\phi < \beta$ なる場合は $\sin (\phi - \beta) = 0$ とする。

ここに、

P_A : 主働土圧合力 (t/m)

K_A : 主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (t/m³)

H : 構造計算上の擁壁の高さ (m)

ϕ : 裏込め土の内部摩擦角

δ : 壁面摩擦角 (表 3-3-2 による)

α : 壁背面と鉛直面のなす角

β : 裏込め地表面と水平面のなす角

である。

主働土圧合力の作用位置は底版下面より $H/3$ とすること。

また、 P_A の水平成分 P_H 及び鉛直成分 P_V は次式で与えられる。

$$P_H = P_A \cdot \cos (\alpha + \delta)$$

$$P_V = P_A \cdot \sin (\alpha + \delta)$$

② 試行くさび法（常時）

試行くさび法は、図 3-3-3 に示すように裏込め土中に擁壁のかかとを通る任意の平面すべり面を仮定し、それぞれのすべり面において土くさびに対する力のつり合いから土圧を求め、そのうちの最大値を主働土圧合力 P_A とする土圧算定法である。

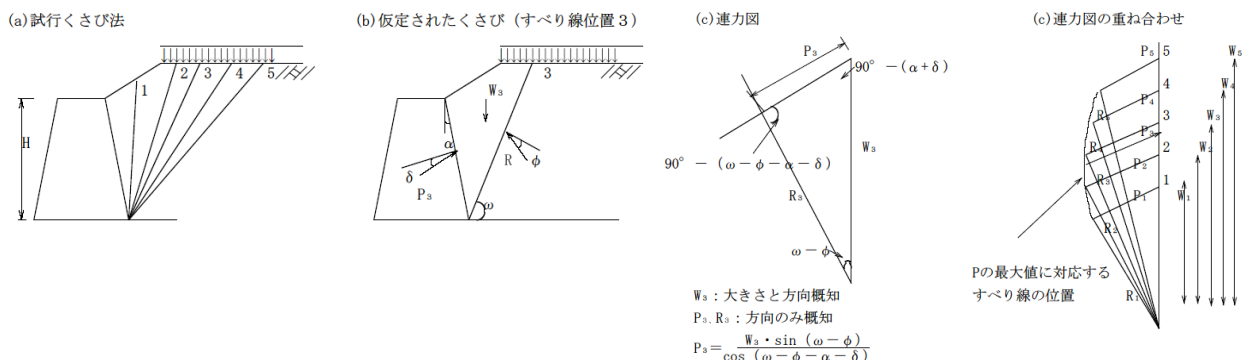


図 3-3-4 試行くさび法

ここに、 H ：土圧計算に用いる壁高（仮想背面を考える場合はその高さ）
 W ：土くさびの重量（载荷重を含む）
 R ：すべり面に作用する反力
 P ：土圧合力
 α ：壁背面と鉛直面のなす角
 ϕ ：裏込め土の内部摩擦角
 $+$ ：壁面摩擦角（ $\beta > \phi$ のときは $\delta = \phi$ とする）
 ω ：仮定したすべり線と水平線のなす角
 である。

主働土圧合力の作用位置は底版下面より $H/3$ とすること。
 また、 P_A の水平成分 P_H 及び鉛直成分 P_V は次式で与えられる。

$$P_H = P_A \cdot \cos (\alpha + \delta)$$

$$P_V = P_A \cdot \sin (\alpha + \delta)$$

[受動土圧]

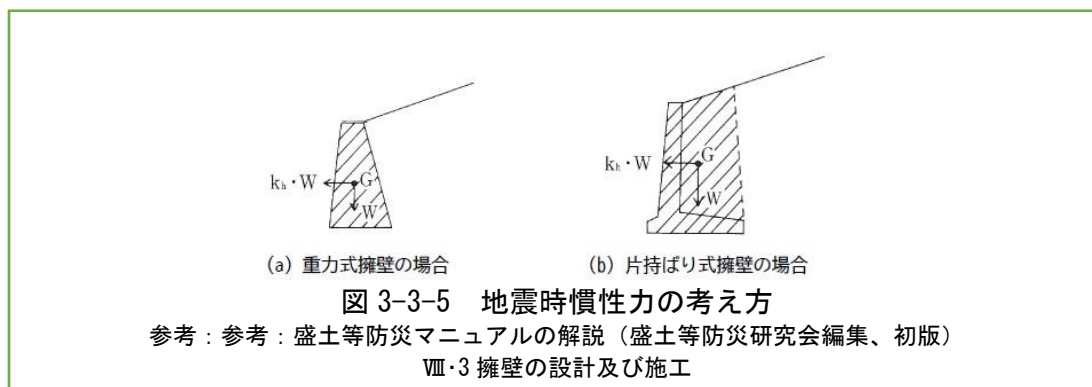
擁壁前面の埋戻し土による受動土圧は考慮しないこととする。

[地震時土圧]

地震時土圧の具体的算定方法は、盛土等防災マニュアルの解説等を参照のこと。

[地震時慣性力]

擁壁の自重に起因する地震時慣性力は、設計水平震度を k_h 、擁壁の自重を W とすると、擁壁の重心 G を通って水平方向に $k_h \cdot W$ として作用させる。
 （盛土等防災マニュアルの解説等を参照のこと。）



[安定性(転倒に対する検討)]

①擁壁の転倒に対する検討

擁壁の底版下面には、擁壁自重、载荷重及び土圧などによる荷重が作用する。

これらの力の合力の作用点が擁壁の底版外に存在する場合には、擁壁は転倒するように変位する。転倒に対する安全率 F_s は、次式により評価すること。

$$F_s = M_r / M_o$$

ここに、

F_s ：転倒安全率

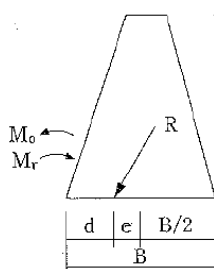
M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN・m)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN・m)

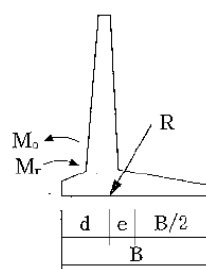
また、設計においては、転倒安全率 F_s の値の規定とともに、合力 R の作用位置が次の底版中央からの偏心距離 (e) の条件を満足しなければならない。

表 3-3-4 偏心距離 (e) の条件

	偏心距離 (e)
常 時	$(e) \leq B / 6$
大地震時	$(e) \leq B / 2$



(a) 重力式擁壁の場合



(b) 片持ばり式擁壁の場合

図 3-3-6 合力作用位置

底版下面における地盤反力は、これら荷重合力の作用位置により異なる。

図 3-3-6 において、つま先から合力 R の作用点までの距離 d は次式によること。

$$d = \frac{\Sigma M_r - \Sigma M_o}{\Sigma V} = \frac{W \cdot a + P_v \cdot b - P_H \cdot h}{W + P_v}$$

ΣM_r : つま先まわりの抵抗モーメント

ΣM_o : つま先まわりの転倒モーメント

ΣV : 底版下面における全鉛直荷重

W : 自重

P_v : 土圧合力の鉛直成分

P_H : 土圧合力の水平成分

a : つま先と W の重心との水平距離

b : つま先と P_v の作用点との水平距離

h : 底版下面と P_H の作用点との鉛直距離

合力 R の作用点の底版中央からの偏心距離 e は次式によること。

$$e = \frac{B}{2} - d \quad B : \text{擁壁の底版幅 (m)}$$

②擁壁を含む地盤又は斜面全体の安定性の検討

軟弱層を含む地盤上に擁壁を設置する場合や斜面上に擁壁を設置する場合には、擁壁を含む広い範囲にわたって沈下や滑り破壊等を生じることがあるため、背面盛土や基礎地盤を含む全体の安全性について総合的に検討を行うこと。

また、擁壁の基礎地盤が不安定な場合には、必要に応じて、基礎処理等の対策を講じなければならない。

[安定性(滑動に対する検討)]

擁壁には、擁壁を底版下面に沿ってすべらせようとする滑動力と、これに対して基礎地盤の間に生じる滑動抵抗力が作用する。滑動抵抗力が不足すると擁壁は前方へ押し出されるように滑動する。

滑動力は主として、土圧、地震慣性力等の外力の水平成分からなり、滑動抵抗力は、主として底版下面と基礎地盤の間に生じるせん断抵抗力からなる。

なお、擁壁前面の土による受働土圧も抵抗力として考えられるが、長期にわたる確実性が期待できないことが多いので、安定検討上考慮しない。

滑動に対する安全率 F_s は、次式により評価すること。

$$\begin{aligned} F_s &= \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{\Sigma V \cdot \mu}{\Sigma H} \\ &= \frac{(W + P_v) \cdot \mu}{P_H} \geq 1.5 \text{ (常時)}、1.0 \text{ (大地震時)} \end{aligned}$$

ΣV : 底版下面における全鉛直荷重 (N/m)

ΣH : 底版下面における全水平荷重 (N/m)

W : 自重 (N/m)

P_v : 土圧合力の鉛直成分 (N/m)

P_H : 土圧合力の水平成分 (N/m)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数

[沈下等に対する検討]

擁壁に作用する鉛直力は基礎地盤によって支持されるが、基礎地盤の支持力が不足すると底版のつま先又はかかどが基礎地盤にめり込むような変状を起こすおそれがある。

擁壁の基礎地盤の支持力に対する安定性の検討は、以下の手順により行うこと。

①地盤反力度の算出

地盤反力度は次式により求める。

a) 合力作用点が底版中央の底版幅 $1/3$ の中にある場合

$$\begin{aligned} q_1 &= \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right] \\ q_2 &= \frac{R_v}{B} \cdot \left[1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right] \end{aligned}$$

q_1 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

R_v : 底版下面における全鉛直加重

e : 偏心距離 (m)

B : 底版幅 (m)

b) 合力作用点が底版中央の底版幅 2/3 の中にある場合

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d}$$

c) 合力作用点が底版中にあり、かつ底版中央の底版幅 2/3 の外にある場合

$$q_1 = \frac{4R_v}{B}$$

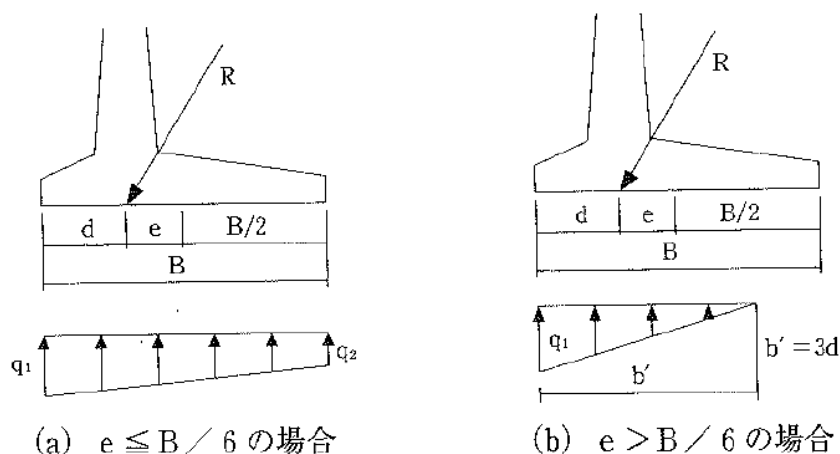


図 3-3-7 擁壁底面の地盤反力分布

②地盤支持力に対する検討

上記①で求められた q_1 及び q_2 は、次式を満足しなければならない。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m²)

q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m²)

F_s : 地盤の支持力に対する安全率

(F_s は常時で 3.0、大地震時で 1.0 を下回らないこと。)

地盤の許容支持力度又は極限支持力度は、土質調査や原位置載荷試験を行って求めることを原則とする。ただし、擁壁高さ 5m 以下の場合は、建築基準法施行令第 93 条の表に示す値を使用することができる。この場合、土質を設定した根拠を明示すること。

4 部材の応力

【政令】（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一～四 略

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二～四 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 略

三 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値

【建築基準法施行令】

（鋼材等）

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

		許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材		F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/(1.5√3)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。			
	ボルト	黒皮	—	F/1.5	—	—				
		仕上げ	—	F/1.5	—	F/2(Fが二四〇を超えるボルトについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)				
	構造用ケーブル		—	F/1.5	—	—				
	リベット鋼		—	F/1.5	—	F/2				
	鋳鋼		F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/(1.5√3)				
ステンレス鋼	構造用鋼材		F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/(1.5√3)				
	ボルト		—	F/1.5	—	F/(1.5√3)				
	構造用ケーブル		—	F/1.5	—	—				
	鋳鋼		F/1.5	F/1.5	F/1.5	F/(1.5√3)				
鋳鉄			F/1.5	—	—	—				
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。										

表二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F/1.5(当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5(当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		—	F/1.5	F/1.5	—	F(ただし、床版に用いる場合に限る。)	F
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30(Fが二一五を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	〇・七(軽量骨材を使用するものにあっては、〇・六)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍(Fが二一五を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。				
この表において、Fは、設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。							

【政建設省告示第 2464 号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成 12 年 12 月 26 日）

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
(略)		(略)
異形鉄筋	SDR二三五	二三五
	SD二九五A	二九五
	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇
(略)		(略)
この表において、(略) SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）一一九八七に定める(略) SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、(略) それぞれ表すものとする。(略)		

審査基準

- ・ 政令等に基づき設計すること。

なお、宅地擁壁の設計においては、「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」に定めるもののほか「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」（滋賀県

土木交通部住宅課）＜第 11 章 造成工事に関する基準＞等の最新版を参考のこと。

第4章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

1 崖面崩壊防止施設の設置

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

【省令】

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

審査基準

- ・ 盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うことが原則。
- ・ 擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じる場所に限り、特例として崖面崩壊防止施設の使用を認める。

[崖面崩壊防止施設を適用できる土地]

- ① 地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念される又は湧水や常時流水等が認められる場所であること。
- ② 土地利用計画、周囲の状況から勘案して、地盤の変形を許容できること。

【留意事項】

崖面崩壊防止施設は地盤の変動を許容する施設であるため、将来にわたってその土地の所有者、管理者は同一であることが望ましい。やむを得ず所有権等を移転する場合にも、土地利用に制限がある旨を確実に引継ぐこと。

2 崖面崩壊防止施設の要求性能

審査基準

- ・ 政令に基づき設計すること。

《解説》

崖面崩壊防止施設に必要な性能が規定されています。

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動に追従できるとともに地下水を有効に排除できる構造であること、土圧、水圧及び自重（土圧等）の影響により、①破壊されない②転倒しない③滑らない④沈下しないことが必要です。

[構造]

次のいずれにも適合する構造であること。具体的には、鋼製枠工、かご枠工、補強土壁工が挙げられる。

- ① 地盤が変動した場合にも、崖面と密着した状態を保持することができるもの。
- ② 崖面崩壊防止施設背面に浸入する地下水を有効に排除することができるもの。

[安定性]

常時 ・ 崖面崩壊防止施設全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。
・ 崖面崩壊防止施設底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。
・ 最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。

地震時 ・ 崖面崩壊防止施設全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.2 倍以上であること。
・ 崖面崩壊防止施設底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.2 倍以上であること。
・ 最大接地圧が、地盤の短期許容応力度以下であること。

[部材の応力度]

許容応力度以内であること。

[その他]

かご枠工を用いる場合は、かご間の滑動についても検討を行うこと。

補強土壁工を用いる場合は、補強材の引抜きの抵抗のほか、盛土全体の安定性の検討を行うこと。

第5章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

1 法面の保護

【政令】（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

審査基準

- ・ 盛土又は切土に伴って生じる法面(崖面を含む)は、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により保護すること。
- ・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた法面については、政令第十五条は適用しない。

《解説》

盛土又は切土に伴って生じる法面(崖面を含む)が、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護する必要があります。

なお、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた法面については、本条の適用はありません。

[保護の必要がない地盤面]

- ① 崖の反対方向に勾配を付した崖面天端
- ② 舗装された地盤面
- ③ 植生の生育が確保される地盤面

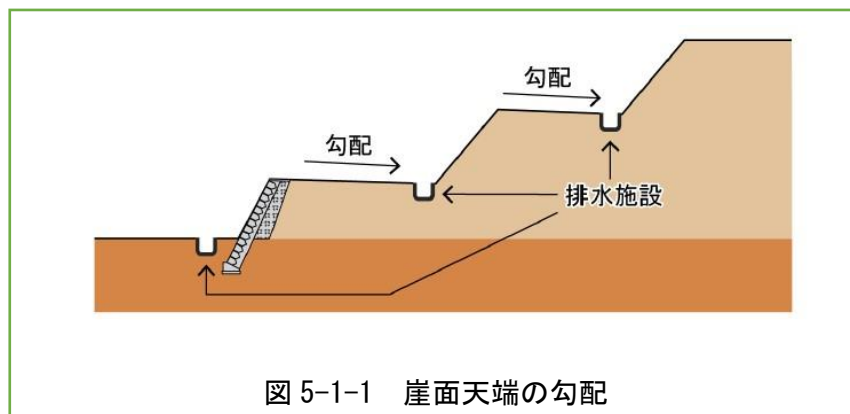
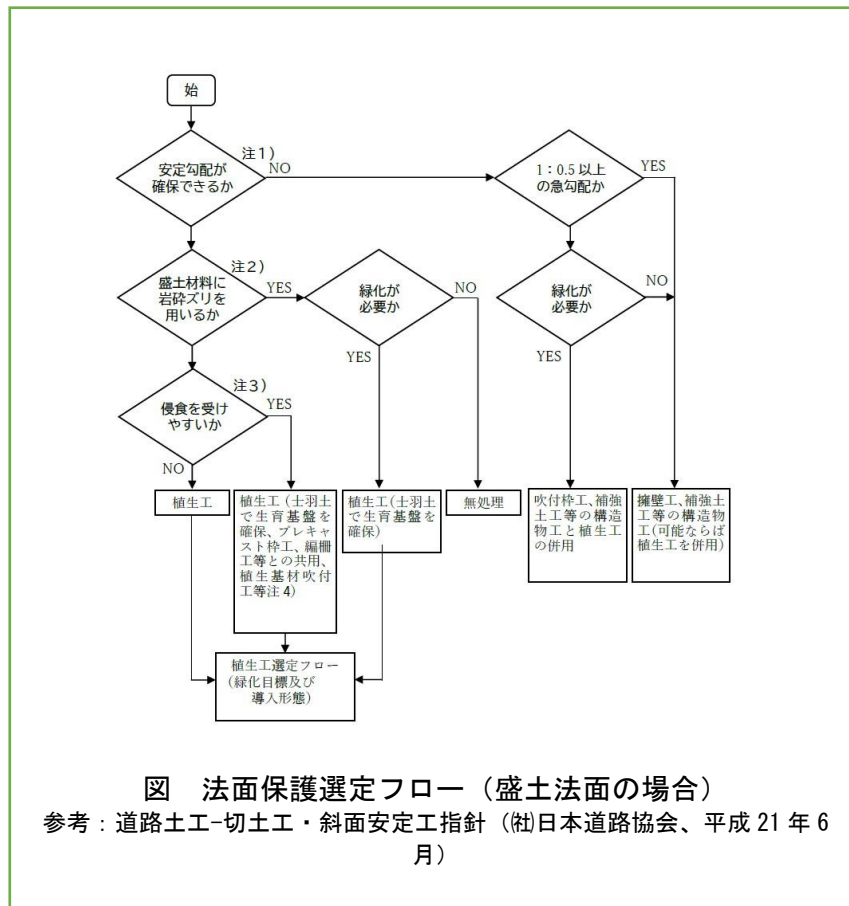


図 5-1-1 崖面天端の勾配



※植生工選定フローは、『道路土工一切土工・斜面安定工指針』（(社)日本道路協会、平成 21 年 6 月）を参照する。

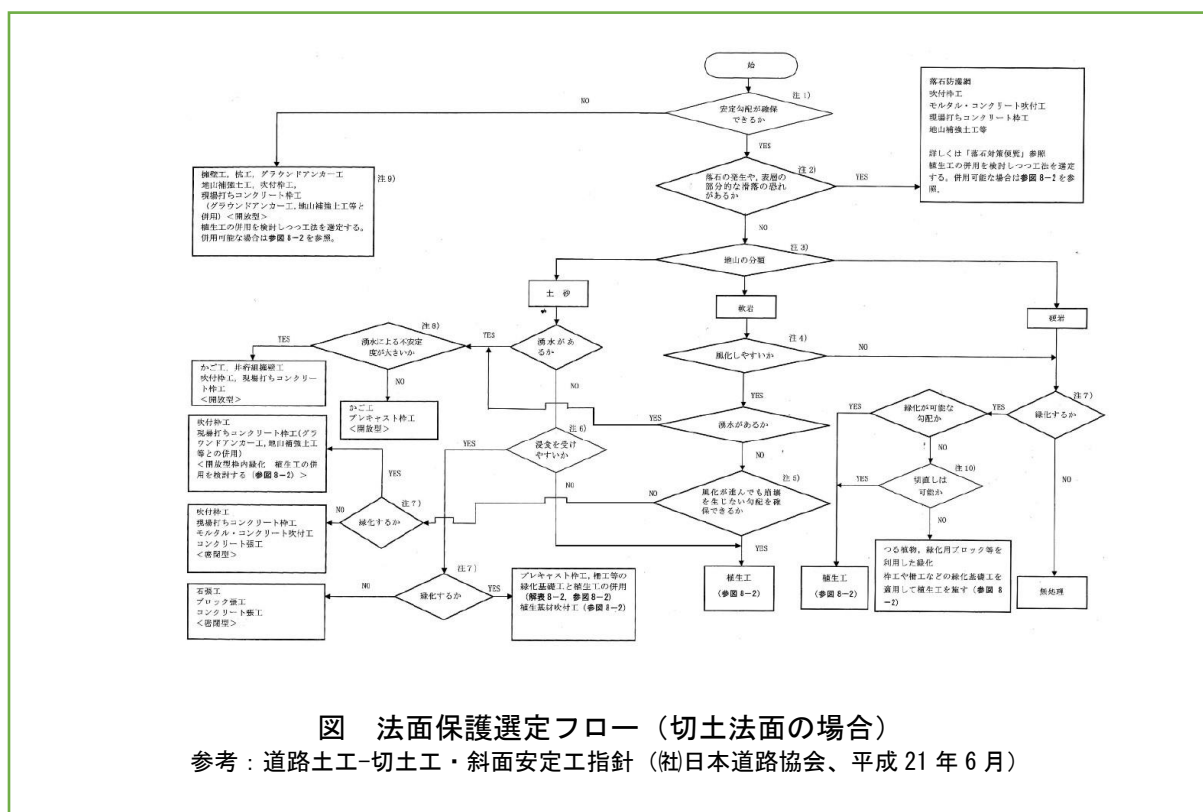
注 1) 盛土のり面の安定勾配としては、『道路土工一切土工・斜面安定工指針』解表 4-3-2 に示した盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。

注 2) ここでいう岩砕ズリとは主に風化による脆弱性が発生しにくいような堅固なものとし、それ以外は一般的な土質に準じる。

注 3) 侵食を受けやすい盛土材料としては、砂や砂質土等があげられる。

注 4) 降雨等の侵食に耐える工法を選択する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅶ・3 のり面保護工の選定



- 注 1) 地山の土質に応じた安定勾配としては、『道路土工・切土工・斜面安定工指針』解表 6-2 に示した地山の土質に対する標準のり面勾配の平均値程度を目安とする。また、安定勾配が確保できない場合の対策として、可能な場合は切直しを行う。
- 注 2) 落石の恐れの有無は『道路土工・切土工・斜面安定工指針』の「第 10 章 落石・岩盤崩壊対策」及び「落石対策便覧」を参考にして判断する。
- 注 3) 地山の分類は「道路土工要綱共通編 1-4 地盤調査 9) 岩及び土砂の分類」に従うものとする。
- 注 4) 第三紀の泥岩、頁岩、固結度の低い凝灰岩、蛇紋岩等は切土による除荷・応力解放、その後の乾燥湿潤の繰返しや凍結融解の繰返し作用等によって風化しやすい。
- 注 5) 風化が進んでも崩壊が生じない勾配としては、密実でない土砂の標準法面勾配の平均値程度を目安とする。
- 注 6) しらす、まさ、山砂、段丘礫層等、主として砂質土からなる土砂は表流水による侵食には特に弱い。
- 注 7) 自然環境への影響緩和、周辺景観との調和、目標植生の永続性等を勘案して判断する。
- 注 8) 主として安定度の大小によって判断し、安定度が特に低い場合にかご工、井桁組擁壁工、吹付砕工、現場打コンクリート砕工を用いる。
- 注 9) 構造物工による保護工が施工された法面において、環境・景観対策上必要な場合には緑化工を施す。
- 注 10) ここでいう切直しとは、緑化のための切直しを意味する。

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅶ・3 のり面保護工の選定

第6章 排水工に関する技術的基準

1 排水工

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で 次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

審査基準

- ・ 政令等に基づき実施すること。

《解説》

地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水工を設けることを規定しています。

盛土の被害は、降雨や地山からの浸透水等が原因となって生じることが非常に多く、施工中あるいは完成直後の盛土は中程度の降雨でも崩壊することがあります。水を原因とした盛土の崩壊は、法面を流下する表面水により表面が侵食・洗掘されることによる崩壊と、浸透水により法面を構成する土のせん断強さが減少するとともに間げき水圧が増大することから生じる崩壊とに分けられます。この両者を防止するために、排水工を適切に設計しなければなりません。

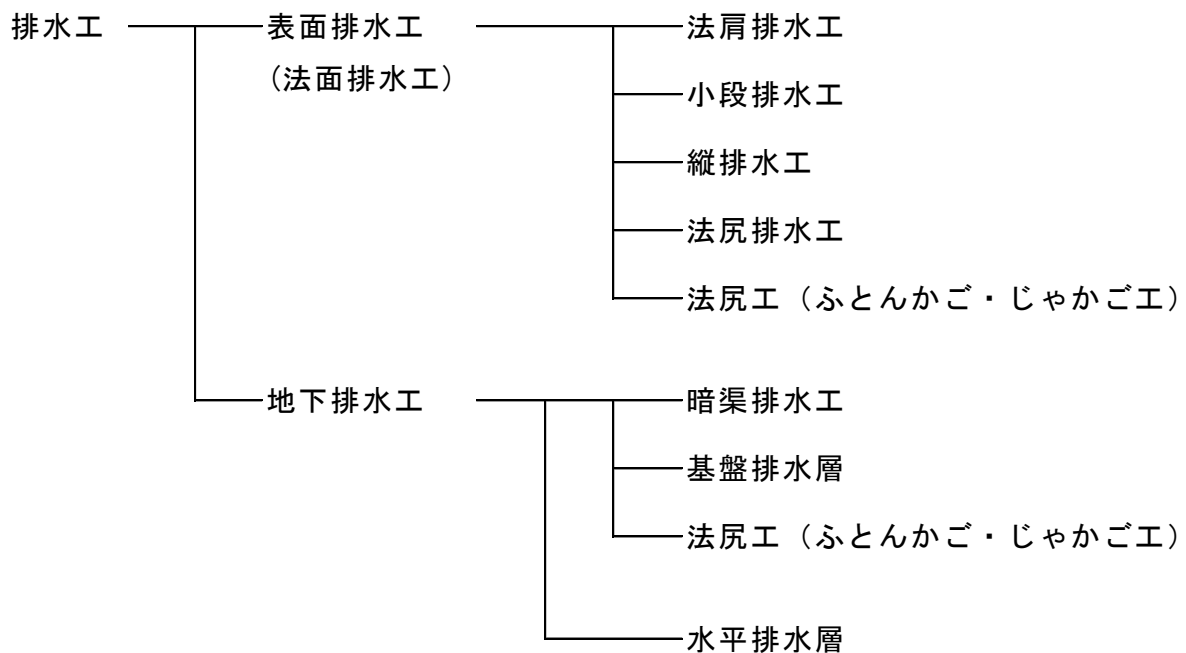


図 6-1-1 排水工の分類

[排水工(管渠)の構造]

- ・ 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- ・ 排水工は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
- ・ 管渠の勾配及び断面積は流量計算により求めること。
- ・ 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次にげる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - ア) 管渠が始まる箇所
 - イ) 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - ウ) 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- ・ ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられていること。
- ・ ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。

[表面排水工(法面排水工)]

表面排水とは、降雨又は降雪によって生じる表面水を法面から排除することです。

法面に降る雨水は浸透能力を超えれば法面を流下し、その水は分散作用と運搬作用により法面を侵食します。法面侵食の防止には、法面を流下する水を少なくする必要があります、そのため次に示す排水工を設ける必要があります。

表 6-1-1 表面排水工（法面排水工）の種類

排水工の種類	機能	必要な性能
法肩排水工	法面への表面水の流下を防ぐ	想定する降雨に対し溢水、跳水、越流しない
小段排水工	法面への雨水を縦排水へ導く	
縦排水工	法肩排水工、小段排水工の水を法尻へ導く	
法尻排水工	法面への雨水、縦排水工の水を排水する	
法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊を防止する	十分は透水性の確保

[法肩排水工]

法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩に排水工を設置すること。

法肩排水工は、以下を参考に設計すること。

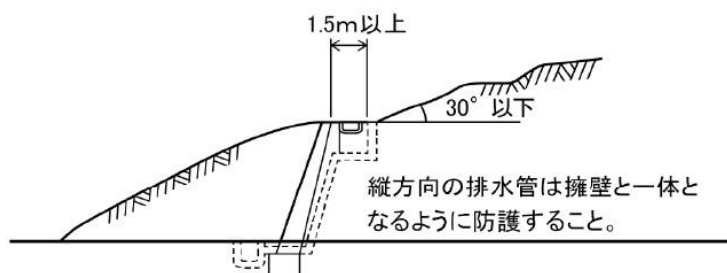


図 6-1-2 法肩排水工の例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VI・4 盛土の施工上の留意事項

[小段排水工]

崖面の上端に続く土地の地盤面には、排水工を設置すること。崖面の上端に続く土地の地盤面には、排水工を設置すること。

小段排水工は、以下を参考に設計すること。

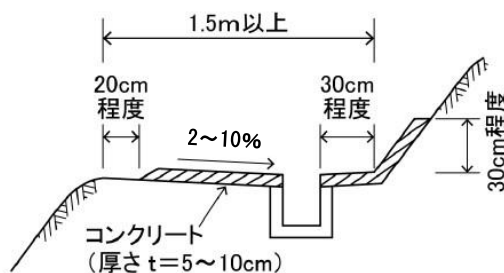


図 6-1-3 小段排水工の例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

VII・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項（一部加工）

[縦排水工]

法肩排水工、小段排水工又は法尻排水工を設置する場合、必要に応じて、縦排水工を設置すること。

縦排水工の設計に当たっては、以下のとおりとすること。

- ・ 縦排水工は、20m 程度の間隔で設置すること。
- ・ 縦排水工を設置の際は、地形的にできるだけ凹地の水の集まりやすい箇所を選定すること。
- ・ 排水工には、既製コンクリートU字溝（ソケット付きがよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路などを用いること。
- ・ 法長 3m 程度の間隔で、縦排水工下部に滑り止めを設置すること。
- ・ 縦排水工の側面は勾配をつけ、芝張りや石張りを施すこと。
- ・ 縦排水工は、水が漏れたり飛び散ることのない構造とすること。特に法尻等の勾配変化点では、排水工への跳水防止版の設置、排水工の外側への保護コンクリート等の措置を講じること。
- ・ 法面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、縦排水工の断面に十分余裕を持たせること。

[法尻排水工]

法尻排水工の流末は、排水能力のある施設に接続するよう設計すること。

[法尻工]

法尻工は、表 6-1-2 により設置すること。

表 6-1-2 法尻工の標準的な仕様

項目	仕様
配置	・ 法尻部に設置 ・ 地下排水工等と併用
材料	・ ふとんかご ・ じゃかご工 ・ 透水性の高い岩塊（盛土材料の細粒分の流出を防ぐため、必要に応じて吸出し防止材等を設置）

[長大法・溪流等における盛土の表面排水工]

長大法となる盛土又は切土や溪流等における盛土を行う場合は、法肩・小段・法尻いずれにも表面排水工を設置すること。併せて、縦排水工も設置することも表面排水工を設置すること。

[地下排水工]

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土内に表 6-1-3 に示す地下水排除

工を十分に設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図る必要があります。

特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要です。

表 6-1-3 地下排水工の種類

排水機能	排水工の種類	役割
地下排水工	暗渠排水工	盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置
	基盤排水工	地山から盛土への水の浸透を防止する目的で地山の表面に設置
	法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊の防止の目的で設置
	盛土内排水層（水平排水層）	地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図る目的で設置

[暗渠排水工]

暗渠排水工は、一般的に盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置します。暗渠排水工は、長大法となる盛土又は溪流等における盛土を行う際に設置すること。暗渠排水工の標準的な仕様は表 6-1-4 のとおりとすること。

表 6-1-4 暗渠排水工の標準的な仕様

項目	仕様
管径	[本管] ・管径 300mm 以上（流域が大規模なものは流量計算にて規格を決定） [補助管] ・管径 200mm 以上
配置	・暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 [補助暗渠] ・設置間隔は、原則として 40m 以内（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m 以内）
流末処理	・維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと。
構造	[本暗渠] ・管材を使用すること [補助暗渠] ・管材又は碎石構造とすること [共通] ・暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと

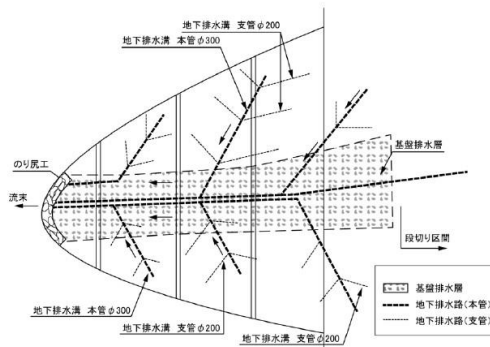


図 6-1-4 溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

V・2 排水施設等

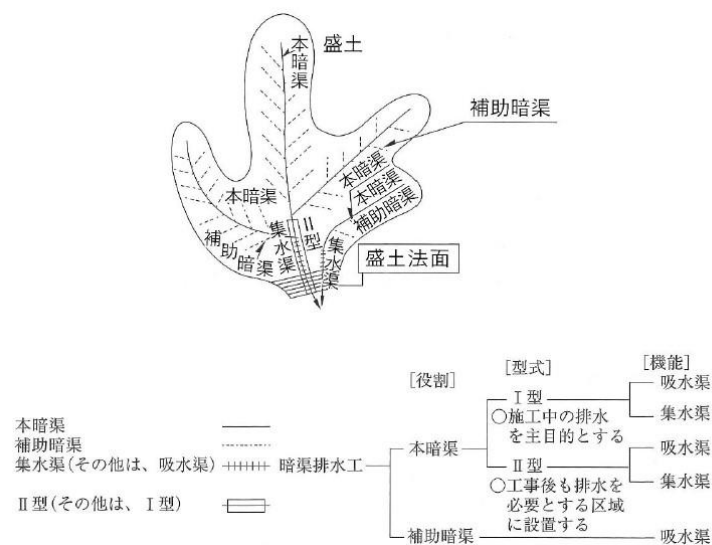


図 6-1-5 地下水排除工の配置例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

V・2 排水施設等

表 6-1-5 地下水排水暗渠の分類

分類基準	分類名称	定義
役割	本暗渠	流水の地下水を下流に流下させる暗渠で、管材を必ず使用し、流域に少なくとも 1 本以上布設し所定の通水能力を期待するもの
	補助暗渠	流域に存在する地下水を効率よく吸収し、本暗渠に導き入れる暗渠
形式	I 型暗渠	本暗渠の中で施工中の排水を主な目的とするが造成工事完了後は積極的な排水を特に期待しなくてもよい区域に配置するもの
	II 型暗渠	本暗渠の中で地下水排水の重要度が高く、造成工事完了後も積極的な排水を必要とする区域に配置するもの
機能	吸水渠	暗渠自体に地下水を吸収・流下させる機能を有する暗渠
	集水渠	暗渠自体には地下水を吸収する機能がなく、吸水渠が吸水した地下水をうけて下流に流下させるために設置する暗渠

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） V・2 排水施設等

表 6-1-6 吸水渠、集水渠の区分

区分	管材を使う場合	管材を使わない場合
吸水渠	(有孔管、透水管) + フィルター	レキ、砂、ソダ
集水渠	無孔管	

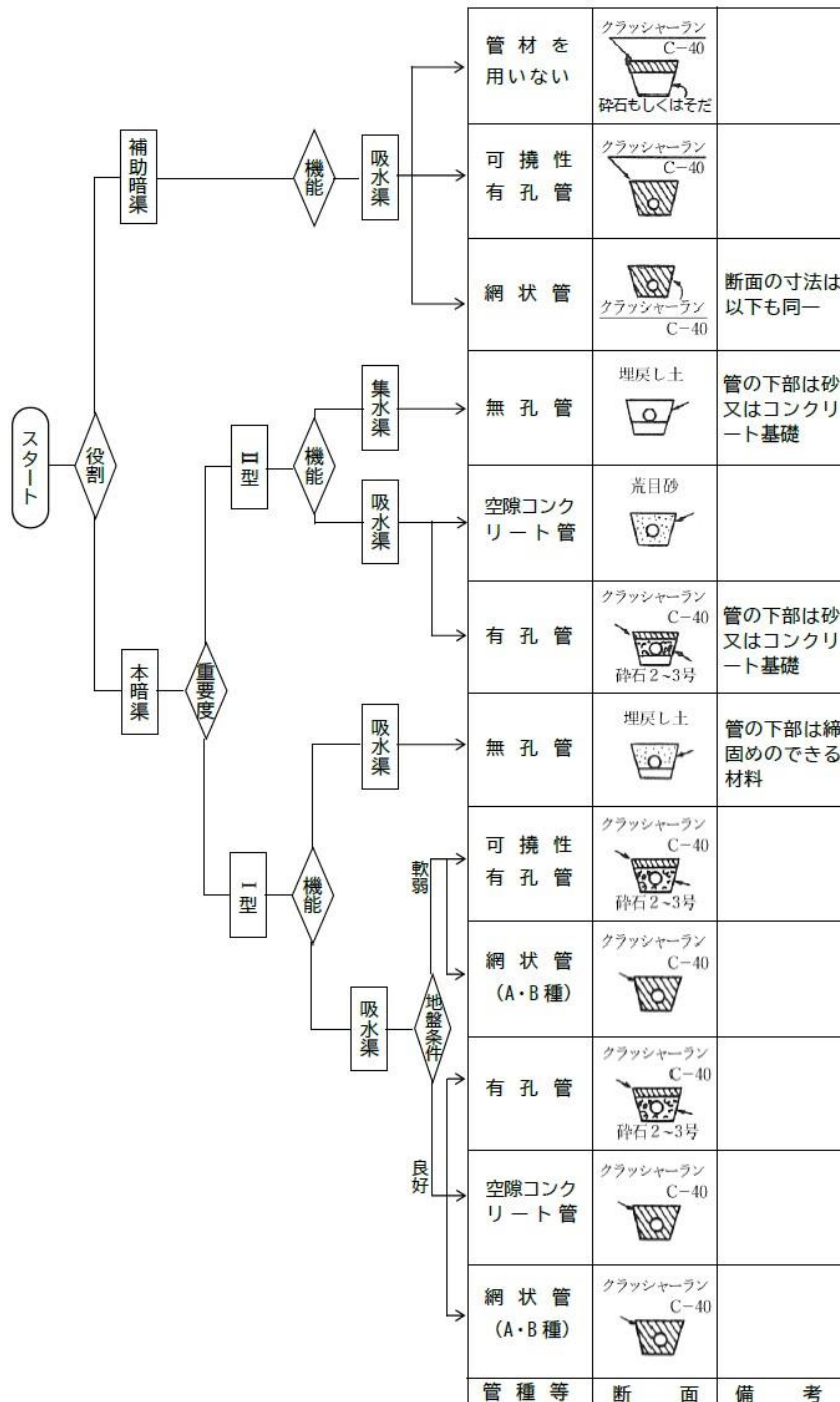


図 6-1-6 地下排水暗渠の選定フローの例

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

V・2 排水施設等

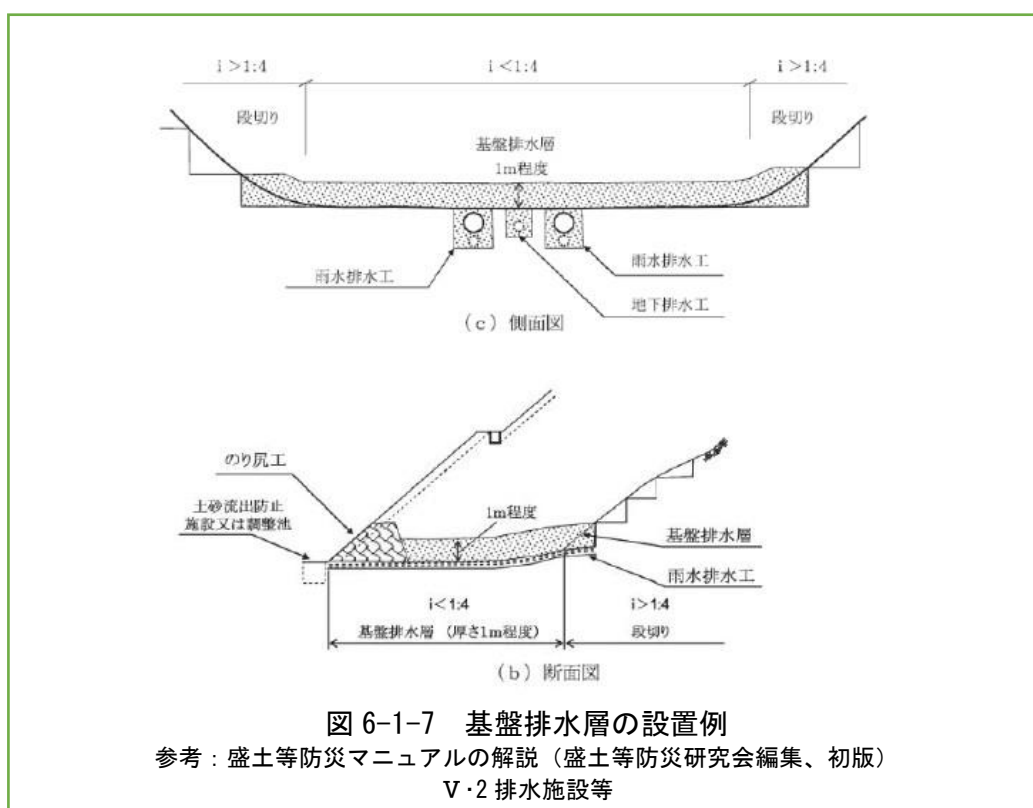
[基盤排水層]

地山から盛土への水の浸透を防止するために地山の表面に基盤排水層を設ける必要があります。

基盤排水層は、長大法となる盛土又は溪流等における盛土を行う際に設置すること。
基盤排水層の標準的な仕様は、表 6-1-7 のとおりとする。

表 6-1-7 基盤排水層の標準的な仕様

項目	仕様
配置	・法尻から法肩の水平距離の 1/2 の範囲に設置 ・地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置 ・湧水等の顕著な箇所等に設置
層厚	・標準：0.5m を標準とする（溪流等における盛土をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 1.0m 以上）
材料	・透水性が高い材料



[法尻工]

法尻工は、長大法となる盛土又は溪流等における盛土を行う際に設置すること。
法尻工の標準的な仕様は、表 6-1-2 のとおりとする。

2 盛土内排水層（水平排水層）

審査基準

- ・ 水平排水層は、長大法となる盛土又は溪流等における盛土を行う際に設置すること。
- ・ 水平排水層の仕様は、表 6-2-1 のとおりとする。斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁基礎部分は段切りにより水平に設置すること。

表 6-2-1 盛土法面に設置する水平排水層の基準

項目	基準
層厚	30cm 以上
配置間隔	小段ごとに設置
層の長さ	小段高さの 1/2 以上
排水勾配	4 ～ 5 %
材料	透水性が高い材料（砕石、砂など）

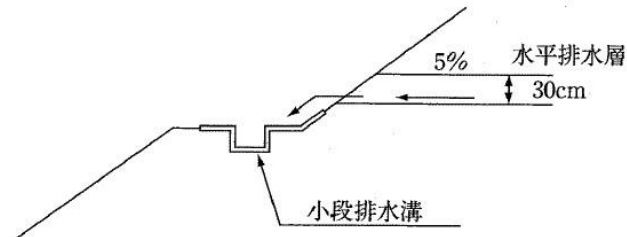


図 6-2-1 水平排水層末端部

参考：道路土工-盛土工指針（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）

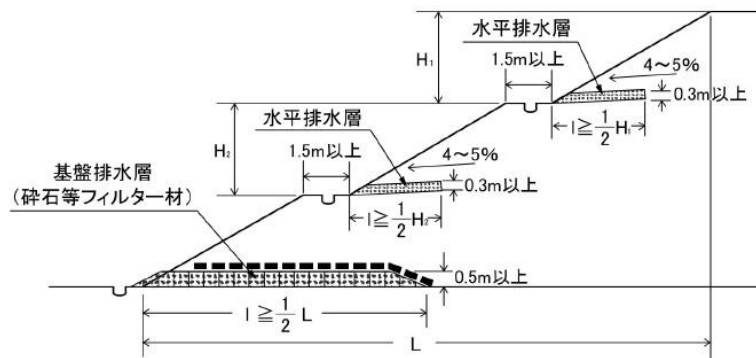


図 6-2-2 盛土内排水層の設置例

参考：道路土工-盛土工指針（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）を一部加工

3 排水施設の断面

審査基準

- 排水施設の断面は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定すること。

[計画流出量（雨量流出量）の算定]

計画雨水量は以下の式（合理式）により算出すること。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

ここに、 Q ：計画流出量 [m^3/sec]

r ：降雨強度（時間当り降雨量） [mm/hr]

f ：流出係数

A ：集水面積 [ha]

[流出係数]

流出係数 f は、表 6-3-1 に示す値のほか、土地利用の目的等に応じ適切な値を用いること。

複数の土地利用形態（流域形態）を有する場合は、面積加重平均により流出係数を求めること。

表 6-3-1 流出係数

土地利用形態	流出係数 f
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑・原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

参考：「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成 14 年 4 月滋賀県土木交通部河港課 作成）

[降雨強度]

降雨強度 r は、滋賀県降雨強度曲線（「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成 14 年 4 月滋賀県土木交通部河港課 作成）の別紙 1 を参照）に基づく降雨強度式を用いて算出するものとし、5 年から 10 年確率で想定される降雨強度を基本とする。

ただし、他法令の規制に照らして、関係課と協議のうえ適正な値であると許可権者が認めた場合は、この限りではない。（例：宅地造成に準ずる土地利用にあつては降雨強度の標準値 $r = 120 \text{ mm/hr}$ を採用できるものとする。）

なお、集水性が高い場合や盛土規模等が大きい場合には総合的に判断すること。

（参考）

滋賀県確率降雨強度式：5 年確率

$$r = \frac{321.0}{T^{0.5} - 0.2472}$$

：10 年確率

$$r = \frac{383.4}{T^{0.5} - 0.1246}$$

到達時間（単位時間） T は、流路延長や流路勾配等に応じて算出される値又は排水（流域）面積により定められた値を用いること。

[排水施設断面の決定]

土石の堆積・堆砂などを考慮して、断面の決定は余裕を見込んで行うこと。

余裕率等については、他法令の規制や市町の定めに基づき、適正に設定すること。

①流下能力量 Q

水路、暗渠等の排水施設の流下能力量（許容通水量、計画流量）の算定は次の式によるものとする。

$$Q = A \times V$$

ここに、Q：通水量 [m³/sec]

A：通水断面積 [m²]

V：平均流速 [m/sec]

②平均流速 V

流速の算定には、マンニングの公式を用いる。

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

ここに、

V：平均流速 [m/sec]

R：径深 A/P [m]

A：流水断面積 [m²]

P：潤辺長 [m]

i：水面勾配

n：粗度係数

③粗度係数 n

粗度係数は、表 6-3-2 に示す値を用いること。

表 6-3-2 粗度係数

水路等の形式	粗度係数 n	水路等の形式	粗度係数 n
コンクリート三面張	0.015	整正断面水路	0.030
コンクリート2次製品	0.013	練石積み（モルタル目地）	0.030
ブロック石積	0.030	空石積み	0.035
コンクリート管渠	0.013	天然河川（直線部）	0.035
塩化ビニール管	0.010	天然河川（湾曲部・緩流）	0.045
鉄筋コンクリート組立柵渠A型	0.025	鉄筋コンクリート組立柵渠B型	0.022

第7章 土石の堆積に関する技術的基準

1 土石の堆積の設計

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。

イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地

四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること

二 次に掲げる全ての措置

イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地

表水が浸入することを防ぐための措置

- ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

審査基準

- ・ 盛土石の堆積の法面勾配は 30° （約 1:1.8）程度とする。
- ・ 土石の堆積は、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないような空地や措置を設ける必要がある。
- ・ 堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術的基準等を考慮し、周囲への安全性を確保できるよう検討する必要がある。
- ・ その他、政令に基づき実施すること。

[堆積期間]

- ・ 土石を堆積する期間は、原則、許可期間は5年以内とする。
- ・ 許可の日から5年を超えて土石を堆積する場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、継続して堆積させることが適切であるか確認された上で、堆積期間の延長に関する変更許可を受けること。
- ・ 既に、変更許可により堆積期間を延長している土石の堆積については、当該変更許可の日から5年が経過する前に、再度、継続して堆積させることが適切であるか確認された上で、変更許可を受けること。

[堆積する土地等の勾配]

- ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、10分の1以下とすること。
- ・ 勾配の考え方は、図 7-1-1 によること。

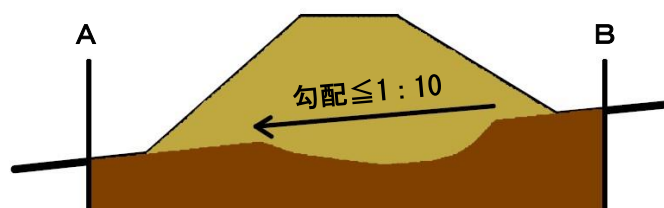


図 7-1-1 勾配の考え方

【留意事項】

原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、堆積に先がけてできるだけ平坦にかき均すこと。

[地盤改良等の措置]

地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

[空地]

次のいずれかに該当する空地を確保すること。ただし、土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

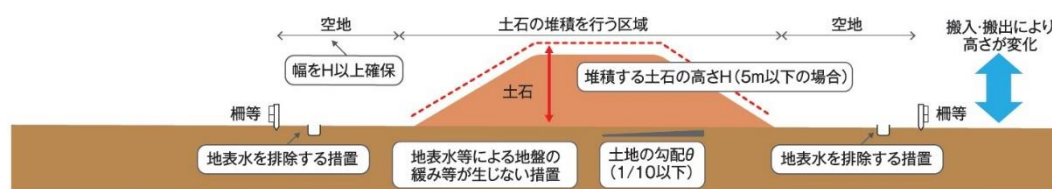
- ①堆積する土石の高さが 5m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地
- ②堆積する土石の高さが 5m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地

[側溝等の設置]

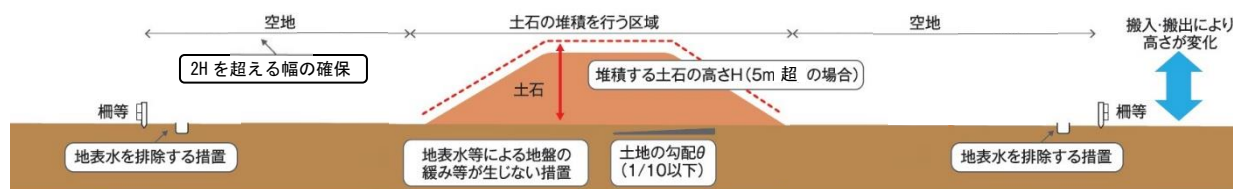
図 7-1-2 に示すとおり、堆積する土石の周囲に設ける空地の外側に側溝等を設置すること。

[柵等の設置]

図 7-1-2 に示すとおり、原則、堆積した土石の周囲（空地・側溝等の外側）に柵等を設置すること。



[堆積する土石の高さが 5m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置の概念図]



[堆積する土石の高さが 5m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地の設置の概念図]

図 7-1-2 土石の堆積に係る技術的基準(政令)の概念図

【留意事項】

側溝等は、素掘り側溝とすることも可能。

柵等とは、人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能。

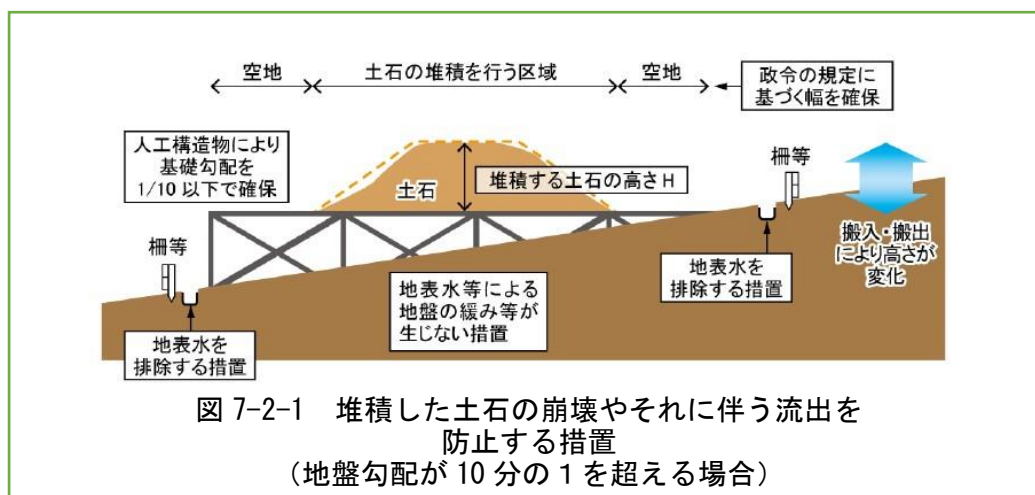
2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

審査基準

- ・ 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置として、十分な空地の設置が困難な場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置を行うこと。

[地盤勾配（空地を含む）が 10 分の 1 を超える場合]

- ・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものに限る。）を有する構台等の堅固な構造物を設置すること。
- ・ 土石の堆積を行う面の勾配は、10 分の 1 以下を確保すること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とすること。

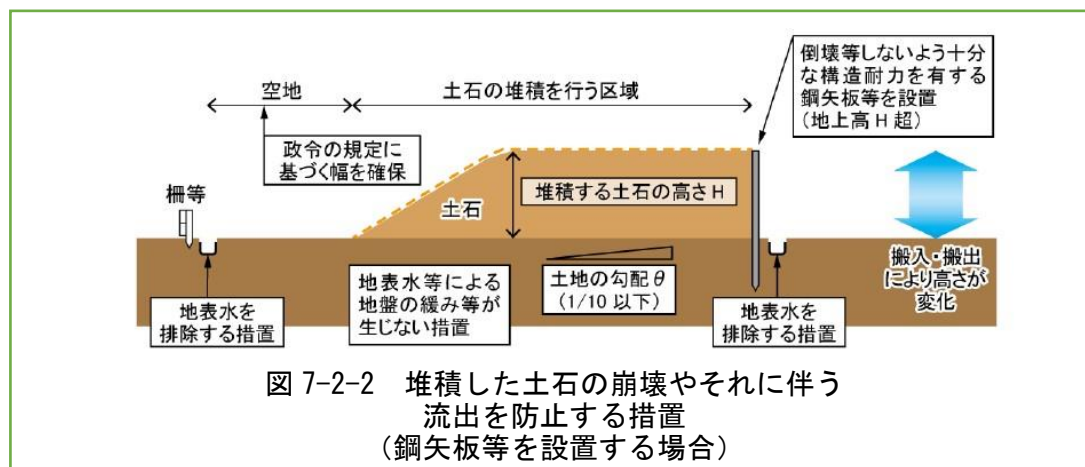


[十分な空地の設置が困難な場合]

十分な空地の設置が困難な場合、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

①鋼矢板等の設置

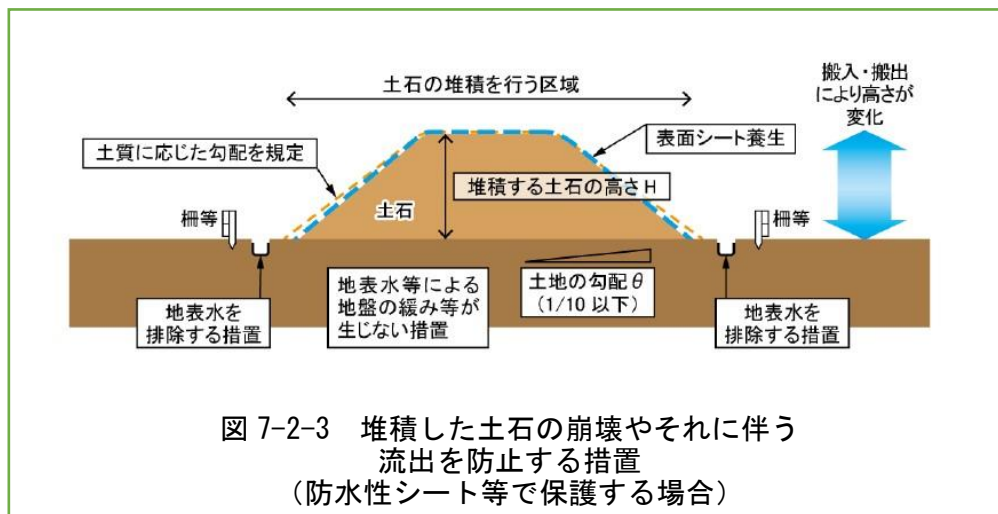
- ・ 堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置すること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。
- ・ 鋼矢板等の設計については、鋼矢板土留めによること。



②堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

- ・ 堆積する土石の土質に応じた、緩やかな勾配とすること。
- ・ 侵食防止のため、堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと。
- ・ 堆積した土石の周囲（側溝等の外側）に柵等を設置すること。

- ③堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護によって堆積した土石の安定を確保する場合、一般的な勾配のうち、最も緩い勾配（1:2.0）よりも緩い勾配とすること。



第8章 開発事業等に伴う防災対策に関する技術的基準

1 防災対策の考え方

審査基準

- ・ 開発事業等に伴う防災対策については、「盛土等防災マニュアル」及び「盛土等防災マニュアルの解説」に定めるもののほか、最新版の「都市計画法に基づく開発行為に関する技術的基準」（近江八幡市）＜第12章 工事施行中の防災措置に関する基準＞等に基づき行うこと。

《解説》

開発事業等とは、「盛土等防災マニュアル」の1ページにおいて、「盛土規制法の許可等を必要とする盛土等」及び「都市計画法の許可を必要とする開発行為」と定義されています。

2 流量増対策

審査基準

- ・ 開発事業等に伴う下流河川等の流量増にかかる検討及び対策は、「開発行為に伴う雨水排水計画基準（案）」（令和7年4月近江八幡市）」や、「開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成14年4月滋賀県土木交通部河港課 作成）又は「1ha未満の小規模な開発に伴う雨水排水計画基準（案）」（平成21年12月滋賀県土木交通部河港課 作成）に基づき行うこと。
- ・ 林地開発許可に関係する場合は、「滋賀県林地開発審査基準」（令和5年3月31日改正 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 作成）に基づき行うこと。

【留意事項】

下流河川等の流量増を伴わない工事（一時的な土石の堆積など）については、当該流量増対策の検討を省略できるものとしますが、土地の形質を変更する行為であって、地表状態（土地利用形態・流出係数）を変更するものについては、規模に応じて流量増対策が必要と判断される場合がありますので注意が必要です。

また、上記の「土地の形質を変更する行為」の面積は、申請面積（規制対象の盛土等の水平投影面積）ではなく、地表状態（土地利用形態・流出係数）が変更となる範囲全体を指します。（規制規模に満たない箇所がある場合も、範囲（面積）に含めて検討してください。）

なお、予定建築物の建築を伴わない工事など、工事完了（検査済証交付）後、地表状態を変更しようとする場合は、調整池等流出抑制施設の必要性について、関係課等と協議を行い、必要な対策を講じる必要があります。

第Ⅲ部 様式編

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(省令)で定める様式

様式番号	名 称	備 考
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	
様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	許可申請(添付)
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	
様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	許可申請(添付)
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	経過措置
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	経過措置
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	現地に掲示
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	現地に掲示

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を申請します。						※手数料欄	
年 月 日							
近江八幡市長							
申請者 氏名							
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒 、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル					
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
		切 土	立方メートル				
	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長		
				センチ メートル	メートル		
ト 崖面の保護の方法							
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法							

	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
	ヌ そ の 他 の 措 置			
	ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支 出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収 入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
〇〇〇				
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 } {第 30 条第 1 項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 近江八幡市長 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置			
	ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置			
	ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日			

	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
収入	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
収入	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 近江八幡市長 申請者 氏名						※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒 、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル					
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
		切 土	立方メートル				
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長		
				センチ メートル	メートル		
ト 崖面の保護の方法							
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法							

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他の必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の許可を申請します。					
年 月 日					
近江八幡市長					
	申請者 氏名				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
5	土地の面積				
6	工 事 の 目 的				
	イ	土石の堆積の最大堆積高さ			
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積			
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量			
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト	空地の設置			
		番号	空地の幅		
			メートル		
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
ヌ	工事中の危害防止のための措置				
ル	そ 他 の 措 置				
ヲ	工事着手予定年月日				
※手数料欄					

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第九

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

近江八幡市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

近江八幡市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第17条第4項
第36条第4項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

近江八幡市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

令和7年4月1日

(宛先)
近江八幡市長

工事主 住所 滋賀県大津市〇〇△丁目□番地
氏名 株式会社コウジヌシ
代表取締役 盛土 太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項 第40条第1項 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	滋賀県〇〇市〇〇町△△□□番地 株式会社コウジセコウシャ 代表取締役 施行 次郎	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	大津市京町4丁目1-1 外〇筆 (緯度: 35度00分16.2秒、経度: 135度52分06.8秒)	
3 工事をしている土地の面積	12,345.67平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・腹付け盛土・谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	2.50メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	6,400.00平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛土	5,000.00立方メートル
	切土	500.00立方メートル
8 工事着手年月日	令和6年12月1日	
9 工事完了予定年月日	令和7年8月31日	
10 工事の進捗状況	切土工(掘削、床掘)、地盤改良工は完了 擁壁工および盛土工(敷均し、締固め)等を施行中	

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

近江八幡市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 21 条第 1 項} \\ \text{第 40 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

記載例

土石の堆積に関する工事の届出書

令和7年4月1日

(宛先)

近江八幡市長

工事主 住所 滋賀県大津市〇〇△丁目□番地
氏名 株式会社ヤードヌシ
代表取締役 堆積 太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項 第40条第1項 の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	滋賀県大津市〇〇△丁目□番地 株式会社ヤードヌシ 代表取締役 堆積 太郎
2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	大津市京町4丁目1-1 外〇筆 (緯度: 35度00分16.2秒、経度: 135度52分06.8秒)
3 工事をしている土地の面積	1,600.00平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	4.50メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	1,000.00平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	2,000.00立方メートル
7 工事着手年月日	令和6年12月1日
8 工事完了予定年月日	令和16年3月31日
9 工事の進捗状況	ストックヤードとして稼働中(50%程度一時堆積中)

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

近江八幡市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

近江八幡市長

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

近江八幡市長

届出者 住所
氏名

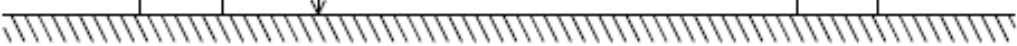
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

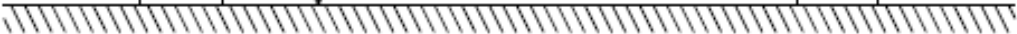
様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識						
← 90センチメートル以上 →						
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出}				済標識		
↑ 70センチメートル以上 ↓	1	工事主の住所氏名	見取図			
	2	許可番号			第 号	
	3	許可又は届出年月日			年 月 日	
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ			メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
					切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日			年 月 日	
	10	工事完了予定年月日			年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
↑ 50センチメートル以上 ↓						
						

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識				
← 90センチメートル以上 →				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
↑ 50センチメートル以上 ↓ 				

[注意]

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

2. 近江八幡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(市細則)で定める様式

様式番号	名 称	備 考
別記様式第 2 号	宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書	
別記様式第 3 号	土石の堆積に関する工事の定期報告書	
別記様式第 4 号	工事着手届出書	
別記様式第 5 号	宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書	
別記様式第 6 号	土石の堆積に関する工事の協議書	
別記様式第 7 号	宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書	
別記様式第 8 号	宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書	
別記様式第 9 号	土石の堆積に関する工事の変更協議書	
別記様式第 10 号	宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書	
別記様式第 12 号	届出工事の変更届出書	
別記様式第 13 号	届出工事の完了届出書	
別記様式第 14 号	工事休止・再開・廃止届出書	

別記様式第2号（第3条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

近江八幡市長 宛

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり報告します。

1 工事が施行される土地 の所在地及び地番				
2 工事の許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号			
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における盛 土又は切土の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における盛 土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における盛 土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 報告の時点における擁 壁等に関する工事の施 行状況				
8 擁壁の床掘りを完了し たときの状況				
9 鉄筋コンクリート擁壁 の基礎配筋を完了した ときの状況				
10 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完 了した時の状況				

注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄から10欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第3号（第3条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

近江八幡市長 宛

工事主 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり報告します。

1	工事が施行される土地 の所在地及び地番				
2	工事の許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号			
3	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における土 石の堆積の高さ	m	m	m	m
5	報告の時点における土 石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における土 石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7	前回の報告から新たに 堆積された土石の土量 又は除却された土石の 土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完 了した時の状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第4号（第7条関係）

工事着手届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

工事主 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事に着手するので、近江八幡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行

細則〔第7条
第8条第4項において
準用する第7条〕の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | |
|---|-----------------|--------|-----|
| 1 | 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| | （最初に届け出た年月日 | 年 月 日） | |
| 2 | 工事をする土地の所在地及び地番 | | |
| 3 | 工事着手年月日 | 年 月 日 | |

注 1 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第8条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

近江八幡市長 宛

協議者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土の種類	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	カ 排水施設	番号	種類	内 法 寸 法	延 長
			c m	m	
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の				

	保護の方法		
	ケ 工事中の危険防止のための措置		
	コ その他の措置		
	サ 工事着手予定年月日	年	月 日
	シ 工事完了予定年月日	年	月 日
	ス 工程の概要		
1 1 その他必要な事項			
※受付欄		※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人である場合には、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと。(複数選択可)
- 7 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 1 1 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 6 号（第 8 条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日

近江八幡市長 宛

協議者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	㎡	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大 勾配		
	オ 勾配が 10 分の 1 を超える土地 における堆積した土石の堆積を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地におけ る地盤の改良その他の必要な措 置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に 排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土 砂の流出を防止する措置		
コ 工事中の危険防止のための措 置			
サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		

	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
※受付欄		※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第	号		第

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を、それ以外の措置を講ずるときは措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること

別記様式第7号（第10条関係）

宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 第 号
- 2 土地の所在地及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 号（第 1 1 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日

近江八幡市長 宛

協議者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 3 項において準用する同法第 1 5 条第 1 項の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名					
2	設計者の住所及び氏名					
3	工事施行者の住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積		m ²			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土の種類		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ	m			
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積	m ²			
	ウ	盛土又は切土の土量	切土	m ³		
			盛土	m ³		
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				c m	m	

	キ 崖面の保護の方法		
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法		
	ケ 工事中の危険防止のための措置		
	コ その他の措置		
	サ 工事着手予定年月日	年	月 日
	シ 工事完了予定年月日	年	月 日
	ス 工程の概要		
1 1 その他必要な事項			
1 2 変更の理由			
1 3 許可番号			
※受付欄		※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと。(複数選択可)
- 7 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 1 1 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 9 号（第 1 1 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

年 月 日

近江八幡市長 宛

協議者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 3 項において準用する同法第 1 5 条第 1 項の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
コ 工事中の危険防止のための措置			
サ その他の措置			

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	許可番号		
※受付欄		※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号

- 注 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人である場合には、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

工事主 住 所
氏 名

近江八幡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 2 条第 1 項の規定による検査を申請します。

1 許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 工事の一部完了年月日	年 月 日
3 工事が一部完了した土地の所在地及び地番	
4 工事が一部完了した土地の面積	m ²
5 申請の理由	
6 工事施行者の住所及び氏名	
7 現場管理者の氏名	

- 注 1 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付すること。
- 2 工事主又は 6 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

届出工事の変更届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 1 項又は第 3 項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番	
3 工事をしている土地の 面積	
4 行おうとする工事の種 類及び内容	
5 変更事項	
6 変更理由	

- 注 1 3 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 1 項の規定による届出の場合のみ記載すること。
- 2 4 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 3 項の規定による届出の場合のみ記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 3 号（第 1 6 条関係）

届出工事の完了届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 1 項又は第 3 項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地及び地番	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 備考	

- 注 1 届出者又は 3 欄の工事施行者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 4 号（第 1 7 条関係）

工事休止・再開・廃止届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、工事を休止（再開・廃止）したいので届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
2 工事を（休止）している土地の所在地及び地番	
3 工事を休止（再開・廃止）しようとする理由	
4 工事進捗状況及び防災措置	

- 注 1 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

3. その他市が定める様式等

様式番号	名 称	備 考
第 1 号様式	宅地造成または特定盛土等に関する工事計画事前協議願	
第 2 号様式	土石の堆積に関する工事計画事前協議願	
別表	許可要件等確認表	規制対象規模
第 3 号様式	盛土規制法にかかる事前協議の要件に対する協議確認書	
第 4-1 号様式	設計説明書	
第 4-2 号様式	設計説明書(公共施設の整備計画)	
第 5 号様式	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表	
第 6 号様式	設計者資格調書	
第 7 号様式	暴力団等に該当しないことの誓約書	
第 8 号様式	工事主の資力信用調書	
第 9 号様式	工事施行者の工事能力調書	
第 10 号様式	宅地造成等工事区域内権利者一覧表	
第 11 号様式	施行同意書	
第 12 号様式	事前協議要件処理一覧表	
第 13 号様式	事前周知結果報告書	
別図	開発許可(みなし許可)に関する工事の標識	兼用の仕様
第 14 号様式	宅地造成等または建築に関する証明書の交付申請書	施行規則第 88 条

(事前協議関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事計画事前協議願

年 月 日

(宛先)
近江八幡市長願出者(工事主)
住 所
氏 名又は名 称
電 話

次の計画について事前協議を行いたく願出ます。

計 画 の 概 要	1 工事の目的						
	2 土地の所在地及び地番						
	3 盛土又は切土の高さ(最大値)	m					
	4 土地の面積	m ²					
	5 盛土又は切土をする土地の面積	m ²		(施行前後の地盤標高差が30cmを超える面積) m ²			
	6 盛土又は切土の土量	盛土 m ³		切土 m ³			
	7 区域の概要等 ※該当する事項を○で囲むか、該当する事項のみ明示してください	7-1(盛土規制法)		7-2		7-3	
		規制区域	宅地造成等工事規制区域	関係法令	砂 防 法 地すべり等防止法 河 川 法 道 路 法 森 林 法 自然公園法 農 地 法 法定外公共物 (里道・水路) 文化財保護法 風致地区 災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 その他()	登記簿謄本の地目	宅 地 田 畑 山 林 雑種地 その他
		許可要件 【別表参照】	①・②・③・④・⑤				
		谷地形・溪流等で地下水位が高くなる箇所における盛土等 【中間検査】	非該当・該当			現況の地目	宅 地 田 畑 山 林 雑種地 その他
工事期間の目安 【定期報告】	3 か月以内 3 か月以上						
8 工事着手及び完了予定年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで						
9 連絡担当者(代理人等)	住所 氏名又は名称 TEL						
10 添 付 図 書 等	イ) 計画説明書 ロ) 公図の写し ハ) 登記事項証明書の写し ニ) 現況写真 ホ) 位置図 ヘ) 地形図(1/2, 500) ト) 土地の平面図(造成計画平面図) チ) 土地利用平面図 リ) 土地の断面図 ス) 雨水排水計画平面図 ル) その他 必要な図書等						

注 1 5 欄の「施行前後の地盤標高差が 30 cmを超える面積」は、許可要件⑤において盛土又は切土をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。

(事前協議関係)

土石の堆積に関する工事計画事前協議願

年 月 日

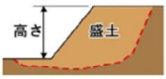
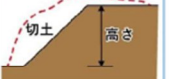
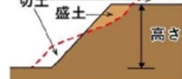
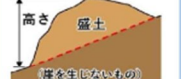
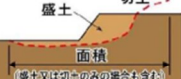
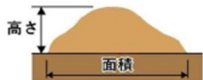
(宛先)
近江八幡市長願出者(工事主)
住 所
氏 名又は名 称
電 話

次の計画について事前協議を行いたく願出ます。

計 画 の 概 要	1 工事の目的						
	2 土地の所在地及び地番						
	3 最大堆積高さ	m					
	4 土地の面積	m ²					
	5 土石の堆積をする土地の面積	m ²	(施行前後の地盤標高差が30cmを超える面積) m ²				
	6 最大堆積土量	m ³					
	7 区域の概要等 ※該当する事項を ○で囲むか、該 当する事項のみ 明示してくださ い	7-1(盛土規制法)		7-2		7-3	
		規制区域	宅地造成等工事規制区域	関係法令	砂 防 法 地すべり等防止法 河 川 法 道 路 法 森 林 法 自然公園法 農 地 法 法定外公共物 (里道・水路) 文化財保護法 風致地区 災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 その他()	登記簿謄本 の地目	宅 地 田 畑 山 林 雑種地 その他
		許可要件 【別表参照】	⑥・⑦		現況の地目	宅 地 田 畑 山 林 雑種地 その他	
		工事期間の目安 【定期報告】	3 か月以内 3 か月以上				
8 工事着手及び 完了予定年月日	年 月 日 から 年 月 日(除却)まで						
9 連絡担当者 (代理人等)	住所 氏名又は名称 TEL						
10 添 付 図 書 等	イ) 計画説明書 ロ) 公図の写し ハ) 登記事項証明書の写し ニ) 現況写真 ホ) 位置図 ヘ) 地形図(1/2, 500) ト) 土地の平面図 チ) 土地の断面図 リ) 雨水排水計画平面図 ヌ) その他 必要な図書等						

注 1 5 欄の「施行前後の地盤標高差が 30 cmを超える面積」は、許可要件⑦において土石の堆積をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。

【別表】 許可要件(規制対象規模)等確認表

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の 崖を生ずるもの (①、②を除く)	
		④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 となるもの (①～④を除く) (高さ30cm超の盛土または切土に限る)	
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m²超 となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 となるもの (高さ30cmを超えて堆積した土石に限る)	

中間検査	定期報告
①盛土高さ2m超の崖を生じるもの ②切土高さ5m超の崖を生じるもの ③盛土切土同時高さ5m超の崖を生じるもの (①、②除く) ④盛土高さ5m超(①、③除く) ⑤盛土切土面積3,000㎡超(①から④除く)	同左
	(1)堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 (2)堆積の面積3,000㎡超

【補足】

【中間検査】

上表の規模(行為)に該当し、かつ、谷地形・溪流等で地下水位が高くなる箇所における盛土等において、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(特定工程)を有する工事

【定期報告】

上表の規模(行為)に該当し、かつ、工事期間が長期間(3か月以上)となる工事

(事前協議関係)

(宅地造成等に関する工事計画事前協議において意見を付した関係課・機関) 様

工事主 (住所)
(氏名又は名称)
(連絡担当者・電話番号)

盛土規制法にかかる事前協議の要件に対する協議確認書

年 月 日付け第 号にて通知のありました宅地造成等に関する工事計画事前協議における要件について、次のとおり協議を了したことの確認をお願いします。

記

1	工事(行為)の種別	
2	工事の目的	
3	土地の所在地及び地番	
4	土地の面積	m ²

関係課・機関の付加要件	
工事主の検討結果	
検討結果に対する意見	※この欄は空欄としてください。 (意見を付した関係課・機関が記載する欄であるため)

上記のとおり協議を了したことを確認します。

年 月 日

印

(注 職名・氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。)

(第12条関係)

設 計 説 明 書

(その1)

1 設計の方針	事業の目的							
	基本方針							
2 地域地区等	イ 市街化区域 ロ 市街化調整区域			用途地域等				
	宅地造成等工事規制区域			その他				
3 事業地区の現況	区分	宅地	農地	山林	里道水路等		その他	合計
	面積㎡							
	比率%							100%
4 土地利用計画	区分	建築物		公共施設用地			その他	合計
		住宅等	公益施設	道路	公園	その他		
	面積㎡							
	比率%							100%
5 公整 益備 施設 計画 の	公益施設の名称		敷地面積		管理者		整備計画時期等	
6 上 水 道 施 設	イ 公営水道		7 消 防 水 利 設	イ 消火栓 場所		予定戸数		戸
	ロ 簡易水道			ロ 貯水槽 基		計画人口		人
	ハ 専用水道			ハ その他		人口密度		人/㎥
	ニ その他							

- 注1 事業の目的欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設、残土処理場、ストックヤード等の区分を記入すること。
 2 公益施設の整備計画欄には、都市計画法第29条第3号及び政令第27条の公益的施設について記入すること。
 3 事業区域の土地の現況及び土地利用計画については事業区域を工区に分割したときには、工区別の内訳表を添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(第12条関係)

設計説明書（公共施設の整備計画）

(その 2)

1 公共施設 の種類	2 番 号	3 概 要			4 管理者	5 用地の 帰 属	6 摘要
		幅員寸法	延 長	面 積			

注 1 公共施設の整備計画には、都市計画法第 4 条第14項に定める公共施設について記入すること。

2 摘要欄には費用負担の状況を記入すること。

3 実測図に基づく公共施設の新旧対照図を添付すること。

4 番号は、図面記載の番号と一致させること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(第 13 条関係)

新たに設置される
従 前 の 公共施設一覧表

(N o .)

公共施設 の種類	番 号	概 要			管理者	用 地 の 帰 属	摘 要
		幅員寸法	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

(第 13 条関係)

設 計 者 の 資 格 調 書

設 計 者	ふりがな			生年月日	年 月 日生
	氏 名				
	住 所	電話 ()			
1	資 格 内 容		取得年月日	登録番号又は合格番号	
建 築 よ る 法 資 格	☐ 技 術 士 (部門)				
	☐ 一級建築士				
	☐ そ の 他 ()				
2	年 月 日 卒 業・中 退 学校名 学科名 修業年数 年				
3 実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間 (合計年月)	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
4 設 計 経 歴	事業主体	工事施工者	施 行 場 所	面 積	許認可番号 年 月 日
				m ²	第 号 年 月 日
				m ²	第 号 年 月 日
				m ²	第 号 年 月 日
				m ²	第 号 年 月 日
5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条又は同令第31条第2項の該当資格		☐ 1 号 ☐ 2 号 ☐ 3 号 ☐ 4 号 ☐ 5 号		
注 1 最終学歴欄には、設計資格に関係ある学歴を記入すること。 2 実務経歴欄及び設計経歴欄には、宅地造成等に関する経歴を記入すること。 3 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。					

(第 12 条関係)

暴力団等に該当しないことの誓約書

(宛先)

殿

私は、近江八幡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第 20 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(第12条関係)

工 事 主 の 資 力 信 用 調 書

工 事 主	住 所 又 は 所 在 地					
	氏 名 又 は 名 称 及 び その 代 表 者 の 氏 名		電 話 ()			
概 要	設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円		
	法令による登録等					
	従 業 員 数		人 (うち土木建設関係技術者 人)			
	前 年 度 事 業 量		千円	資産総額	千円	
	前 年 度 納 税 額		法人税又は所得税 千円		事業税 千円	
	主たる取引金融機関					
工事管理者住所氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 等 工 事 の 経 歴	工 事 名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許認可番号年月日	着工完了年月
				m ²	第 号 年 月 日	年 月 ~ 年 月
				m ²	第 号 年 月 日	年 月 ~ 年 月
				m ²	第 号 年 月 日	年 月 ~ 年 月
				m ²	第 号 年 月 日	年 月 ~ 年 月
				m ²	第 号 年 月 日	年 月 ~ 年 月

注 1 法令による登録等欄については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書

(2) 最近3年間の国税及び地方税の納税証明証

(3) 法人の登記事項証明書(及び役員の住民票記載事項証明書)又は住民票記載事項証明書

(4) 法人にあっては、直前事業年度の財務諸表並びに事業経歴書

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(第12条関係)

工 事 施 行 者 の 工 事 能 力 調 書

					許可申請者 氏 名		
工 事 施 行 者	住 所 又 は 所 在 地						
	氏 名 又 は 名 称 及 び その代表者の氏名			電 話 ()			
法登 令に録 よる等				設 立 年 月 日	年 月 日		
				資 本 金			
				主たる取引金融機関			
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	事 業 税
	人	人	人	人			
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名		年 令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
				歳	年		
				歳	年		
				歳	年		
				歳	年		
宅 地 造 成 等 工 事 の 経 歴	注文主名	元請・下請けの別	工事施行場所	面 積	許認可年月日	完成年月日	
				m2	年 月 日	年 月 日	
				m2	年 月 日	年 月 日	
				m2	年 月 日	年 月 日	
				m2	年 月 日	年 月 日	
				m2	年 月 日	年 月 日	
注 1 次の書類を添付すること。 (1)登記事項証明書(個人事業主等にあつては、住民票記載事項証明書) (2)事業経歴書 (3)建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(建設業許可証明書など) 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。							

(第12条関係)

宅 地 造 成 等 工 事 区 域 内 権 利 者 一 覧 表

物件の種類	所在地及び地番	権利の種別	権利者の氏名 又 は 名 称	同意の 有 無	摘 要

注 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入すること。

2 権利の種別欄には、所有権、**地役権**等の別を記入すること。

3 同意の有無欄については、協議中の場合はその旨を記入するとともにその経過を示す説明書を添付すること。

4 同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は摘要欄にその旨記入すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(第12条関係)

施 行 同 意 書

年 月 日

宅地造成等工事をしようとする者の
住 所 及 び 氏 名

様

住所
氏名

印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により宅地造成等工
事を行うことに同意します。

物件の種類	所在地及び地番	面 積	権利の種別	摘 要

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

事前協議要件処理一覧表

意見等聴取関係課・機関	付加要件	処理事項	処理年月日

(第11条関係)

事前周知結果報告書

年 月 日

(宛先)

近江八幡市長

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条又は同法第 29 条の規定により、周辺住民へ工事の内容を周知しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 土地の所在地	近江八幡市
2 周知の方法	1 説明会の開催 2 書面の配布 3 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3 周知期間・日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4 説明会開催場所	名 称 : 所在地 : 近江八幡市
5 説明会参加者数	人
6 配布範囲・掲示場所	
7 周知概要	
8 住民からの意見等	

注 1 説明会を開催した場合は、開催日時を 3 のカッコ内に、開催場所を 4 に、参加者数を 5 に記入すること。また、開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）を添付すること。

2 書面の配布をした場合は、配布範囲又は掲示場所を 6 に記入すること。また、配布した書面及び配布範囲が分かる位置図等を添付すること。

3 工事内容の掲示をした場合は、配布範囲又は掲示場所を 6 に記入すること。また、掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び閲覧ページの写し（URL を含む。）を添付すること。

別図

開発許可(みなし許可)に関する工事の標識

開発許可（盛土規制法に基づく宅地造成に関する工事のみなし許可）済標識				
1	許可番号	年 月 日 第 号		見取図
2	許可者			
3	工事主(許可を受けた者)の住所氏名			
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	開発区域に含まれる区域の名称			
7	盛土又は切土の高さ	メートル		
8	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
9	盛土又は切土の土量	盛土	立法メートル	
		切土	立法メートル	
10	工事着手予定年月日	年 月 日		
11	工事完了予定年月日	年 月 日		
12	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話 ()		
13	開発許可担当部局名称及び連絡先 (開発登録簿閲覧場所)	電話 ()		
14	検査済証番号	年 月 日 第 号		

70
cm
以上

90cm以上

[注意]

- 3欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること
- 地表から上方に50 cmメートル以上離して設置すること

(施行規則第 88 条関係)

宅地造成等又は建築に関する証明書の交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次の建築物等が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。			
年 月 日			
(宛先) 近江八幡市長			
申請者（建築主） 住 所 氏 名 電 話（ ）			
1 証明を受けようとする 土地の所在及び地番並びに 地目及び実測面積			地目
			面積
2 建築物等の用途			
3 建築物等の構造 及び規模	構造	造 建	
	規模	建築面積 m ²	延床面積 m ² 最高高さ m
4 敷地造成の有無 及び規模	4-1 敷地造成：□有り/□無し ①盛土切土の最高高さ m ②盛土切土をする面積 m ² (30cm 以下含む) ③盛土切土をする面積 m ² (30cm 超のみ)		
	4-2 擁 壁 等：□有り/□無し/□その他(既存擁壁等の改修・除却) 最高高さ m、延長 m		
5 代理人の氏名及び住 所並びに電話番号	電 話（ ）		
6 そ の 他	その他必要な事項 (他法令関係)		
	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 宅地造成等工事規制区域		宅地造成及び特定盛土等規制法該当条項 ☐ 法第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項
※ 受 付		※ 備 考	

注 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 4-1 欄の③は、規制対象規模に①の値が該当しない、かつ、②の値が該当する場合であって、施行前後の地盤面標高差が 30 cm を超える部分の面積が規制対象規模に該当しない場合のみ、その値を記載すること。

3 6 の「その他必要な事項」欄には、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

事前協議のチェックリスト

凡例

○:必要(市許可基準等で定められた図書等)

ー:不要

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	☐ 必要部数:正副各1部+意見照会各課関係機関の必要部数 ☐ 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ☐ 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ☐ 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ☐ 本チェックリストを提出時に添付すること。
書類1	工事計画事前協議願			
	宅地造成または 特定盛土等に関 する工事計画事 前協議願 (第1号様式) 又は 土石の堆積に関 する工事計画事 前協議願 (第2号様式)	○	○	<工事の目的> ☐ 「共同住宅の建築のための宅地造成」、「残土処分(単なる土捨て)」、「ストックヤード運営事業(一時的な土石の堆積)」など具体的な目的を記入すること。 <土地の所在地および地番> ☐ 所在及び地番は登記事項証明書のとおりすべて記載すること。なお、筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載したものを添付すること。 <数値記入欄> ☐ 面積、高さ、体積(土量)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 【形質の変更】 ☐ 5欄の「施行前後の地盤標高差が30cmを超える面積」は、許可要件⑤において盛土又は切土をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。 【土石の堆積】 ☐ 5欄の「施行前後の地盤標高差が30cmを超える面積」は、許可要件⑦において土石の堆積をする土地の面積が規制対象規模となる場合のみ、記入すること。
書類2	委任状 (任意様式)	△	△	☐ 申請者以外の者が手続きをする場合は添付すること。 ☐ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先(TEL・FAX)を記載すること。 ☐ 委任する内容(変更ほか該当する手続き全般)を記載すること。 ☐ 願出者の住所及び氏名を記載し、押印すること。
書類3	計画説明書 (任意様式)	○	○	☐ 計画説明書には、下記の内容を記入すること。 ・工事の目的にかかる基本方針 (当該事業区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、計画上注意した事項など) ・雨水排水計画の概要 ・工事施行中の防災計画の概要 【形質の変更】 ・造成計画(盛土・切土計画、擁壁等・のり面の対策の概要) 【土石の堆積】 ・土石の種類や年間の搬入搬出の見込み量 ☐ 願出者名を記載すること。
書類4	公図の写し (字限図)	○	○	☐ 事業区域内を緑色で着色すること。 ☐ 地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 隣接地(道路も含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 里道(赤)及び水路(青)を明確に着色すること。 ☐ 字限図(公図)の転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者名を記載すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる字限図(公図)も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類5	土地の登記事項 証明書の写し	○	○	☐ 謄本は申請時点から3ヶ月以内の証明書を添付すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類6	現況写真 (任意様式)	○	○	☐ 区域境界および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ☐ 区域界を赤線で明示すること。 ☐ 鮮明なカラー写真であること。

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 1	位置図	○	○	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路および目標となる地物を明示すること。
図面 2	付近見取図	○	○	☐ 縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路は茶色、河川及び水路等は青色に着色すること。 ☐ 申請地の所在及び地番を記載すること。
図面 3	現況平面図 (地形図)	○	○	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域の土地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 隣接地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 官民境界確定線を明示し、確定日及び番号を記載すること。 ☐ 2mの標高差を示す等高線を明示すること。
図面 4	土地利用計画平面図	○	—	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業完了後の土地利用及び形状、計画高を明示すること。 ☐ 予定建築物の形状、規模及び用途を記載すること。 ☐ 公共施設の位置及び形状を明示すること。 ☐ 事業区域内の道路寸法(幅員、隅切り、転回広場)を表示すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ☐ 他法令等(道路法及び河川法)において施工される構造物の位置及び形状寸法等を記載すること。(法令等の名称、許可番号及び許可年月日等も記載すること。)
図面 5	造成計画平面図 (土地の平面図)	○	○	【共通】 ☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 断面線を表示すること。 ☐ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ☐ 雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更】 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の種類、高さ(全高及び見え高)及び延長等を記載すること。 なお、高さの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 【土石の堆積】 ☐ 土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状)を明示すること。 ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む) ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む)

書類・図面の名称 (様式)		事前協議		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 6	造成計画断面図 (土地の断面図)	○	○	【共通】 ☐縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐事業区域内外の地盤高を明示すること。 ☐官民境界確定線の明示し、官民境界の確定日及び番号を記載すること。 【形質の変更】 ☐切土又は盛土の計画地盤高及び現況地盤高を明示すること。なお、盛土又は切土をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示し、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 ☐切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ☐擁壁及び崖面崩壊防止施設の寸法（全高、見え高、根入れ）を記載すること。なお、擁壁の前面が水路等の場合は、土質別許容角度線を明示したうえで擁壁の根入れ寸法を記載すること。 【土石の堆積】 ☐最大時の形状、高低差の著しい箇所（最大時の堆積高さを明示すること。） ☐地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲における最大勾配を明示すること。 ☐勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐空地の位置及び幅を明示すること。 ☐柵等を設置する位置を明示すること。 ☐雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。 ☐堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。
図面 7	排水計画平面図 [排水施設の平面図]	○	○	【共通】 ☐造成計画平面図(土地の平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ☐方位を記載すること。 ☐事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を詳細に明示すること。 ☐雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ☐予定建築物等の敷地の形状及び計画高を明示すること。 ☐法面(かけを含む。)および擁壁の位置および形状を明示すること。 ☐各構造物には、構造図と対照可能な番号を記載すること。 ☐既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 (雨水) ☐流末には、排水量を明示すること。 ☐遊水池(調整池)の位置及び形状を明示すること。 ☐都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称を記載すること。 ☐排水管の勾配、管種及び管径を記載すること。 ☐道路側溝その他の排水施設の位置及び形状寸法を記載すること。 ☐河川及び水路の名称、位置及び形状寸法を記載すること。 ☐放流先側溝及び水路等の勾配根拠を明示すること。 ☐吐口の位置を明示すること。 (污水) ☐人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 ☐合併浄化槽を設置の場合は位置、形状、人槽及び放流管を明示すること。 ☐公共下水道の場合は、汚水樹の位置及び污水管を明示すること。
その他	その他必要な図書等	○	○	☐擁壁等の構造図ほか その他、事前協議において必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 1 変更の場合(共通)

- ・事業計画等が大幅に変更となる場合は、補正対応ではなく、改めて事前協議（関係課・機関への意見照会）をやり直すこともあります。

許可申請のチェックリスト

凡例

- ◎：必要(省令で定められた図書等)
- ：必要(市細則等で定められた図書等)
- △：場合により必要
- －：不要

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	☐ 必要部数：2 部(正副：副は返却用) ☐ 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。
書類1	許可申請書			
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) 又は 土石の堆積に関する工事の許可申請書 (様式第四)	◎	◎	【共通】 ☐ 申請者の氏名にふりがなを記載すること。 ☐ 面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <土地の所在地及び地番> ☐ 事業区域に含まれる区域の名称欄には、所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載したものを添付すること。 ☐ 代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位まで記入すること。 <その他必要な事項> ☐ 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 【形質の変更】 ☐ 「工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものを記入すること。 ☐ 「工事完了後の土地利用」は、完了後の具体的な土地利用の用途および建築物等の建築の有無を記入すること。(設計説明書 設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。) ☐ 「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土 ☐ 「盛土又は切土の高さ」は、行為によって生ずる最大標高差を記入すること。(盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の地盤面で最も高い標高と最も低い標高の差が最大標高差となる。) なお、次の行為は、高さの判断において、盛土等として取り扱わない。 ○舗装(アスファルト、コンクリート)≠盛土 ○擁壁の設置に伴う基礎掘削≠切土 ☐ 「擁壁」、「崖面崩壊防止施設」及び「排水施設」は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。なお、該当がなければ、「該当なし」と記載すること。 【土石の堆積】 ☐ 「工事の目的」は、「ストックヤード運営事業」など具体的な目的を記入すること。 なお、工事等に付随した堆積の場合には、その工事の期間も記入すること。
	委任状 (任意様式)	△	△	☐ 申請者以外の者が手続きをする場合は添付すること。 ☐ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先(TEL・FAX)を記載すること。 ☐ 委任する内容(変更ほか該当する手続き全般)を記載すること。 ☐ 申請者の住所及び氏名を記載し、押印すること。
	書類 3	設計(計画)に関する書類		
3-1	設計説明書 (第 4-1 号様式)	○	○	☐ 申請書等の記載内容と整合させ、記入欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 ☐ 「設計の方針」では、事業の目的、当該区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 ☐ 空欄は「－」等を記載し、全ての欄を埋めること。
3-2	設計説明書 (公共施設の整備計画) (第 4-2 号様式)	○	○	☐ 該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
				□「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模及び構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関することも記載すること。
3-3	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表 (第 5 号様式)	○	○	□該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など
書類 4	設計者の資格に関する書類			
4-1	設計者資格調書 (第 6 号様式)	◎	—	□「高さ5m超の擁壁の設置」または「盛土・切土をする土地の面積が 1,500 m ² 超の土地における排水施設の設置」(盛土規制法施行令第21条各号)を計画の場合は添付すること。
4-2	卒業/修了/免許等を証する書類 (任意の書式)	○	—	□盛土規制法施行令第22条に掲げる資格を証明する書類の写しを添付すること。
書類 5	資力信用に関する書類			
5-1	資金計画書 (様式第三) 又は (様式第五)	◎	◎	□収入と支出の金額を整合させること。 □整地工事費は、伐開、暗渠排水、切土、盛土、敷地の整形、張芝及び擁壁等について算定し、記載すること。 □道路工事費は、路盤工、側溝及び舗装等について算定し、記載すること。 □排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地排水施設及び調整池等について算定し、記載すること。 □付帯工事費は、仮設工及び道路復旧工で、事業に関連する工事について算定し記載すること。 □事業年度が跨る場合は、年度別資金計画を添付すること。
5-2	暴力団等に該当しないことの誓約書 (第 7 号様式)	○	○	□宛先を「近江八幡市長 《市長名》」と記入すること。 □法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。
5-3	資力信用調書 (第 8 号様式)	○	○	□各欄に必要事項を記入すること。
5-4	取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等	○	○	□自己資金の場合は、金融機関等発行の残高証明書の原本(許可申請日前3カ月以内のもの)を添付すること。 □借入金の場合は、金融機関等発行の融資証明書等の原本(金融機関等名が判別できる朱印のもの、有効期限内のもの)を添付すること。 □融資証明書等は、融資目的(盛土規制法事業、土地購入および造成など)、融資場所(申請地代表地番)が明記されたものであること。
5-5	納税証明書	○	○	□国税事務所発行の最近 3 年間の法人税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。 なお、申請者が個人の場合は所得税の完納が分かる納税証明書とすること。 □地方税事務所発行の最近 3 年間の・法人住民税(県民税、市町民税)・法人事業税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。なお、申請者が個人の場合は住民税の完納が分かる納税証明書とすること。
5-6	登記事項証明書および住民票記載事項証明書	◎	◎	□最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。なお、申請者が個人の場合は住民票記載事項証明書とすること。
5-7	財務諸表及び事業経歴書 (任意様式)	○	○	□申請者が個人である場合は添付不要。 □直前年度(最新情報)のものを添付すること。
書類 6	工事施行者の工事完成能力を確認する資料			
6-1	工事施行者の工事能力調書 (第 9 号様式)	○	○	□各欄に必要事項を記入すること。

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
6-2	登記事項証明書 または住民票記載事項証明書	○	○	□最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。なお、工事施行者が個人事業主等の場合は住民票記載事項証明書とすること。
6-3	事業経歴書 (任意様式)	○	○	□最新情報のものを添付すること。
6-4	建設業法による 許可証明書等	○	○	□建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(建設業許可証明書などで有効期限内のもの)の写しを添付すること。なお、建設業の許可を有していない場合は、当該工事が軽微な建設工事に該当することを証明する書類を添付すること。
資料 7	公図(字限図)	○	○	□事業区域内を緑色で着色すること。 □地番、地目及び所有者名を記載すること。 □隣接地(道路も含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 □里道(赤)及び水路(青)を明確に着色すること。 □字限図(公図)の転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者名を記載すること。 □インターネット登記情報サービスによる字限図(公図)も可とするが、その場合は 情報取得者名を記載すること。
資料 8	土地の登記事項 証明書	○	○	□謄本は申請時点から3ヶ月以内の証明書を添付すること。 □インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
資料 9	権利者の全ての同意を得たことを証する書類			
9-1	宅地造成等工事 区域内権利者 一覧表 (第 10 号様式)	○	○	□申請者名義の土地のみ場合は、添付不要。 □地役権や地上権等、所有権以外の権利者も記入すること。 (土地の抵当権および根抵当権ならびに建築物の権利者の記入は不要とする。) □共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 □一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。
9-2	施行同意書 (第 11 号様式)	◎	◎	□上記一覧表と同一順序であること。 □同意の日付を入れ、権利者が押印したものを添付すること。 □事業区域内すべての土地が申請者の名義(権利者)の土地である場合は不要 【対象となる権利】 所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用賃借権、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要と判断される場合があるため注意すること))
9-3	印鑑登録証明書 又は印鑑証明書	○	○	□施行同意書に押印(使用)した印鑑の登録証明書類を添付すること。
書類 10	事前協議等に関する書類			
10-1	事前協議要件処 理一覧表 (第 12 号様式)	○	○	□「付加要件」および「処理事項」欄の記載内容は、各課・機関との協議確認書と整合させること。 □「処理年月日」欄には、協議番号も記載すること。また、他法令の許可等がある場合は法令名、許可番号及び許可日を記載すること。 □協議不要意見や補足意見及びその処理対応も記載すること。 □申請者名を記載すること。
10-2	盛土規制法にか かる事前協議の 要件に対する協 議確認書 (第 3 号様式)	○	○	□関係課・機関の確認を受けた協議確認書の写しを添付すること。 □処理結果図書の添付順序は、要件処理一覧表の順序と同一順序とすること。 □協議確認書は(正に写し、副に原本)を添付すること。
10-3	関係法令の許可 証等	○	○	□関係法令の許認可等が必要な場合は、写しを添付すること。

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
書類 11	官民境界確定 協議書	○	○	□官民境界がある場合は、官民境界確定協議書の写しを添付すること
書類 12	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
12-1	事前周知結果 報告書 (第 13 号様式)	◎	◎	□各欄に必要な事項を記入すること
12-2	周知にかかる 関係書類 (任意様式)	○	○	□周知に用いた資料、結果等がわかる書類を添付すること。
書類 13	工程表 (任意様式)	○	○	□梅雨時等については、詳細に記載のこと。 □作成者名を記載すること。
書類 14	水理計算書 (任意様式)	区域内	○	☐ 事業区域内の水理計算を行うこと。 ☐ 流出係数は、土地利用形態(地表状態)に応じて適切な値を用いること。 ☐ 降雨強度は、5 年から 10 年確率で想定される降雨強度を基本とする。 ☐ 排水施設の断面(余裕率等)については、上記のほか市が定める基準や市街地・農地・森林における基準を参考に、計画流出量を安全に排除できるよう決定すること。 ☐ 雨水排水計画平面図と整合していること。
		区域外	○	☐ 下流河川等への流量増を伴う工事については、事業区域外の水理計算および対策の必要性判断等を行うこと。 ☐ 流量増対策にかかる検討は、事業規模や一次放流(接続)先河川・施設により、当該河川・施設管理者が定める雨水排水計画基準等に基づき行うこと。(下流河川等の HWL についても協議・確認すること) ☐ 事前協議における、関係課・機関(河川・施設管理者)との協議確認内容と整合していること。(関係図面等を添付すること。) ☐ 河川・施設管理者との事前協議において、「協議不要」であった場合でも、一次放流先河川等(箇所)における流下能力評価は必ず行うこと。(ただし、上流の流域を考慮した検討は不要とする。)
書類 15	地盤調査・土質 試験その他調査 等資料 (任意様式)	○	—	☐ 地盤について講ずる措置等に関連して、必要な調査・試験結果等を添付すること。 ☐ 軟弱地盤対策の検討、擁壁等の必要地耐力、基礎補強(地盤改良)等の確認または検討に資するものであること。 ☐ 既存の調査資料(近傍のボーリング結果など)も可とするが、必要に応じて調査等を行うこと。
書類 16	擁壁等の構造計 算書 (任意様式)	◎	—	☐ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁または崖面崩壊防止施設を設置する場合に添付すること。 ・擁壁または崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定および断面算定 ☐ 任意設置擁壁の構造計算書は添付不要とする。安全性については事業者において責任をもって確認すること。 ☐ プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、添付不要とするが、認定条件等と異なる設計をする場合には、添付すること。 ☐ 計算書作成者の氏名を記載すること。
書類 17	カタログ等	○	—	☐ 二次製品(擁壁、崖面崩壊防止施設、土留側溝、調整池等主要構造物)や土石崩壊等防止材(鋼矢板や防水シート等)はカタログの写しを添付し、該当箇所を着色表示すること。 ☐ プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、カタログに加えて、宅造認定証及び製造工場の認証証明書(写真)の写しを添付すること。 ☐ 擁壁の背面排水工に透水マットを採用する場合は、擁壁用透水マット協会認定品を使用することとし、カタログに加えて、協会認定証の写しを添付すること。

書類の名称 (様式)			許可 12、30 条		明示すべき事項
			形質の 変更	土石の 堆積	
書類 18	安定計算書 (任意様式)	盛土(のり面全体)	◎	—	☐ 渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく盛土全体(地盤含む)の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意) ☐ 大規模造成地では、造成の規模・タイプにより盛土全体の安全性の検討を行うこと。 ☐ その他、盛土のり面の安全性の検討が必要な場合は、安定計算書を添付すること。(技術的基準 第 1 章参照のこと。)
		地盤(崖面)	◎	—	☐ 崖面を擁壁で覆わないとき(政令8条1項1号ロ)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。 ☐ 渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意)
書類 19	堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類 (任意様式)		—	◎	☐ 土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐまたは滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令32条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 (具体例) ・構台等の設計書 ・周辺の安全確保および柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置および空地確保に関する計画
書類 20	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類 (任意様式)		—	◎	☐ 次の①か②のいずれかの措置(省令34条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧および自重によって損壊、転倒、滑動または沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ☐ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ☐ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊または滑りが生じないようにするための措置 (具体例) ・鋼矢板等の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土石の傾斜部の安定化に関する計画
書類 21	土量計算書 (任意様式)		○	○	☐ 形質の変更の場合は、原則、事業規模や造成箇所に応じた適切な間隔の断面における平均断面法により土量を算出すること。 ☐ 土石の堆積の場合は、最大時の土量を算出すること。
書類 22	防災計画書 (任意様式)		○	—	☐ 1ha以上の造成時に添付すること。 ☐ 下記の内容を記入すること。 ・災害危険想定地域等の該当、災害履歴の有無、それら災害リスクへの対応内容 ・工事施行中の防災措置(土砂流出防止計画等) ・防災体制(工事中の現場管理体制、非常時の連絡体制※) ※消防署、医療機関、労働基準監督署、電気・通信関係、盛土等許可処分庁など
書類 23	現況写真 (任意様式)		◎	◎	☐ 区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ☐ 区域界を赤線で明示すること。 ☐ 鮮明なカラー写真であること。 ☐ 事業区域内外の河川、水路等は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。
書類 24	その他市長が必要と認める書類 (任意様式)		○	○	☐ 地盤改良を行う場合の計画および根拠資料等 その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 1 変更の場合(書類)

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合

変更前「黄色」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)の 2 段書き表示とし、様式の右肩にも凡例表示する。

- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合

変更前「黄色」右上肩に「変更前」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)右上肩に「変更後」と表記する。

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	☐ 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ☐ 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ☐ 本チェックリストを提出時に添付すること。
図面 1	位置図	◎	◎	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路および目標となる地物を明示すること。
図面 2	付近見取図	○	○	☐ 縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路は茶色、河川及び水路等は青色に着色すること。 ☐ 申請地の所在及び地番を記載すること。
図面 3	現況平面図 (地形図)	◎	◎	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域の土地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 隣接地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 官民境界確定線を明示し、確定日及び番号を記載すること。 ☐ 2mの標高差を示す等高線を明示すること。
図面 4	造成計画平面図 (土地の平面図)	◎	◎	【共通】 ☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 断面線を表示すること。 ☐ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ☐ 雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更】 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の種類、高さ(全高及び見え高)及び延長等を記載すること。 なお、高さの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 【土石の堆積】 ☐ 土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状)を明示すること。 ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む) ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む)

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 5	土地 利 用 計 画 平面図	○	－	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業完了後の土地利用及び形状、計画高を明示すること。 ☐ 予定建築物の形状、規模及び用途を記載すること。 ☐ 公共施設の位置及び形状を明示すること。 ☐ 事業区域内の道路寸法(幅員、隅切り、転回広場)を表示すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ☐ 他法令等(道路法及び河川法)において施工される構造物の位置及び形状寸法等を記載すること。(法令等の名称、許可番号及び許可年月日等も記載すること。)
図面 6	造成計画断面図 (土地の断面図)	◎	◎	【共通】 ☐ 縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内外の地盤高を明示すること。 ☐ 官民境界確定線の明示し、官民境界の確定日及び番号を記載すること。 【形質の変更】 ☐ 切土又は盛土の計画地盤高及び現況地盤高を明示すること。なお、盛土又は切土をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示し、砕石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の寸法(全高、見え高、根入れ)を記載すること。なお、擁壁の前面が水路等の場合は、土質別許容角度線を明示したうえで擁壁の根入れ寸法を記載すること。 【土石の堆積】 ☐ 最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲における最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。 ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。
図面 7	排水計画平面図 (排水施設の平面図)	◎	○	【共通】 ☐ 造成計画平面図(土地の平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を詳細に明示すること。 ☐ 雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ☐ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高を明示すること。 ☐ 法面(かけを含む。)および擁壁の位置および形状を明示すること。 ☐ 各構造物には、構造図と対照可能な番号を記載すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 (雨水) ☐ 流末には、排水量を明示すること。 ☐ 遊水池(調整池)の位置及び形状を明示すること。 ☐ 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称を記載すること。 ☐ 排水管の勾配、管種及び管径を記載すること。 ☐ 道路側溝その他の排水施設の位置及び形状寸法を記載すること。 ☐ 河川及び水路の名称、位置及び形状寸法を記載すること。 ☐ 放流先側溝及び水路等の勾配根拠を明示すること。 ☐ 吐口の位置を明示すること。 (汚水) ☐ 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 ☐ 合併浄化槽を設置の場合は位置、形状、人槽及び放流管を明示すること。 ☐ 公共下水道の場合は、汚水樹の位置及び汚水管を明示すること。

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 8	雨水排水流域図 (放流先経路図)	○	－	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域から主要河川に至る経路がわかるものを作成すること。 ☐ 各ブロックは色分けし、ブロック毎に面積を記載すること。 ☐ ブロック別の記号を記載し、水理計算書の記号と対象が可能なものとする。こと。 ☐ 勾配根拠を明示すること。
図面 9	構造図 (崖の断面図) (擁壁の断面図) (崖面崩壊防止 施設の断面図)	○	－	☐ 縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ☐ 全ての構造物を表示すること。 ☐ 擁壁の寸法(全高、見え高、根入長等)及び勾配を明示すること。 ☐ 擁壁の材料、種類及び各部材の形状寸法を明示すること。 ☐ 裏込コンクリート及び透水層の位置寸法を明示すること。 ☐ 擁壁の隅角部については、詳細図を作成し添付すること。 ☐ 鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付し、鉄筋の位置、間隔及びかぶり厚さを明示すること。 ☐ 水抜穴の位置寸法を明示することがある場合はその詳細図を添付すること。 ☐ 隅角部補強図 ☐ 二次製品の場合は製品名(宅造認定品の場合はその旨も)を記載すること。 ☐ 基礎地盤の土質及び擁壁を設置する際に求める地耐力及び現場での確認事項を明示すること。 ☐ 地盤改良や基礎杭等の位置、材料及び寸法を記載すること。 ☐ 崖面崩壊防止施設構造図は、上記の擁壁構造図の留意事項に準じて作成すること。 ☐ 擁壁で覆わない崖面がある場合は、崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、盛土または切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法を示した断面図を明示すること。
図面 10	擁壁等展開図 (擁壁の背面図) (崖面崩壊防止 施設の背面図)	○	－	☐ 縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ☐ 全高、見え高、根入長等を明示すること。(構造図等と整合させること。) ☐ 主要地点の擁壁等の前面地盤高(根入れ高さとなる部分)を明示すること。(造成計画平面図および造成計画断面図と整合させること。) ☐ 隅角部補強の位置を明示すること。また、隅角部の折れ点から目地までの距離を明示すること。 ☐ 端数処理を行う箇所を明示すること。 ☐ 目地位置および目地の厚さを明示すること。 ☐ 擁壁の折点について、隅角部(135度以下)かどうか、角度を明示すること。 ☐ 見え高が1m以下であることを確認するために、任意設置擁壁についても展開図を作成すること。また、任意設置擁壁である旨を明示すること。
図面 11	堆積土石の崩壊 を防止するための 措置に関する 図面 (構造図ほか)	－	○	☐ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ☐ 任意の縮尺(縮尺明示) ☐ 堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類と対照が可能なものであること。
図面 12	土石の崩壊に伴う 土砂の流出を 防止する措置に 関する図面 (構造図ほか)	－	○	☐ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ☐ 任意の縮尺(縮尺明示) ☐ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類と対照が可能なものであること。
図面 13	求積図(丈量図)	○	○	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の求積は積上げによる方法ではなく、全域で算出すること。 ☐ 求積表は出来る限り同一図面に記載すること。 ☐ 求積計算及び辺長計算は座標による計算とし、計算表を記載すること。 ☐ 外周長(辺長)を記載すること。 ☐ 次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 ①土地の面積 ②行為をする土地の面積 【形質の変更】 ☐ ①において、土地利用計画平面図(および設計説明書)における土地利用計画ごとの面積と整合した求積図を別途、添付すること。(宅地、道路用地、公園など)

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 14	防災工事・施設 に関する計画図 面	○	－	☐ 1ha 以上の造成について添付すること。 ☐ 防災計画書の内容と整合させること。 ☐ 土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ☐ 方位を明示すること。 ☐ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 等高線を明示すること。 ☐ 計画道路線を明示すること。 ☐ 段切位置を明示すること。 ☐ 防災施設の位置、形状寸法及び名称を記載すること。 ☐ 運土計画を計画すること。 ☐ 工事中の雨水排水系路を明示すること。 ☐ 防災施設の設置時期及び期間等を記載すること。
図面 15	その他市長が必要と認める図面	○	○	☐ 宅地造成にかかる給水計画平面図、建築物計画図(配置・平面・立面)ほか ☐ 雨水排水対策の検討にかかる排水計画縦断面図、断面図(HWL 明示)ほか ☐ 調整池の設置にかかる構造図ほか ☐ 道路計画にかかる標準断面図、縦断面図、横断面図ほか その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 2 変更の場合（図面）

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合

変更無「青色」または「黒色」

変更前「黄色」

変更後「赤色」

構造図新規「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「新規」と表記

構造図廃止「黄色」で「×」で消去

- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合

変更無「青色」または「黒色」

変更前「黄色」で変更箇所を表示し、タイトルに「黄色」で「変更前」と表記

変更後「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「変更後」と表記

届出工事のチェックリスト

凡例

- ◎：必要(省令で定められた図書等)
- ：必要(市細則等で定められた図書等)
- △：場合により必要
- －：不要

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却	公共施設 用地の 転用	区域指定時届出 21、40 第 1 項		明示等すべき事項
		21、40 第 3 項	21、40 第 4 項	形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	○	○	☐ 必要部数：2 部(正副：副は返却用) ☐ 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ☐ 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること も可) ☐ 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ☐ 本チェックリストを提出時に添付すること。
書類 1	届出書					
	擁壁等に関する 工事の届出書 (様式第十七)	◎				以下のいずれかの全部または一部除去工事を行う場合に、その工事に着手 する日の14日前までに届け出ること。 ①擁壁又は崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの ②地表水等を排除するための排水施設 ③地滑り抑止ぐい等 ☐ 寸法、延長等の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入 すること。 <土地の所在地および地番> ☐ 所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、 筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載した ものを添付すること。 <行おうとする工事の種類及び内容> ☐ 除去工事の対象物および高さ、寸法、延長などの規格等を記入すること。 (造成計画平面図等と整合させること)
	公共施設用地 の転用の届出 書 (様式第十八)		◎			公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合に、その転用した日から 14日以内に届け出ること。 ☐ 面積の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入する こと。 <土地の所在地および地番> ☐ 所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、 筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載した ものを添付すること。 <転用前及び転用後の用途> ☐ 具体的な土地利用の用途を記入すること。(登記事項証明書に記載の地目 など)
	宅地造成又は 特定盛土等に 関する工事の届 出書 (様式第十五) 又は 土石の堆積に 関する工事の届 出書 (様式第十六)			◎	◎	区域指定時に所定規模の造成工事又は土石の堆積を行っている場合に、指 定日から21日以内に届け出ること。 ☐ 面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨 て、小数第二位まで記入すること。 <土地の所在地及び地番> ☐ 所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、筆 数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載したも のを添付すること。 ☐ 代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土 地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位 まで記入すること。 <工事の進捗状況> ☐ 施工を完了している具体的な造成内容(切盛土、擁壁等構造物設置、土石 の堆積土量など)を記載するとともに、概ねの工事進捗割合を記入するこ と。
書類 2	委任状 (任意様式)	△	△	△	△	☐ 申請者以外の者が手続きをする場合は添付すること。 ☐ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先(TEL・FAX)を記載すること。 ☐ 委任する内容(変更ほか該当する手続き全般)を記載すること。 ☐ 申請者の住所及び氏名を記載し、押印すること。

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却 21、40 第3項	公共施設 用地の 転用 21,40 第4項	区域指定時届出 21、40 第1項		明示等すべき事項
				形質の 変更	土石の 堆積	
書類 3-1	設計説明書 (第4-1号様式)	○	○	－	－	☐ 申請書等の記載内容と整合させ、記入欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 ☐ 空欄は「－」等を記載し、全ての欄を埋めること。 【擁壁等の除却】 ☐ 基本方針は、以下の内容を記入すること。 ①撤去する構造物の種別(L型擁壁、練積み擁壁、U型水路など)、高さ、寸法、延長等の規格、 ②除却後の当該箇所等の処理(切土により地盤高を下げたうえで再度擁壁設置(種別、規格等も記載)、のり面処理、排水勾配を確保する地盤造成、U型水路復旧(種別、規格等も記載)など) ③①および②に伴う造成計画(切盛土(面積、最大高さ)、擁壁(種別、全高、見え高) 【公共施設用地の転用】 ☐ 基本方針は、以下の内容を記入すること。 ①転用地の情報(地番、転用前及び転用後の用途、転用日) ②転用の経緯等(協議関係課、協議経過など)
書類 3-2	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表 (第5号様式)	－	△	－	－	☐ 該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など 【公共施設用地の転用】 ☐ 除去等した公共施設があれば、従前について記入すること。
書類4	公図(字限図)	○	○	－	－	☐ 事業区域内を緑色で着色すること。 ☐ 地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 隣接地(道路も含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 里道(赤)及び水路(青)を明確に着色すること。 ☐ 字限図(公図)の転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者名を記載すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる字限図(公図)も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類5	土地の登記事項証明書の写し	○	○	－	－	☐ 謄本は申請時点から3ヶ月以内の証明書を添付すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類6	現況写真 (任意様式)	○	○	◎	◎	☐ 区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ☐ 撮影方向位置図を添付すること。(現況平面図に記入しても可とする。) ☐ 区域界を赤線で明示すること。 ☐ 鮮明なカラー写真であること。
図面1	位置図	○	○	◎	◎	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路および目標となる地物を明示すること。
図面2	現況平面図 (地形図)	○	○	◎	◎	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 事業区域の土地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 隣接地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 2mの標高差を示す等高線を明示すること。
図面3	造成計画平面図 (土地の平面図)	○	－	◎	◎	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却	公共施設 用地の 転用	区域指定時届出 21、40 第 1 項		明示等すべき事項
		21、40 第 3 項	21、40 第 4 項	形質の 変更	土石の 堆積	
図面 3	造成計画平面図 (土地の平面図)	○	—	◎	◎	☐ 雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更、擁壁等の除却】 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の種類、高さ(全高及び見え高)及び延長等を記載すること。なお、高さの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 擁壁等の撤去の場合には断面線を明示すること。 【土石の堆積】 ☐ 土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状)を明示すること。 ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む) ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む)
図面 4	土地利用計画平面図	○	—	—	—	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業完了後の土地利用及び形状、計画高を明示すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ☐ 他法令等(道路法及び河川法)において施工される構造物の位置及び形状寸法等を記載すること。(法令等の名称、許可番号及び許可年月日等も記載すること。)
図面 5	造成計画断面図 (土地の断面図)	○	—	○	○	☐ 縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内外の地盤高を明示すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の寸法(全高、見え高、根入れ)を明記すること。なお、擁壁の前面が水路等の場合は、土質別許容角度線を明示したうえで擁壁の根入れ寸法を記載すること。 ☐ 排水施設の種別を明記すること。 ☐ 法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ☐ 既存構造物には、その旨を明記すること。
図面 6	構造図 (崖の断面図) (擁壁の断面図) (崖面崩壊防止施設の断面図)	○	—	—	—	☐ 縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ☐ 擁壁の寸法及び勾配を明示すること。 ☐ 擁壁の材料、種類及び各部材の形状寸法を明示すること。 ☐ 裏込コンクリート及び透水層の位置寸法を明示すること。 ☐ 擁壁の隅角部については、詳細図を作成し添付すること。 ☐ 鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付し、鉄筋の位置、間隔及びかぶり厚さを明示すること。 ☐ 水抜穴の位置寸法を明示すること。 ☐ 基礎地盤の土質及び擁壁を設置する際に求める地耐力及び現場での確認事項を明示すること。 ☐ 地盤改良や基礎杭等の位置、材料及び寸法を記載すること。 ☐ 崖面崩壊防止施設構造図は、上記の擁壁構造図の留意事項に準じて作成すること。 ☐ 擁壁で覆わない崖面がある場合は、崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、盛土または切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法を示した断面図を明示すること。
図面 7	求積図 (丈量図)	○	—	—	—	☐ 事業区域の求積は積上げによる方法ではなく、全域で算出すること。 ☐ 求積表は出来る限り同一図面に記載すること。 ☐ 求積計算及び辺長計算は座標による計算とし、計算表を記載すること。 ☐ 外周長(辺長)を記載すること。

書類・図面の名称 (様式)		擁壁等の 除却	公共施設 用地の 転用	区域指定時届出 21、40 第 1 項		明示等すべき事項
		21、40 第 3 項	21、40 第 4 項	形質の 変更	土石の 堆積	
その他	その他必要な図 書等	○	○	○	○	その他、必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 1 変更の場合(書類)

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合
変更前「黄色」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)の 2 段書き表示とし、様式の右肩にも凡例表示する。
- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合
変更前「黄色」右上肩に「変更前」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)右上肩に「変更後」と表記する。

注 2 変更の場合(図面)

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合
変更無「青色」または「黒色」
変更前「黄色」
変更後「赤色」
構造図新規「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「新規」と表記
構造図廃止「黄色」で「×」で消去
- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合
変更無「青色」または「黒色」
変更前「黄色」で変更箇所を表示し、タイトルに「黄色」で「変更前」と表記
変更後「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「変更後」と表記

88 条証明のチェックリスト

書類の名称 (様式)		明示等すべき事項
全般(共通事項)		☐ 必要部数:2部(正副:副は返却用) ☐ 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ☐ 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ☐ 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ☐ 本チェックリストを提出時に添付すること。
書類1	宅地造成等または建築に関する証明書の交付申請 (第14号様式)	☐ 申請者の氏名にふりがなを記載すること。 <1 証明を受けようとする土地の所在および地番ならびに地目および実測面積> ☐ 所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載したものを添付すること。 ☐ 実測面積は建築基準法により道路後退を要する場合であっても、道路後退前の面積を記載すること。 <2 建築物等の用途> ☐ 建築物等の用途は、主たる用途を記載すること。 (記載例)一戸建ての住宅に用途上不可分の離れを建築する場合 →「一戸建ての住宅(離れ)」 <3 建築物等の構造および規模> ☐ 建築物等が複数棟ある場合は、棟毎に記載し、既存建築物がある場合は分けて記載すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物の各項目を記入の上、合わせて「ほか○棟(別紙のとおり)」と記入し別紙を添付すること。 <数値記入欄> ☐ 面積、高さ、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <代理人欄> ☐ 復代理人がいる場合は復代理人も記載すること。 <その他必要な事項> ☐ 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
書類2	委任状 (任意様式)	☐ 申請者以外の者が手続きをする場合は添付すること。 ☐ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先(TEL・FAX)を記載すること。 ☐ 委任する内容(変更ほか該当する手続き全般)を記載すること。 ☐ 申請者の住所及び氏名を記載し、押印すること。
書類3	公図(字限図)	☐ 事業区域内を緑色で着色すること。 ☐ 地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 隣接地(道路も含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 里道(赤)及び水路(青)を明確に着色すること。 ☐ 字限図(公図)の転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者名を記載すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる字限図(公図)も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類4	土地の登記事項証明書	☐ 謄本は申請時点から3ヶ月以内の証明書を添付すること。 ☐ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は情報取得者名を記載すること。
書類5	現況写真 (任意様式)	☐ 区域境界および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ☐ 区域界を赤線で明示すること。 ☐ 鮮明なカラー写真であること。

図面の名称		明示等すべき事項
図面 1	付近見取図	☐ 縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 証明区域内を赤色に着色すること。 ☐ 証明地の所在及び地番を記載すること。(外〇筆可)
図面 2	現況平面図 (地形図)	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 証明区域界を赤線で明示すること。 ☐ 道路名、河川名及び現況幅員を記載すること。 ☐ 建築基準法上の道路種別を記載すること。 ☐ 証明地及び隣接地(道路を含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 ☐ 既設建築物がある場合は、建築確認番号等を記載すること。 ☐ 今回解体する建築物は、「今回解体」と記載すること。 ☐ 現況地盤高を詳細に記載すること。 ☐ 区域境界部の既設構造物の位置、種別、高さ及び延長等を記載すること。 ☐ 写真撮影位置を明示すること。
図面 3	土地利用計画 平面図	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 道路名、河川名及び現況幅員を記載すること。 ☐ 建築基準法上の道路種別を記載すること。 ☐ 道路後退がある場合は後退線を明示し、後退後の道路幅員を記載すること。 ☐ 予定建築物の形状、用途及び延床面積を記載すること。 ☐ 計画地盤高を詳細に記載すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物は、その旨記載すること。 ☐ 他法令等(道路法及び河川法)において施工される構造物の位置及び形状寸法等を記載すること。(法令等の名称、許可番号及び許可年月日等も記載すること。)
図面 4	土地の平面図 (造成計画平面図)	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 断面線を表示すること。 ☐ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 切土及び盛土の合計面積が500㎡を超える場合は、30cmを超える切土は黄色、30cmを超える盛土は赤色で濃く着色した図面を作成すること。また、それらの面積を記載すること。
図面 5	土地の断面図 (造成計画断面図)	☐ 縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内外の地盤高を明示すること。 ☐ 切土又は盛土の計画地盤高及び現況地盤高を明示すること。なお、盛土又は切土をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示し、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ☐ 擁壁等の寸法(全高、見え高、根入れ)を記載すること。なお、擁壁の前面が水路等の場合は、土質別許容角度線を明示したうえで擁壁の根入れ寸法を記載すること。
図面 6	求積図 (丈量図)	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 道路後退前の敷地全体の求積とすること。 ☐ 切土及び盛土の合計面積が500㎡を超える場合は、切土及び盛土が30cmを超える箇所の面積の求積根拠を示すこと。 ☐ 面積は小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。

図面の名称		明示等すべき事項
図面7	建築平面図・立面図	☐ 縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐ 各階平面及び二面以上の立面を記載すること。 ☐ 建築面積及び延床面積の計算表を記載すること。 ☐ 面積計算の根拠寸法を記載すること。 ☐ 立面図に最高高さを記載すること。
その他	その他必要な図書等	その他、審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。